

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領解説

平成26年12月

内閣府
文部科学省
厚生労働省

目 次

序 章

第1節 策定の基本的な考え方	1
1 策定の経緯等	1
(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領とは	1
(2) 策定の背景	2
2 策定に当たっての基本的な考え方	3
3 策定の要点	4
第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育 及び保育の役割	6
1 乳幼児期の特性	6
(1) 乳幼児期の生活	6
(2) 乳幼児期の発育・発達	10
2 幼保連携型認定こども園の生活	27
3 幼保連携型認定こども園の役割	31

第1章 総則

第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 及び目標	34
1 教育及び保育の基本	34
(1) 人格形成の基礎を培うこと	36
(2) 環境を通して行う教育及び保育	36
(3) 幼保連携型認定こども園における指導の意義	42
(4) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に 関連して重視する事項	43
(5) 計画的な環境の構成	51
2 教育及び保育の目標	56
第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成	60
1 全体的な計画の作成	60
2 全体的な計画の意義等	63

3	教育週数	69
4	教育時間	70
5	保育時間等	70
第3節	幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項	71
1	集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した0歳から小学校 就学前までの一貫した教育及び保育	71
2	一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育 及び保育の内容の工夫	73
3	環境を通して行う教育及び保育	75
4	幼保連携型認定こども園における養護	79
5	園児の健康及び安全	88
6	保護者に対する子育ての支援	114
第2章	ねらい及び内容並びに配慮事項	
第1節	ねらい及び内容の考え方と領域の編成	135
第2節	各領域に示す事項	138
1	心身の健康に関する領域「健康」	138
2	人とのかかわりに関する領域「人間関係」	156
3	身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」	179
4	言葉の獲得に関する領域「言葉」	196
5	感性と表現に関する領域「表現」	212
第3節	保育の実施上の配慮事項	225
1	乳児期の園児の保育に関する配慮事項	225
2	満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項	230
3	満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項	234
第3章	指導計画作成に当たって配慮すべき事項	
第1節	指導計画の考え方	242
1	園児の主体性と指導の計画性	242
2	教育及び保育の内容に関する全体的な計画と指導計画	243
3	指導計画と具体的な指導	244

第2節	一般的な配慮事項	245
1	指導計画の作成	245
2	入園から修了までの生活	251
3	体験の多様性と関連性	254
4	長期の指導計画と短期の指導計画	257
5	指導上の工夫	259
6	保育教諭等の役割	260
7	小学校以降の生活や学習の基盤の育成	264
第3節	特に配慮すべき事項	266
1	発達の過程に応じた教育及び保育	267
2	発達の連続性を考慮した教育及び保育	267
3	一日の生活のリズムへの配慮	270
4	午睡	272
5	長時間にわたる保育	274
6	障害のある園児の教育及び保育	275
7	障害のある園児と共に活動する機会	278
8	特別に配慮を要する園児への対応	279
9	行事の指導	281
10	小学校教育との円滑な接続	282
11	家庭や地域社会との連携	285

序 章

第1節 策定の基本的な考え方

1 策定の経緯等

(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領とは

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」という。）は、子育てを巡る課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したものである。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、教育・保育要領を踏まえることとされている。

したがって、教育・保育要領は、質の高い教育及び保育を提供する観点から、全ての認定こども園にとって大きな意義を有しているものである。

なお、教育・保育要領で用いられている「教育」と「保育」の意味は、特に断りがない限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の定義と同一である。

すなわち、ここでいう「教育」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対して、教育基本法（平成18年法律第120号）に規定する法律で定める学校において行われる教育であり、また、ここでいう「保育」とは、保育を必要とする子どもに対して行われる児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育である。（288ページを参照）

(2) 策定の背景

認定こども園制度は、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして、平成 18 年度より始まった。この認定こども園制度は、保護者の就労状況によらず利用できるなど一定の評価を得ているものの、幼稚園と保育所それぞれの認可を受けなければ設置できないなどといった課題が指摘されていた。

このため、「子ども・子育て支援新制度」においてはこれらの課題を解消するため、認定こども園法一部改正法により、認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化することとした。

この新たな幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、認定こども園法において、幼稚園教育要領（平成 20 年文部科学省告示第 26 号）及び保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）との整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとされた。

教育・保育要領の策定に当たっては、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に認定こども園教育専門部会が、社会保障審議会児童部会の下に認定こども園保育専門委員会がそれぞれ設置され、教育・保育要領の策定に関する検討は、平成 25 年 6 月から認定こども園教育専門部会と認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議において進められた。

この合同の検討会議は、約 7 か月にわたる検討の結果、平成 26 年 1 月に「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）」を取りまとめた。

内閣府・文部科学省・厚生労働省では、この報告を踏まえ、認定こども

も園法第 10 条第 1 項に基づき、平成 26 年 4 月 30 日に教育・保育要領の告示を公示した。

2 策定に当たっての基本的な考え方

教育・保育要領は、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）」を踏まえ、次の方針に基づき策定した。

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保

- ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても環境を通して教育及び保育を行うことを基本としたこと
- ・ 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとしたこと

② 小学校教育との円滑な接続に配慮

- ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと
- ・ 幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の明示

- ・ 0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと
- ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び

保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと

- ・ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと

3 策定の要点

(1) 総則

① 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園の目的及び目標を達成するため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針などを踏まえて、幼保連携型認定こども園としての教育及び保育の基本及び目標を第1章総則に示した。

② 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

幼稚園教育要領及び保育所保育指針などを踏まえて、関係法令及び教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成すること、教育課程に係る教育週数及び教育時間並びに保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間等を示した。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

保育所保育指針などを踏まえて、次のことなどを示した。

- ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと
- ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性への配慮、園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえた教育及び保育の内容やその展開を工夫すること
- ・ 乳幼児期の特性を踏まえた教育及び保育の環境の構成の留意事項

- ・ 養護に関すること
- ・ 健康及び安全に関すること
- ・ 保護者に対する子育ての支援に関すること

(2) ねらい及び内容並びに配慮事項

① ねらい及び内容

幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、ねらい及び内容を園児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示した。

② 保育の実施上の配慮事項

保育所保育指針を踏まえて、乳児期の園児、満1歳以上満3歳未満の園児及び満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項をそれぞれ示した。

(3) 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

① 一般的な配慮事項

幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、次のことなどを示した。

- ・ 指導計画作成に当たっては、具体的なねらいや内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること
- ・ 長期及び短期の指導計画作成し、適切な指導が行われるようにすること
- ・ 園児の人権や園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導を行うようにすること

② 特に配慮すべき事項

幼稚園教育要領及び保育所保育指針などを踏まえて、次のことなどを示した。

- ・園児の発達連続性を考慮した教育及び保育を展開する際の留意事項
- ・障害のある園児の指導に関すること
- ・特別に配慮を要する園児への対応に関すること
- ・小学校教育との円滑な接続に関すること
- ・家庭や地域社会との連携に関すること

第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育及び保育の役割

1 乳幼児期の特性

(1) 乳幼児期の生活

乳幼児期には、乳幼児にとってふさわしい生活が保障され、乳幼児が保護者や保育教諭等の特定の大人との親しい人間関係を軸にして営まれる生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急激に広がり、依存から自立に向かう。

① 生活の場

乳幼児期は、運動機能が急速に発達し、体を通して様々な環境にかかわる中でいろいろなことをやってみようとする活動意欲も高まる時期である。保護者や周囲の大人との愛情あるかかわりの中で見守られているという安心感に支えられて乳幼児の行動範囲は広がりを見せ始める。そして、いろいろな場所に出掛けて行き、そこにある様々なものに心を動かされたり、それをういて遊んだりすることにより、興味や関心が広が

り、それにつれて乳幼児の生活の場も次第に広がっていく。特に、乳幼児の生活の場が最も大きく広がり、様々な環境とのかかわりが質的にも、量的にも深まりを見せるのは園生活などにおける集団生活が始まってからである。

多くの園児にとって園生活は、家庭から離れて主に同年代の園児と日々一緒に過ごす集団生活である。幼保連携型認定こども園においては、保育教諭等や他の園児と生活を共にしながら園児一人一人の世界から徐々に他者と感動を共有し、イメージを伝え合うなど互いに影響を及ぼし合い、興味や関心の幅を広げ、言葉を獲得し、表現する喜びを味わう。また、大勢の友達と活動を展開する充実感や満足感を持つことによって、さらに自分の生活を広げていこうとする意欲が育てられていくことになる。しかし、このような集団での生活の中では、親しい人間関係の下で営まれる家庭生活とは異なり、自分一人でやり遂げなければならないことや解決しなければならないことに出会ったり、その場におけるきまりを守ったり、他の人の思いを大切にしなければならなかったりするなど、自分の意志を通すことができるとは限らない状況になることもある。このような状況で保育教諭等の大人の手を借りながら、他の園児と話し合うなどして、その園児なりに解決し、危機を乗り越える経験を重ねることにより、園児一人一人の自立的な生活態度が次第に培われていく。園児は、それぞれの家庭や地域等で得た生活経験を基にして園生活で様々な活動を展開し、また、園生活で得た経験を家庭や地域での生活に生かしている。生活の場の広がりの中で、様々な出来事や暮らしの中の文化的な事物や事象、多様な人々との出会いやかかわり合いを通して、園児が発達に必要な体験を積み重ねていく。

このような生活の広がりに対して、園児は期待と同時に不安感や緊張感を抱いていることが多い。家庭や地域での生活において乳幼児が安心して依存できる保護者や身近な大人の存在が必要であるのと同様に、園生活が園児にとって安心して過ごすことができる生活の場となるために

は、園児の行動を温かく見守り、適切な援助を行う保育教諭等の存在が不可欠である。

② 他者との関係

乳幼児期は、家庭における保護者などとの関係だけでなく、他の園児や家族以外の人々の存在に気付き始め、次第にかかわりを求めるようになってくる。初めは、保護者や保育教諭等の大人とのかかわりが強いものの、同年代の園児がいると、別々の活動をしながらも同じ場所で過ごすことで満足する様子が見られるが、やがて一緒に遊ぶようになることで、次第に、言葉を交わしたり、物のやり取りをしたりするなどのかかわりを持つようになっていく。そして、ときには自己主張のぶつかり合いや友達と折り合いを付ける体験を重ねながら友達関係が生まれ、深まっていく。やがて、園などでの集団生活の場で共通の興味や関心を持って生活を展開する楽しさを味わうことができるようになると、さらに友達関係は広がりを見せるようになっていく。このような対人関係の広がりの中で園児は互いに見たり、聞いたりしたことなどを言葉や他の様々な方法で伝え合うことによって、今までの自分のイメージにない世界に出会うことになる。

園児はこのようにして、一人で活動するよりも、何人かの友達と一緒に活動することで、生活がより豊かに楽しく展開できることを体験し、友達がいることの楽しさと大切さに気付いていくことになる。

それと同時に、園児は、友達とのかかわりを通して様々な感情を体験していくことになる。友達と一緒に活動する楽しさや喜び、また、自己主張のぶつかり合いなどによる怒り、悲しさ、寂しさなどを味わう体験を積み重ねることによって、次第に、相手も自分も互いに違う主張や感情を持った存在であることにも気付き、その相手も一緒に楽しく遊んだり、生活したりできるよう、自分の気持ちを調整していく。

このような他者との関係の広がりはその深まりにもつながっていく。

同時にそれらは自我の形成の過程でもある。乳幼児期には、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、他者とかかわり合う生活を通して、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちも生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれていく。

③ 興味や関心

生活の場の広がりや対人関係の広がりに伴って、園児の興味や関心は生活の中で様々な対象に向けられて広がっていく。

生活の場が家庭から地域、幼保連携型認定こども園へと広がるにつれて、園児は、興味や関心を抱き、好奇心や探究心を呼び起こされるような様々な事物や現象に出会うことになる。そのようなものに対する興味や関心は、他の園児や保育教諭等と感動を共有したり、共にその対象にかかわって活動を展開したりすることによって広げられ、高められていく。また、一人では興味や関心を持たなかった対象に対しても他の園児に接することによって、あるいは、保育教諭等の援助などによって、自分もそれに興味や関心を持つようになる。このような興味や関心は、その対象と十分にかかわり合い、好奇心や探究心を満足させながら、自分でよく見たり、取り扱ったりすることにより、さらに高まり、思考力の基礎を培っていくことから、園児が様々な対象と十分にかかわり合えるようにすることが大切である。

また、他の園児や保育教諭等と言葉により対話することがその過程をさらに深めていくことにもなる。

園児は、同年代の園児の行動に影響されて行動を起こしたり、保護者や保育教諭等の親しみを持っている大人の行動を模倣し、同じようなことをやってみようとすることが多い。したがって、自然や出来事などの様々な対象へ園児の興味や関心を広げるためには、他の園児の存在や保育教諭等の言動が重要な意味を持つことになる。

(2) 乳幼児期の発育・発達

乳幼児期は、環境とかかわり合う生活の中で自己の興味や欲求に基づく直接的・具体的な体験を通して健全な心身の発育・発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。また、生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、園児一人一人の個人差が大きいこの時期において、園児一人一人の健やかな育ちを保障するためには、園児自らが安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるような環境が整えられ、愛情豊かな思慮深い保護者や保育教諭等の大人とのかかわり合いが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の園児との間でも相互に働き掛け、かかわりを深め、人への信頼感と自己の主体性を培っていくのである。

そのため、保育教諭等は、園児の発達の特性と発達の過程を十分に理解し、その園児一人一人の発達の過程に応じて見通しを持って教育及び保育を行うことが求められている。

園児は、生まれながらに備わっている諸感覚を働かせながら、身の回りの環境に働き掛けていく。温かく受容し、優しく語り掛ける保育教諭等の大人に見守られながら、園児は環境に働き掛け、環境から働き掛けられる中で、成長していく。そして、その相互作用においては、園児自らが環境に働き掛ける自発的な活動であることや、身体感覚を伴う直接的・具体的な体験であることが大切である。また、特定の保育教諭等の大人との親密なかかわりにおいて育まれる園児と保育教諭等の大人との信頼関係が、園児が主体的に環境にかかわるその基盤となる。

園児が人やものなどに触れ、興味や関心を広げていくことは、園児に様々な心情をもたらし、自らかかわろうとする意欲を促していくことになる。

また、園児は人やものなどと出会い、感覚を磨きながら多様な体験を積み重ねていくことにより、自らの生活を楽しみながら、環境とかかわ

る姿勢や態度を身に付けていく。より豊かで多様な環境との出会いの中で、園児は、行きつ戻りつしながら様々な能力を獲得していく。こうした過程そのものが、園児の発達であると言えるであろう。

園児と生活を共にする保育教諭等は、園児に安心感や安定感を与えながら、園児の発達の特性や発達の過程に沿った適切な援助をしていかなければならない。

さらに、生活や遊びを共にする中で、園児一人一人の心身の状態を把握し、園児が自ら環境に働き掛け、感じたり、考えたり、試したり、工夫したり、繰り返したりする過程を見守り、園児と共に環境を再構成しながら共に楽しむことも大切である。

① 発達の捉え方

人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自分から能動的に働き掛けようとする力を持っている。自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して環境とかがわり合う中で、生活に必要な能力や態度などを獲得していく過程を発達と考えることができよう。

生活に必要な能力や態度などの獲得については、どちらかと言うと大人に教えられたとおりに園児が覚えていくという側面が強調されることもあるが、乳幼児期には、園児自身が自発的・能動的に環境とかがわりながら、生活の中で状況と関連付けて身に付けていくことが重要である。したがって、生活に必要な能力や態度などの獲得のためには、遊びを中心とした生活の中で、園児が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くこと、あるいは必要感を持つことが重要である。

園児の心身の諸側面は、それぞれが独立して発達するものではなく、園児が周囲の人やものとのかがわり、友達と体を動かして遊びを展開するなどの中で、それぞれの側面が相互に関連し合うことにより、発達が成し遂げられていくものである。

園児の発達は一時的ではあるが常に滑らかに進行するものではなく、ときには、同じ状態が続いて停滞しているように見えたり、あるときには、飛躍的に進んだりすることも見られる。

さらに、このような発達の過程の中には、ある時期には身に付けやすいが、その時期を逃すと、身に付けにくくなるものもある。したがって、どの時期に何をどのような方法で身に付けさせていくべきかという適時性を考えることは、園児の望ましい発達を促す上で、大切なことになる。ここでの適時性とは、長期的な見通しに立った緩やかなものであり、人間は生涯を通して発達し続ける存在であることから、その時期を過ぎたら、発達の可能性がないというような狭い意味のものではない。

② 発達を促すもの

乳幼児期の発達を促すために必要なこととして次のようなものが考えられる。

ア 能動性の発揮

園児は、興味や関心を持ったものに対して自分からかかわろうとする。したがって、このような能動性が十分に発揮されるような対象や時間、場などが用意されることが必要である。特に、そのような園児の行動や心の動きを受け止め、認めたり、励ましたりする保護者や保育教諭等の大人の存在が大切である。

また、園児が積極的に周囲に目を向け、かかわるようになるには、園児の心が安定していなければならない。心の安定は、周囲の保護者や保育教諭等の大人との信頼関係が築かれることによって、作り出されるものである。

イ 発達に応じた環境からの刺激

園児は、環境との相互作用によって発達に必要な経験を積み重ねていく。したがって、乳幼児期の発達は生活している環境の影響を大きく受けると考えられる。ここでの環境とは自然環境に限らず、人も含めた園

児を取り巻く環境の全てを指している。

例えば、ある運動機能が育まれていく時期に、一緒に運動して楽しむ友達がいるなど体を動かしたくなるような環境が整っていなければ、その機能は十分に育つことはできないであろう。また、言葉を交わす楽しさは、話したり、聞いたりすることが十分にできる環境がなければ経験できないこともある。したがって、発達を促すためには、活動の展開によって柔軟に変化し、園児の興味や関心に応じて必要な刺激が得られるような応答性のある環境が必要である。

③ 発達の特徴

園児が生活する姿の中には、乳幼児期特有の状態が見られる。そこで、園では、乳幼児期の発達の特徴を十分に理解して、園児の発達の実情に即応した教育及び保育を行うことが大切である。乳幼児期の発達の特徴のうち、特に留意しなければならない主なものは次のようなことである。

○乳幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する時期である。そのために自分の力で取り組むことができることが次第に多くなり、園児の活動性は著しく高まる。そして、ときには、全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。こうした取組は運動機能だけでなく、他の心身の諸側面の発達をも促すことにもなる。

○乳幼児期は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育ち、それを心のよりどころとして身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働き掛けるなど、次第に自我が芽生える時期である。興味や好奇心に導かれて触れていく世界は、園児にとって新たな出会いや発見に満ちている。笑ったり、泣いたり、驚いたり、不思議に感じたり、周囲の保護者や保育教諭等の大人や他の園児と共感したり、楽しんだりする中で、園児の情感が豊かに育っていく。その中で、自分と他者

との違いなどに気付き始め、それが自分の気持ちを相手に表現していく意欲や行動につながり、自我の育ちとなっていく。

○乳幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や保育教諭等の大人に依存していたいという気持ちも強く残っている時期である。乳幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができるのである。すなわち、この時期は、保護者や保育教諭等の大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期であると言える。また、乳幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人とかかわり、充実した生活を営むために大切なことである。

○乳幼児期は、次第に園児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めていく時期である。園児は、このような自分なりのイメージを持って友達と遊ぶ中で、物事に対する他の園児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようになっていく。

○乳幼児期は、信頼や憧れを持って見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期である。この対象は、初めは、保護者や保育教諭等の大人であることが多い。やがて、園児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような園児における同一化は、園児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。

○乳幼児期は、次第に環境と能動的にかかわることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄につ

いての概念を形成する時期である。例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きているものとその生命の終わり、人と他の動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようになる。

○乳幼児期は、他者とのかかわり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別が次第にできるようになる時期である。また、園児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期でもある。特に、園児は、大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。

④ 発達の過程

小学校就学前の園児の発達の過程については、おおむね八つの区分として捉えることができるであろう。

既に述べたとおり、園児一人一人の心身の成長は様々であり、実際の園児の発達は直線的ではなく、行きつ戻りつしながら、ときに停滞しているように見えたり、あるとき、急速に伸びを示したりといった様相が認められる。

一方、発達には一定の順序性ととともに、一定の方向性が認められ、園児を巡る発達の道筋には共通のものがある。例えば、身体機能であれば、頭部から下肢へ、体軀の中心部から末梢部へと発達していく。また、身体的形態や生理機能、運動面や情緒面の発達、さらには知的発達や社会性の発達など様々な発達の側面が、相互に関連しながら総合的に発達していくといった特徴がある。

ここではこうした発達の様相を八つに区分し、発達の過程としてそれぞれの特徴を示している。ただし、この区分は、同年齢の園児の均一的

な発達の基準ではなく、園児一人一人の発達の過程として捉えるべきものである。保育教諭等は、園児の発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って見通し、園児が、今、楽しんでしていることを共に喜び、それを繰り返しながら園児の発達を助長することが大切である。

また、様々な条件により、園児に発達上の課題や園生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育教諭等は、園児が様々な環境とかかわり合う中で、自ら発達していく力を十分に認め、その姿に寄り添いながら、園児一人一人の発達の過程や心身の状態に応じた適切な指導及び環境の構成を行うことが重要である。

1) おおむね6か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、身長や体重が増加し、著しい発育・発達が見られる。

運動面では、生後4か月までに首が据わり、5か月ぐらいからは目の前の物をつかもうとしたり、手を口に持っていったりするなど手足の動きが活発になる。その後、寝返りができるようになり、腹ばいにするとう胸を反らして顔や肩を上げ、上半身の自由を利かせて遊ぶようになるなど、全身の動きが活発になり、自分の意思で体を動かすことができるようになる。

また、この時期の視覚や聴覚などの感覚の発達は目覚ましく、これにより、自分を取り巻く世界を認知し始める。例えば、生後3か月頃には、周囲の人やものをじっと見つめたり、見回したりする。また、周りで物音がしたり、大人が話している声がしたりすると、その音や声をする方を見るようになる。そして次第に、このような認知が運動面や対人面の発達を促していく。

生理的なほほえみから、あやすと笑うなどの社会的なほほえみへ、単調な泣き方から抑揚のある感情を訴える泣き方へ、様々な発声は大人と視線を交わしながらの喃語へと、生まれながらに備わっていた能力が、

次第に、社会的・心理的な意味を持つものへと変わっていく。

園児が示す様々な行動や欲求に、大人が適切に応えることが大切であり、これにより園児の中に、人に対する基本的信頼感が芽生えていく。特に、身近にいる特定の保育教諭等が、応答的、かつ積極的に働き掛けることで、その保育教諭等との間に情緒的な絆きずなが形成され、愛着関係へと発展していく。

2) おおむね6か月から1歳3か月未満

この時期は座る、はう、立つ、つたい歩きを経て一人歩きに至る。その時々それぞれに動きや姿勢を十分に経験することが大切である。こうした運動面の発達により、園児の視界が広がり、園児は様々な刺激を受けながら生活空間を広げていくとともに、自由に手が使えるようになることで、自ら触ってみたい、かかわってみたいという意欲が高められていく。様々なものに手を伸ばし、次第に両手に物を持って打ち付けたり、たたき合わせたりすることができるようになる。

また、一人歩きによって、自由に移動できることを喜び、好奇心が旺盛になっていく中で、身近な環境に働き掛ける意欲を高めていく。そして、自分が行きたいところに行くことができるという満足感はさらなる発達の原動力となっていく。

また、握り方も手のひら全体で握る状態から、全ての指で握る状態、さらに親指が他の指から独立して異なる働きをする状態を経て、親指と人差し指でつまむ動作へと変わっていく。

このように全身を動かし、手を動かす中で身近な人やものへ興味や関心を持ってかかわり、そのことによりさらに体を動かし、特定の大人との信頼関係による情緒の安定を基盤にして、探索活動が活発になっていく。

6か月頃には身近な人の顔が分かり、あやしてもらおうと喜んだり、愛情を込めて受容的にかかわる大人とのやり取りを盛んに楽しんだりす

る。そして、前期に芽生えた特定の大人との愛着関係がさらに強まり、この絆をよりどころとして、徐々に周囲の大人に働き掛けていく。この頃には、特定の大人との愛着関係が育まれている現れとして、初めて会った人や知らない人に対して泣くなど人見知りをするようになる。

この時期は、声を出したり、自分の意思や欲求を喃語や身振りなどで伝えようとしたりする。こうした喃語や身振りなどに対して、身近な大人が園児の気持ちをくみ取り、それを言葉にして返すなど、応答的にかかわることで、園児は大人の声ややり取りを心地よいものと感じていく。そして、徐々に簡単な言葉の意味することが分かってくる。このような大人とのやり取りが言葉によるコミュニケーションの芽生えとなる。

また、園児は生活の中で、応答的にかかわる大人と同じものを見つめ、同じものを共有することを通して、盛んに指差しをするようになる。自分の欲求や気付いたことを大人に伝えようと指で差し示しながら、関心を共有し、そのものの名前や、欲求の意味を徐々に理解していく。それはやがて言葉となり、また一語文となり、その一語の中には園児の様々な思いが込められ、身近な大人との対話の基本となる。例えば、園児が発する「マンマ」という言葉は、特定の大人などへの呼び掛けであったりするとともに、「マンマ食べたい」という欲求であったりする。園児は一語文に言葉を添え、応答的にかかわる大人の気持ちを敏感に感じ取りながら、伝えたい、聴いてもらいたいという表現意欲を高めていく。

さらに、この時期は、離乳が開始され、母乳やミルクなどの乳汁栄養から、滑らかにすり潰した状態の食べ物を経て、徐々に形のある食べ物を摂取するようになる。そして、少しずつ食べ物に親しみながら、また咀嚼と嚥下を繰り返しながら、幼児食へと移行していく。

1歳から1歳6か月頃になると、自分の手で食べたいという意欲が芽生え、食べ物に手を伸ばして食べるようになる。このことは、食べ物を目で確かめて、感触を確かめ、手をつかみ、口まで運び、口に入れるという、目と手を協応させる力が発達してきた現れである。

離乳食による栄養の摂取は、生命を維持し、健康を保つためには欠かせないが、園児が楽しい雰囲気の中で、喜んで食べることも大切である。様々な食品に慣れ、食材そのものの味に親しみ、味覚の幅を広げながら、園児は自分で食べようとする意欲を高めていく。

3) おおむね1歳3か月から2歳未満

この時期は、歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りのものに自発的に働き掛けていく。

この時期の園児の発達の大きな特徴の一つは歩行の開始である。歩くことができるようになることは園児にとって大きな喜びであり、園児は一步一步踏み出しながら行動範囲を広げ、自ら環境にかかわろうとする意欲を高めていく。歩行の獲得は、自分の意志で自分の体を動かすことができるようになることであり、園児は、自分でしたいという欲求を生活のあらゆる場面において発揮していくことにつながる。

一人歩きを繰り返す中で、脚力やバランス力が身に付くとともに、歩くことが安定すると、自由に手を使うことができるようになり、その機能も発達する。様々な物を手に取り、指先を使いながらつまんだり、拾ったり、引っ張ったり、物の出し入れなどを何度も繰り返したりする。また、絵本をめくったり、クレヨンなどでなぐり描きをしたりして楽しむ。こうした様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、物を媒介としたやり取りが園児と大人の間で広がり、園児の好奇心や遊びへの意欲が培われていく。

体を使って遊びながら様々な場面やものへのイメージを膨らませ、そのイメージしたものを遊具などで見立てて遊ぶようになる。実際に目の前にはない場面や事物を頭の中でイメージして、遊具などで見立てるといった象徴機能の発達は、言葉を習得していくことと大変重要なかわりがある。

応答的な大人とのかかわりによって、園児自ら呼び掛けたり、拒否を

表す片言や一語文を言ったり，言葉で言い表せないことは，指さし，身振りなどで示し，親しい大人に自分の気持ちを伝えようとする。一語文や指さすものを言葉にして返していくなどのかかわりにより，「マンマほしい」などの二語文を獲得していく。

この時期には，他の園児や周囲の人への興味や関心が高まる。近くで他の園児が玩具で遊んでいたりと，大人と楽しそうにやり取りをしていたりすると，近づいて行こうとする。

また，他の園児の仕草や行動をまねたり，他の園児が持っている同じ玩具を欲しがったりする。特に，日常的に接している園児同士では，同じことをして楽しむかかわりや，追い掛けっこをする姿などが見られる。その中で玩具の取り合いをしたり，相手に対し拒否したり，簡単な言葉で不満を訴えたりすることもある。こうした経験の中で，大人とのかかわりとは異なる園児同士のかかわりが育まれていく。

4) おおむね2歳

この時期は歩いたり，走ったり，跳んだりなどの基本的な運動機能が伸び，自分の体を思うように動かすことができるようになる。喜びに満ちた表情で戸外を走り回るだけでなく，ボールを蹴ったり，投げたり，段ボール箱などの中に潜ったり，入ったりするなど，様々な姿勢をとりながら身体を使った遊びを繰り返し行う。その動きを十分に楽しみながら人やものとのかかわりを広げ，行動範囲を拡大させていく。

また，紙をちぎったり，破いたり，貼ったり，なぐり描きをしたりするようになるなど遊びが広がり，探索意欲が増し，自分がしたいことに集中するようになる。指先の機能の発達によってできることが増え，食事，衣類の着脱，排泄^{せつ}など，自分の身の回りのことを自分でしようとする意欲が出てくる。排泄^{せつ}の自立のための身体的機能も整ってくる。

発声が明瞭になり，語彙も著しく増加し，2歳の終わり頃には，自分のしたいこと，してほしいことを言葉で表出しようとするようになって

いく。また、遊具などを実物に見立てたり、「…のつもり」になって「…のふり」を楽しんだりして、ままごとなどの簡単なごっこ遊びをするようになる。

こうした遊びを繰り返し楽しみ、イメージを膨らませることにより象徴機能が発達し、盛んに言葉を使うようになる。また、遊びの中で言葉を使うことや言葉を交わすことの喜びを感じるようになる。イメージが自由に行き交うことの面白さ、楽しさを味わいながら、身近な大人や他の園児とのやり取りが増えていく。

生活や遊びの中で、自分のことを自分でしようとする意欲が高まっていくことや、自分の意思や欲求を言葉で表そうとすることなどにより、園児の自我が育っていく。そして、「自分で」、「いや」と強く自己主張することも多くなり、思いどおりにいかないと、泣いたり、癩癩かんしやくを起こしたりする場面も現れる。

個人差はあるものの、大人がこうした自我の育ちを積極的に受け止めることにより、園児は自分への自信を持つようになる。一方で、自分の行動の全てが受け入れられるわけではないことに徐々に気付いていく。園児は、自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在によって、時間を掛けて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直していく。

5) おおむね3歳

この時期は、基礎的な運動能力が育ち、歩く、走る、跳ぶ、押す、引っ張る、投げる、転がる、ぶら下がる、またぐ、蹴るなどの基本的な動作が、一通りできるようになる。様々な動作や運動を十分に経験することにより、自分の体の動きをコントロールし、自らの身体感覚を高めていく。

運動能力の発達に伴い、食事、衣類の着脱、排泄せつなど、基本的な生活習慣がある程度定着するようになってくる。例えば、不完全ながらも箸を使って食べようとし、衣類の着脱や排泄せつなどを自分からしようとする。

基本的な生活習慣がある程度自分でできるようになることにより、園児の心の中には、何でも自分でできるという意識が育ち、大人の手助けを拒むことが多くなる。自分の意思で生活を繰り広げようとするのは、園児の主体性を育み、意図を持って行動することや、自分の生活を律していくことにつながる。

理解できる語彙が急激に増加し、日常生活での言葉のやり取りができるようになる。「おはよう」、「ありがとう」などの人とかかわる挨拶などに係る言葉を自分から使うようになり、言葉を交わす心地よさを体験していく。

また、言葉の獲得を通し、知的興味や関心が高まり、「なぜ」、「どうして」といった質問を盛んにするようになる。このような質問ややり取りを通して、言葉による表現がますます豊かになっていく。

この時期の遊びの多くは場を共有しながらそれぞれが独立して遊ぶ、いわゆる平行遊びとして、平行して遊びながら他の園児の遊びを模倣したり、遊具を仲立ちとして園児同士でかかわったりする姿もある。ときには遊具の取り合いからけんかになることもあるが、徐々に友達と分け合ったり、順番に使ったりするなど、きまりを守ることを覚え始める。

こういった経験を繰り返しながら、次第に他の園児との関係が、園児の生活や遊びにとって重要なものとなっていく。そして、徐々にかかわりを深め、共通したイメージを持って遊びを楽しむようになる。

自分のことを「私」、「僕」と言うようになるなど自我が形成されるにつれて、自分についての認識と共に、家族、友達、先生などとの関係が分かり始める。周囲への関心や注意力、観察力が伸びて、気付いたことを言葉で言ったり、遊びに取り入れたりしながら人とのかかわりを育んでいく。

園児は、様々な遊具を手にして夢中で遊んだり、イメージを広げながらごっこ遊びを楽しんだりする中で、身の回りの大人の行動や日常の経験を取り入れて再現するようになる。こうした遊びを繰り返しながら、

様々な人やものへの理解を深め、予想や意図、期待を持って行動するなど、社会性を育てていく。

また、簡単なストーリーが分かるようになり、絵本に登場する人物や動物と自分を同化して考えたり、想像を膨らませたりしていく。それらをごっこ遊びや劇遊びに発展させていくこともある。

6) おおむね4歳

4歳を過ぎる頃から、しっかりとした足取りで歩くようになるとともに、全身のバランスを取る能力が発達し、片足跳びをしたり、スキップをしたりするなど、体の動きが巧みになってくる。活動的になり、全身を使いながら様々な遊具や活動などに挑戦して遊ぶなど、運動量も増してくる。

手先も器用になり、ひもを通したり、結んだり、はさみを扱うことができるようになる。また、体を動かしながら声を掛けるなど、異なる二つの行動を同時に行うことができるようになる。

園児は、水、砂、土、草花、樹木、虫といった身近な自然環境に興味を示し、積極的にかかわろうとする。砂山や泥団子作りに夢中になったり、花を摘んだり、木の実を拾ったり、虫を捕ったりと、自分の手足を使い、感覚を総動員して見たり、触れたりしながら、ものや動植物の特性を知り、より豊かなかかわり方や遊び方を体得していく。

また、認識力や色彩感覚などを育てていく。こうした自然やものとのかかわりの中で、身体感覚を養い、想像の世界を広げていくことは、園児に心の安定や喜びをもたらす。

この時期は、想像力の広がりにより、現実に体験したことと、絵本など想像の世界で見聞きしたこととを重ね合わせたり、心が人だけではなく他の生き物や無生物にもあると信じたりする。その中で、イメージを膨らませ、物語を自分なりにつくったり、世界の不思議さや面白さを味わったりしながら遊びを発展させていく。また、大きな音や暗がり、お

化けや夢，一人取り残されることへの不安などの恐れの気持ちを経験する。

園児は様々にイメージを広げ，友達とイメージを共有しながら想像の世界の中でごっこ遊びに没頭して遊ぶことを楽しむ。

自分と他人との区別がつき，自我が形成されていくと，自分以外の人をじっくり見るようになるとともに，見られる自分に気付くといった自意識を持つようになる。自分の気持ちを通そうとする思いと，ときには自分の思ったとおりにいかないという不安や，つらさといった葛藤を経験する。

このような気持ちを周りの大人に共感してもらったり，励まされたりすることを繰り返しながら，園児は友達や身近な人の気持ちを理解していく。

園児同士の遊びが豊かに展開していくと，仲間といることの喜びや楽しさをより感じるようになり，仲間とのつながりが深まっていくとともに，競争心も生まれ，けんかも多くなっていく。自己主張をぶつけ合い，悔しい思いを経験しながら相手の主張を受け入れたり，自分の主張を受け入れてもらったりする経験を積み重ねていく。その中で，きまりの大切さに気付き，守ろうとするようになる。自己を十分に発揮することと，他者と協調して生活していくという，人が生きていく上で大切なことを，園児はこの時期に学び始める。主張をぶつけ合い，やり取りを重ねる中で互いに合意していくという経験は，園児の社会性を育てるとともに，自己肯定感や他者を受容する感情を育てていく。

7) おおむね5歳

基本的な生活習慣を身に付け，起床から就寝に至るまで，生活に必要な行動のほとんどを一人でできるようになる。大人に指示されなくとも一日の生活の流れを見通しながら次にとるべき行動が分かり，手洗い，食事，排泄，着替えなどを進んで行おうとする。また，共有するものを

大切にしたり，片付けをしたりするなど，自分で生活の場を整え，その必要性を理解するようになる。また，自分のことだけでなく，人の役に立つことがうれしく誇らしく感じられ，進んで大人の手伝いをしたり，年下の園児の世話をしたりするようになる。こうした中で相手の心や立場を気遣うようになる。

運動機能はますます伸び，大人が行う動きのほとんどができるようになる。縄跳びやボール遊びなど，体全体を協応させた複雑な運動をするようになるとともに，心肺機能が高まり，鬼ごっこなど集団で行う遊びなどで活発に体を動かし，自ら挑戦する姿が多く見られるようになる。手先の器用さが増し，小さなものをつまむ，ひもを結ぶ，雑巾を絞るといった動作もできるようになり，大人の援助により，のこぎりなど様々な用具を扱うことができるようになる。運動機能の高まりは，園児の自主性や自立性を育てていく。

5歳を過ぎると，物事を対比する能力が育ち，時間や空間などを認識するようになる。また，少し先を見通しながら目的を持った活動を友達と行うようになり，仲間の存在がますます重要になる。そして，目的に向かって楽しく活動するためには，園児一人一人が自分の役割を果たし，きまりを守ることが大切であることを実感していくとともに，自分たちできまりをつくることもする。

こういった集団活動の中で，言葉による伝達や対話の必要性が増大し，仲間との話合いを繰り返しながら自分の思いや考えを伝える力や相手の話を聞く力を身に付けていく。主張のぶつかり合いやけんかが起きても，すぐに大人に頼らず，自分たちで解決しようとする姿が見られるようになる。その結果，仲間の中で新たな目的が生じ，園児一人一人の役割に変化や発展が見られるなど，集団としての機能が高まっていく。

園児はそれまでの経験や日々の生活を通して，自分なりに考え，納得のいく理由で物事の判断ができる基礎を培っていく。また，納得できないことに対して反発したり，言葉を使って調整したりするなどの力が芽

生える。自分の意図が伝わらず仲間から批判されたり、悔しい思いを経験したりすることもあるが、そうした経験が園児の思考力の基礎を育てていく。そして、自ら考えながら、自分の気持ちを分かりやすく表現したり、相手の気持ちを聞く力が育ったりすることを通して、園児は、次第に相手を許したり、認めたりする社会生活に必要な基本的な力を身に付けるようになっていく。

集団での活動の高まりとともに、園児は仲間の中で様々な葛藤を体験しながら成長していく。そして、園児一人一人の成長が集団の活動を活発なものに変化させ、そのことにより、個々の園児の成長が促されていく。園児は次第に仲間が必要であることを実感し、仲間の中の一人としての自覚が生まれ、自分への自信と友達への親しみや信頼感を高めていく。

8) おおむね6歳

6歳を過ぎると、身体的な成熟と機能の発達に加え、年長として自覚や誇りを持った姿が見られるようになる。全身運動が滑らかで巧みになり、全力で走り、跳躍するなど快活に跳び回り、自信を持って活動するようになり、ボールを突きながら走ったり、跳び箱を跳んだり、竹馬に乗ったりするなど、様々な運動に意欲的に挑戦するようになる。それとともに細かな手の動きが一段と進み、自分のイメージしたように描き、ダイナミックな表現とともに細やかな製作をするなど、様々な方法で様々な材料や用具を用いて工夫して表現することを楽しむようになる。園児の表現には、園児の内面の成長や心の豊かさが現れ、一つの表現がさらに表現しようとする意欲を高めていく。

この頃になると、仲間の意思や仲間の中で通用する約束事が大事なものとなり、それを守ろうとする。ごっこ遊びを発展させた集団で行う遊びが活発に展開され、遊びの中で役割分担が生まれる。園児はその役割を担うことで、協同しながら遊びを持続し、発展させていく。また、園

児はごっこ遊びの中で、手の込んだ流れと様々な役割を考え出し、遊びはより複雑なものとなっていく。そして、こうした遊びを試行錯誤しながらも満足いくまで楽しもうとするようになる。仲間の一員として認められ、遊びの楽しさを共有するためには、持てる知識を総動員して創意工夫する主体的、自主的な姿勢や自由な発想が必要となる。また、友達の主張に耳を傾け、共感したり、意見を言い合ったりするとともに、自分の主張を一步譲って仲間と協調したり、意見を調整したりしながら仲間の中で合意を得ていくといった経験も重要となる。6歳の園児は社会生活を営む上で大切な自主と協調の姿勢や態度を身に付けていく時期であり、こうした姿勢や態度が生涯にわたる人とのかかわりや生活の基礎となっていく。

これまでの活動や経験を通して達成感や自分への自信を持つようになった園児は、様々なことに関心を示し、意欲的に環境にかかわっていく。自ら言葉を使い文字を書いたり、読んだりする姿も見られ、社会事象や自然事象などに対する認識も高まる。周囲の大人の言動についてもよく観察し、批判したり、意見を述べたりすることもある。また、自分自身の内面への思考が進み、自意識が高まるとともに、自分とは異なる身近な人の存在や、それぞれの人の特性や持ち味などに気付いていく。こういった成長により、大人っぽくなったという印象を周囲に与える。ときには身近な大人に甘えたり、気持ちを休めたりすることもあるが、様々な経験や対人関係の広がりから自立心が高まり、小学校就学への意欲や期待に胸を弾ませていくようになる。

2 幼保連携型認定こども園の生活

乳幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期である。したがって、幼保連携型認定こども園においては、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども

園の教育及び保育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で園児が乳幼児期にふさわしい生活を営むことができるようにすることが大切である。

園児の生活は、本来、明確に区分することは難しいものであるが、具体的な生活行動に着目して、強いて分けてみるならば、食事、衣類の着脱や片付けなどのような生活習慣にかかわる部分と遊びを中心とする部分とに分けられる。園生活は、このような活動が園児の意識や必要感、あるいは興味と関連して、連続性を持ちながら生活のリズムに沿って展開される、生活の自然な流れを大切にして、園児が園生活を充実したものとして感じるようにしていくことが大切である。

このような配慮に基づく園生活は、園児にとって、家庭や地域での生活と相互に循環するような密接な関連を持ちつつ園児をより広い世界に導き、幼保連携型認定こども園が豊かな体験を得られる場となる。

園生活には、以下のような特徴があり、その中で園児一人一人が十分に自己を発揮することによってその心身の発達が促されていくのである。

(1) 園児一人一人にとってふさわしい生活の場であること

幼保連携型認定こども園においては、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違い等により、園児一人一人の生活やそこでの体験等に差異が生じる場合がある。保護者を含め大人の利益が優先されることのないよう、入園する子どもの最善の利益を守り、幼保連携型認定こども園が園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であることが大切である。

近年、子育てを取り巻く様々な環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっていることなどを踏まえ、日常生活の中で園児が他の園児を始め様々な人々と出会い、かかわり、心を通

わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくり上げていくことが重要である。幼保連携型認定こども園などのような集団生活の場が家庭や地域社会と同様に、乳幼児期の連続した生活の中にしっかりと位置付けられることが大切である。

(2) 主に同年代の園児との集団生活を営む場であること

幼保連携型認定こども園において、園児は多数の同年代の園児とかわり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、園児は他の園児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度等を身に付けていくのである。

特に近年、家庭や地域において園児が兄弟姉妹や近隣の乳幼児とかわる機会が減少していることを踏まえると、幼保連携型認定こども園において、同年齢や異年齢の園児同士が相互にかかわり合い、生活することの意義は大きい。このような集団生活を通して、園児は、物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の園児とが異なることに気付くとともに、他の園児の存在が大切であることを知る。また、他の園児と共に活動することの楽しさを味わいながら、快い生活を営む上での約束事やきまりがあることを知り、さらにはそれらが必要なことを理解する。こうして、園児は様々な人間関係の調整の仕方について体験を通じた学びを重ねていくのである。

(3) 園児を理解し、適切な援助を行う保育教諭等と共に生活する場であること

園生活において、園児一人一人が発達に必要な体験を得られることが大切である。そのためには、園児の発達の実情や生活の流れなどに即して、保育教諭等が園児の活動にとって適切な環境を構成し、園児同士の

コミュニケーションを図るなど、適切な援助をしていくことが最も大切である。

園生活に慣れるまでの園児は、新たな生活の広がりに対して期待と同時に、不安感や緊張感を抱いていることが多い。そのような園児にとって、自分の行動を温かく見守り、必要な援助の手を差し伸べてくれる保育教諭等の配慮により、幼保連携型認定こども園が遊ぶ喜びを味わうことのできる場となることが大切である。その喜びこそが生きる力の基礎を培うのである。

(4) 適切な環境があること

家庭や地域とは異なり、幼保連携型認定こども園においては、教育的、保育的な配慮の下に園児が友達とかかわって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間はもとより、園児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されなければならない。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して園児一人一人の発達を促していくことが重要である。

さらに、園児の発達を促すための環境は、必ずしも園内だけにあるのではない。例えば、近くにある自然の多い場所や高齢者のための施設への訪問、地域の行事への参加や地域の人々の幼保連携型認定こども園への訪問などの機会も、園児が豊かな人間性の基礎を培う上で貴重な体験を得るための重要な環境である。

しかし、これらの環境が単に存在しているだけでは、必ずしも園児の発達を促すものになるとは限らない。まず保育教諭等は、園児が環境と出会うことでそれにどのような意味があるのかを見いだし、どのような興味や関心を抱き、どのようにかかわろうとしているのかを理解する必要がある。それらを踏まえた上で環境を構成することにより、環境が園児にとって意味あるものとなるのである。すなわち、発達に必要な体験

が得られる適切な環境となるのである。

3 幼保連携型認定こども園の役割

乳幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているものであることを踏まえ、子ども・子育て支援に係る制度において、発達に応じた保護者の適切なかかわりや、質の高い教育及び保育並びに子育ての支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することを目指して行われるものである。

また、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、園児一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。さらに、子どもの最善の利益を第一に考える社会を目指すことを基本に、子どもが虐待、酷使、放任その他不当な取扱いから守られ、健やかな成長が図られる安全で安心な環境を整備することが必要である。

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第2条第7項により、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設である。すなわち、幼保連携型認定こども園においては、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、この時期の子どもに健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら教育及び保育に当たらなければならない。加えて、幼保連携型認定こども園に在籍する園児の家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子

どもを対象にして、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育ての支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。

乳幼児期の教育及び保育は、大きくは家庭とそれ以外の施設等で行われ、両者は連携し、連動して子ども一人一人の育ちを促すことが大切である。元来、家庭とそれ以外の施設等においては、環境や人間関係の有様に応じてそれぞれの果たすべき役割は異なる。家庭は、愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場である。家庭以外の施設等は、家庭において保育を受けることが困難な場合に、保護者以外の大人に支えられながら、家庭に代わって保育する場であったり、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、乳幼児期なりの世界の豊かさに出会う場であったりする。さらに、地域は様々な人々との交流の機会を通して豊かな体験が得られる場である。

幼保連携型認定こども園には、このように家庭や地域とは異なる独自の働きがあり、ここに教育及び保育の内容を豊かにするに当たっての視点がある。

すなわち、幼保連携型認定こども園では、園児の主体的な活動としての遊びを十分に確保することが何よりも必要である。それは、遊びにおいて園児の主体的な力が発揮され、生きる力の基礎とも言うべき生きる喜びを味わうことが大切だからである。園児は遊びの中で能動的に対象にかかわり、自己を表出する。そこから、外の世界に対する好奇心が育まれ、探索し、物事について思考し、知識を蓄えるための基礎が形成される。また、人やものとのかかわりにおける自己表出を通して自我を形成するとともに、自分を取り巻く社会への感覚を養う。このようなことが幼保連携型認定こども園における教育及び保育の広い意味での役割とすることができる。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割も担っている。この基盤を培うとは、小学校以降の発達を見通した上で、乳幼児期に育てるべきことを乳幼児

期にふさわしい生活を通してしっかり育てることである。そのことが小学校以降の生活や学習においても重要な自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力を養うことにつながる。

また、地域の人々が園児の成長に関心を抱くことは、家庭と幼保連携型認定こども園以外の場が園児の成長に関与することとなり、園児の発達を促す機会を増やすことになる。さらに、幼保連携型認定こども園が家庭と協力して教育及び保育を進めることにより、保護者が家庭とは異なる視点から園児へのかかわりを幼保連携型認定こども園において見ることができ、視野を広げるようになるなど保護者の変容も期待できる。

第1章 総 則

幼保連携型認定こども園は小学校就学の始期に達するまでの子どもを入園させて教育及び保育を行う学校及び児童福祉施設である。幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第2条及び第9条によって幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目的及び目標が示されている。また、認定こども園法第10条に基づき、教育・保育要領において、目的及び目標をさらに具体化して、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容の基準を示すものである。

教育・保育要領第1章総則では、教育・保育要領を貫く基本的な考え方を示している。これを踏まえ、第2章以下が展開され、各章が関連し合い、全体として、一貫性を持ち、教育及び保育の質の向上に資するという構成を成している。

各幼保連携型認定こども園においては、教育・保育要領に示されていることを基として、乳幼児期にふさわしい教育及び保育の展開を目指す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の在り方を理解し、園児の心身の発達、幼保連携型認定こども園や地域の実態に即し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが大切である。

第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

1 教育及び保育の基本

1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定

こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

(1) 人格形成の基礎を培うこと

教育及び保育は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、園児の望ましい発育・発達を期待し、園児の持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、乳幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。

園児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。園児は、環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが園児の心を揺り動かし、次の活動を引き起こす。そうした体験の連なりが幾筋も生まれ、園児の将来へとつながっていく。

そのため、幼保連携型認定こども園では、園児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うことが大切である。

(2) 環境を通して行う教育及び保育

① 環境を通して行う教育及び保育の意義

一般に、乳幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方向的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基

づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが次第に培われる時期であることが知られている。すなわち、この時期の教育及び保育においては、生活を通して園児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味を持って環境にかかわることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されなければならない。

本来、人間の生活や発達は、周囲の環境との相互関係によって行われるものであり、それを切り離して考えることはできない。特に、乳幼児期は心身の発達が著しく、環境からの影響を大きく受ける時期である。したがって、この時期にどのような環境の下で生活し、その環境にどのようなにかかわったかが将来にわたる発達や人間としての生き方に重要な意味を持つことになる。

幼保連携型認定こども園は、乳幼児期にふさわしい園児の生活を実現することを通して、その発達を可能にする場である。そのためには、家庭や地域と連携を図りながら、幼保連携型認定こども園で得られる経験が実現できるようにする必要がある。

したがって、幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、認定こども園法に規定された目的や目標が達成されるよう、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、園児の生活の実情に即した教育課程その他の教育及び保育の内容を明らかにして、それらが生活を通して園児の中に育てられるように計画性を持った適切な教育及び保育が行われなければならない。つまり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、教育課程その他の教育及び保育の内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境にかかわって園児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって園児の発達を促すようにすること、すなわち環境を通して行う教育及び保育が基本となるのである。

② 園児の主体性と保育教諭等の意図

このような環境を通して行う教育及び保育は、園児の主体性と保育教諭等の意図がバランスよく絡み合っ成り立つものである。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育が目指しているものは、園児が一つ一つの活動を効率よく進めるようになることではなく、園児が自ら周囲に働き掛けてその園児なりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとする意欲や生活を営む態度、豊かな心を育むことである。このような心情、意欲、態度は、いろいろな活動を保育教諭等が計画したとおりに、全てを行わせることにより育てられるものではない。園児が自ら周囲の環境に働き掛けて様々な活動を生み出し、それが園児の意識や必要感、あるいは興味などによって連続性を保ちながら展開されることを通して育てられていくものである。

つまり、保育教諭等主導の一方的な教育及び保育の展開ではなく、園児一人一人が保育教諭等の援助の下でその主体性を発揮して活動を展開していくことができるような園児の立場に立った教育及び保育の展開である。活動の主体は園児であり、保育教諭等は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図を持って環境を構成していく。もとより、ここでいう環境とは物的な環境だけでなく、保育教諭等や友達とのかかわりを含めた状況全てである。園児は、このような状況が確保されて初めて十分に自己を発揮し、健やかに発達していくことができるのである。

その際、保育教諭等には、常に日々の園児の生活する姿を捉えることが求められる。保育教諭等は、園児が何に関心を抱いているのか、何に意欲的に取り組んでいるのか、あるいは取り組もうとしているのか、何に行き詰まっているのかなどを捉える必要があり、その捉えた姿から、園児の生活や発達を見通して指導の計画を立てることになる。すなわち、今園児が取り組んでいることはその園児にとって十分できることなのか、新たな活動を生み出すことができることなのかなど、これまでの生

活の流れや園児の意識の流れを考慮して指導の計画を立てることになる。しかし、どんなに園児の願いを受け止め、工夫して計画しても、その中で園児が何を体験するかは園児の活動に委ねるほかはない場合もある。しかし、園児をただ遊ばせているだけでは教育及び保育は成り立たない。園児をただ遊ばせているだけでは、園児の主体的な活動を促すことにはならないからである。園児一人一人に今どのような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、日々の教育及び保育に取り組んでいかなければならない。

③ 環境を通して行う教育及び保育の特質

園児の健康と安全を守ることは、幼保連携型認定こども園における基本的かつ重大な責任であると言える。全職員が常に心を配り、確認を怠らず、園児が安心、安全に過ごすことができる教育及び保育の環境を園全体で整え、園児の生命を守り、その活動を支えていく。

また、教育及び保育は、子どもの持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みであるとともに、人間の文化の継承であると言われている。環境を通して行う教育及び保育は、園児との生活を大切にしたい教育及び保育である。園児が、保育教諭等と共に生活する中で、人やものなどの様々な環境と出会い、それらとのふさわしいかわり方を身に付けていくこと、すなわち、保育教諭等の支えを得ながら文化を獲得し、自己の可能性を開いていくことを大切にしたい教育及び保育なのである。園児一人一人の潜在的な可能性は、園児が保育教諭等と共にする生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。それゆえに、園児を取り巻く環境がどのようなものであるかが重要になってくる。

したがって、環境を通して行う教育及び保育は、遊具や用具、素材だけを配置して、後は園児に任せるといったものとは本質的に異なるものである。もとより、環境に含まれている教育的及び保育的価値を保育教

諭等が取り出して直接園児に押し付けたり，詰め込んだりするものでもない。環境の中に教育的及び保育的価値を含ませながら，園児が自ら興味や関心を持って環境に取り組み，試行錯誤を経て，環境へのふさわしいかかわり方を身に付けていくことを意図した教育及び保育である。それは同時に，園児の環境との主体的なかかわりを大切にした教育及び保育であるから，園児の視点から見ると，自由感あふれる教育及び保育であると言える。

例えば，砂や水，泥といった園児の遊びには欠かせない素材とのかかわりから環境について考えてみる。砂場を設置するだけでなく，園児一人一人の発達の段階や興味や関心，時期や季節等によって，砂場の状態や必要な道具等，園全体の環境を工夫する必要がある。登園前に砂を少し湿らせておき，2歳頃の園児でも握ったり，固めたりすることができるようにしておいたり，砂のふかふかの感触が全身で味わえるように十分掘り起こしておいたりすることも必要である。園児の中には砂で遊びたいという気持ちを持ちながらも，他の大勢の園児が遊ぶ園庭へなかなか出て行くことができない場合もある。そのような場合，保育室前の戸外に砂場の砂を運んで山のように盛り，スコップやプリンカップ等の砂場道具を置いておく状況をつくることで安心して遊び始めることができるであろう。保育室から保育教諭等が他の園児と砂を盛ったり，型抜きをしたりして楽しそうに遊ぶ姿を目にすることで，思わず触れてみたくもなり自発的に動き出すであろう。この時期にはしたいことがすぐ実現できるように，砂場道具を園児数分用意しておくことも必要な環境である。安心して遊ぶことができるようになった頃，砂場に誘ってみることで，園児はさらに広い砂場やいろいろな砂場の道具，5歳頃の園児のダイナミックな遊びの様子に影響を受け遊びの世界を広げていく。砂の感触を心ゆくまで楽しんだり，試行錯誤しつつ砂の様々な性質を体感したりしながら，充実感を味わっていく。こうした園児は，例えば固めるのに適した土や表面を乾燥させるための砂など，園内のあらゆる場から探

し出したり、試してみたりするなど、探究心をかき立てられていく。友達同士で砂や土等の情報を共有するなど、人やものへのかかわりを深めていく。

このような環境を通して行う教育及び保育の特質についてまとめてみると、次のようなことが言えると考えられる。

環境を通して行う教育及び保育において、園児が自ら心身を用いて対象にかかわっていくことで、対象、対象とのかかわり方、さらに、対象とかかわる自分自身について学んでいく。園児のかかわりたいという意欲から発してこそ、環境との深いかかわりが成り立つ。この意味では、園児の主体性が何よりも大切にされなければならない。

そのためには、園児が自分から興味を持って、遊具や用具、素材についてふさわしいかかわりができるように、遊具や用具、素材の種類、数量及び配置を考えることが必要である。このような環境の構成への取組により、園児は積極性を持つようになり、活動の充実感や満足感が得られるようになる。園児の周りに意味のある体験ができるような対象を配置することにより、園児のかかわりを通して、その対象の潜在的な学びの価値を引き出すことができる。その意味においては、テーブルや整理棚など生活に必要なものや遊具、自然環境、保育教諭等の間での協力体制など園全体の教育及び保育の環境が、園児にふさわしいものとなっているかどうかとも検討されなければならない。

環境とのかかわりを深め、園児の学びを可能にするものが、保育教諭等の園児とのかかわりである。保育教諭等のかかわりは、基本的には間接的なものとしつつ、長い目では乳幼児期に園児が学ぶべきことを学ぶことができるように援助していくことが重要である。また、園児の意欲を大事にするには、園児の遊びを大切にして、やってみたいと思えるようにするとともに、試行錯誤を認め、時間を掛けて取り組めるようにすることも大切である。

保育教諭等自身も環境の一部である。保育教諭等の動きや態度は園児

の安心感の源であり、園児の視線は、保育教諭等の意図する、しないにかかわらず、保育教諭等の姿に注がれていることが少なくない。物的環境の構成に取り組んでいる保育教諭等の姿や同じ仲間の姿があつてこそ、その物的環境への園児の興味や関心が生み出される。保育教諭等がモデルとして物的環境へのかかわりを示すことで、充実した環境とのかかわりが生まれてくる。

(3) 幼保連携型認定こども園における指導の意義

一般に「指導」という場合、相手に対して一方的に知識や技能を与えるものであるという受け止め方をされることもあるが、幼保連携型認定こども園における指導は、園生活全体を通して園児の発達の実情を把握して園児一人一人の特性や発達の課題を捉え、園児の行動や発見、努力、工夫、感動などを温かく受け止めて認めたり、共感したり、励ましたりして心を通わせ、園生活の流れや発達などに即した具体的なねらいや内容にふさわしい環境をつくり出し、園児の展開する活動に対して必要な助言・指示・承認・共感・励ましなどが含まれる。

こうした指導は、乳幼児の理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助的なかかわり、反省と評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。

教育・保育要領第3章の第1の6では「園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること」としている。このため、保育教諭等は、主体的な活動を通して園児一人一人が着実な発達を遂げていくために、園児の

活動の場面に応じて様々な役割を果たしつつ、適切な指導をしていかなければならない。幼保連携型認定こども園における教育及び保育において、指導上、保育教諭等が担う役割は極めて重要なのである。

(4) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に関連して重視する事項

環境を通して教育及び保育を行うということは園児の生活を大切にすることである。乳幼児期には特有の心性や生活の仕方がある。それゆえ、幼保連携型認定こども園で展開される生活や指導の在り方は乳幼児期の特性にかなったものでなければならない。このようなことから、特に重視しなければならないこととして、「安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること」、「乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」、「園児一人一人の特性や発達の過程に応じた指導が行われるようにすること」の4点が挙げられる。

これらの事項を重視して教育及び保育を行わなければならないが、その際には、同時に、保育教諭等が園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成すべきこと及び保育教諭等が園児の活動の場面に応じて様々な役割を果たし、園児の活動を豊かにすべきことを踏まえなければならない。

乳幼児期の教育及び保育は、将来への見通しを持って、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

① 安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験

乳幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生じる安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていくとともに、園児は自分を守り、

受け入れてくれる大人を信頼する。すなわち大人を信頼するという確かな気持ちが園児の発達を支えているのである。

この時期、園児は自ら世界を拡大していくために、あらゆることに挑戦し、自分でやりたいという気持ちが強まる。その一方で、信頼する大人に自分の存在を認めてもらいたい、愛されたい、支えられたいという気持ちを持っている。したがって、園生活では、園児は保育教諭等を信頼し、その信頼する保育教諭等によって受け入れられ、見守られているという安心感を持つことが必要である。その意識の下に、必要なときに保育教諭等から適切な援助を受けながら、園児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされなければならない。それが自立へ向かうことを支えるのである。

② 乳幼児期にふさわしい生活の展開

ア 興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活

乳幼児期の生活は、そのほとんどは興味や関心に基づいた自発的な活動からなっている。この興味や関心から発した直接的で具体的な体験は、園児が発達する上で豊かな栄養となり、園児はそこから自分の生きる世界について多くのことを学び、様々な力を獲得していく。興味や関心から発した活動を十分に行うことは、園児に充実感や満足感を与え、それらが興味や関心をさらに高めていく。それゆえ、園生活では、園児が主体的に環境とかがわり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにすることが大切である。

イ 友達と十分にかかわって展開する生活

乳幼児期には、次第に園児は自分以外の園児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達とのかかわりが盛んになる。相互にかかわることを通して、園児は自己の存在感を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていく。このように、乳幼児期には社会性が著しく発達

していく時期であり、友達とのかかわりの中で、園児は相互に刺激し合い、様々なものや事柄に対する興味や関心を深め、それらにかかわる意欲を高めていく。それゆえ、園生活では、園児が友達と十分にかかわって展開する生活を大切にすることが重要である。

③ 遊びを通しての総合的な指導

ア 乳幼児期における遊び

乳幼児期の生活のほとんどは、遊びによって占められている。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時のたつのも忘れ、そのかかわり合いそのものを楽しむことにある。すなわち遊びは遊ぶこと自体が目的であり、人の役に立つ何らかの成果を生み出すことが目的ではない。しかし、乳幼児期の遊びには園児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれている。

遊びにおいて、園児が周囲の環境に思うがままに多様な仕方でかかわるということは、園児が周囲の環境に様々な意味を発見し、様々なかかわり方を発見するということである。例えば、木の葉を木の葉として見るだけではなく、器として、お金として、切符として見ることもある。また、砂が水を含むと固形状になり、さらには、液状になることを発見し、その状態の変化とともに、異なったかかわり方を発見する。これらの意味やかかわり方の発見を園児は、思考を巡らし、想像力を発揮して行うだけでなく、自分の体を使って、また、友達と共有したり、協力したりすることによって行っていく。そして、この発見の過程で、園児は、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長する。

このように、自発的な活動としての遊びにおいて、園児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのである。その意味で、自発的な活動としての遊びは、乳幼

児期特有の学習なのである。したがって、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。

イ 総合的な指導

遊びを展開する過程においては、園児は心身全体を働かせて活動するため、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。つまり、乳幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。

例えば、園児は自分の見たことや考えたことなどを自分なりに捉えたまま言葉にするため、その場にいなかった他の園児にはなかなか伝わらないことが多い。しかし、友達と一緒に遊ぶ中で、コミュニケーションを取ろうとする意識が高まり、次第に状況に依存しない言語表現力が獲得されていく。

言語能力が伸びるにつれて、言語により自分の行動を計画し、制御するようになるとともに、自己中心的な思考から相手の立場に立った思考もできるようになる。こうして社会性、道徳性が培われる。そのことは、ますます友達と積極的にかかわろうとする意欲を生み、さらに、友達と遊ぶことを通して運動能力が高まる。そして、より高度で複雑な遊びを展開することで、思考力が伸び、言語能力が高まる。象徴機能である言語能力の発達には、見立てやごっこ遊びという活動の中で想像力を豊かにし、それを表現することを通して促される。このように、遊びを通して園児の総合的な発達が実現していく。

遊びを通して総合的に発達を遂げていくのは、園児の様々な能力が一つの活動の中で関連して同時に発揮されており、また、様々な側面の発達が促されていくための諸体験が一つの活動の中で同時に得られているからである。例えば、園児が何人かで段ボールの家を作っているとする。そのとき園児は大まかではあるが、作ろうとする家のイメージを描く。そのことで園児は作業の段取りを立て、手順を考えるとというように、思

考力を働かせる。一緒に作業をするために、園児は自分のイメージを言葉や身体の仕草などを用いて伝え合うことをする。相互に伝え合う中で、相手に分かってもらえるように自分を表現し、相手を理解しようとする。このようなコミュニケーションを取りながら一緒に作業を進める中で、相手に即して自分の行動を規制し、役割を実行していく。また、用具を使うことで身体の運動機能を発揮し、用具の使い方を知り、素材の特質を知っていく。そして、段ボールの家が完成すれば、達成感とともに、友達への親密感を覚える。

このように、一つの遊びを展開する中で、園児はいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付ける。したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で園児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければならない。そして、常に園児の遊びの展開に留意し、適切な指導をしなければならない。園児の生活そのものとも言える遊びを中心に、園児の主体性を大切にする指導を行おうとするならば、それはおのずから総合的なものとなるのである。

④ 園児一人一人の発達の特性に応じた指導

ア 園児一人一人の発達の特性

園児の発達の姿は、発達の道筋としては共通した過程をたどると考えられる。園児を指導する際に、保育教諭等はその年齢の多くの園児が示す発達の姿について心得ておくことは、指導の仕方を大きく誤らないためには必要である。しかし、それぞれ独自の存在としての園児一人一人に目を向けると、その発達の姿は必ずしも一様ではないことが分かる。

園児は、一人一人の家庭環境や生活経験も異なっている。それゆえ、園児一人一人の人や事物へのかかわり方、環境からの刺激の受け止め方が異なってくる。例えば、同じ年齢の園児であっても、大胆で無秩序な世界を好む園児もいれば、逆に、自制的で整然とした世界を好む園児も

いる。園生活を送る過程で、前者の園児が秩序を受け入れるようになっていたり、後者の園児が大胆さを受け入れるようになっていたりする。

このように、園児一人一人の環境の受け止め方や見方、環境へのかかわり方が異なっているのである。すなわち、園児はその園児らしい仕方で環境に興味や関心を持ち、環境にかかわり、何らかの思いを実現し、発達するために必要ないろいろな体験をしているのである。園児のしようとしている行動が、多くの園児が示す発達の姿から見ると好ましくないと考えることもある。しかし、その行動をし、その行動を通して実現しようとしていることがその園児の発達にとって大事である場合がしばしばある。それゆえ、保育教諭等は、園児が自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、園児一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方などの発達の特性を理解し、その特性やその園児が抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。

ここでいう発達の課題とは、その時期の多くの園児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではない。発達の課題は園児一人一人の発達の姿を見つめることにより見いだされるそれぞれの課題である。その園児が今、興味や関心を持ち、行おうとしている活動の中で実現しようとしていることが、その園児の発達にとっては意味がある。したがって、発達の課題は園児の生活の中で形を変え、いろいろな活動の中に表現されることもある。例えば、鉄棒で遊びたいを気持ちを持ちながらもなかなか行動に移せない園児が、鉄棒で遊んでいた友達がいなくなってから一人で鉄棒にぶら下がってみたり、あるいは皆が縄跳びに興じているのをすぐそばで楽しそうに掛け声を発しながら見たりしている場合、その園児はそれまで苦手にしてきたことに挑戦しようとしていると理解することができるだろう。そして、挑戦した結果、成功すれば、その園児は自信を持つと考えられる。そうであれば、今この園児の発達

の課題は自信を持つことであると言える。

このように、保育教諭等は園児一人一人の発達の特性と発達の課題を把握し、その園児らしさを損なわないように指導することが大切である。

イ 園児一人一人に応じることの意味

④アに述べたように、園児は一人一人が異なった発達の姿を示す。それゆえ、保育教諭等は園児の発達に即して、園児一人一人に応じた指導をしなければならない。園児は、自分の要求を満たしてくれる保育教諭等に親しみや自分に対する愛情を感じて信頼を寄せるものである。しかし、園児一人一人に応じるというとき、ただ単にそれぞれの要求に応えればよいというわけではない。このような要求や主張を表面的に受け止めて応えようとすれば、全てに応じきれなくなり、逆に園児に不信感や不安を抱かせてしまう。また、応じ方の度が過ぎれば園児の依頼心やわがままを助長するなど、自立を妨げることにもなる。保育教諭等の応答は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目指す心情、意欲、態度を育てるために、園児一人一人の何に応じればよいのか考えたものでなければならない。

保育教諭等は、あるときは園児の要求に即座に応えるのではなく、自分で考える機会を与え、園児同士で教え学び合うように促していく必要がある。また、同じような要求であっても、園児に応じて応え方を変える必要がある。そのような応答のためには、保育教諭等が、園児の具体的な要求や行動の背後に、意欲や意志の強さの程度、明るい気分、不満に満ちた状態、気落ちした気分などの心情の状態など園児の内面の動きを察知することが大切である。そして、その園児がそれらの要求や行動を通して本当に求めていることは何かを押し量り、その園児の発達にとってどのような経験が必要かをそれぞれの場面で可能な範囲で把握していることが大切である。

例えば、園児数人と保育教諭等とで鬼遊びをしているとする。ほとんどの園児が逃げたり、追い掛けたり、捕まえたり、捕まえられたりする

ことを楽しんでいる中で、ある園児は保育教諭等の仲立ちなしには参加できないことがある。その園児はやっと泣かずに登園できるようになり、保育教諭等を保護者のように慕っている。保育教諭等と一緒に行動することで、その園児にとって保育教諭等を仲立ちに他の園児と遊ぶ楽しさを味わうという体験にしたいと保育教諭等は考える。そう考えた保育教諭等は、鬼遊びのルールを守って遊ぶということにならなくても、その園児の要求に応え、手をつないで一緒に行動しようとするだろう。

このように、ある意味で園児一人一人に応じることは、園児一人一人が過ごしてきた生活を受容し、それに応じるということなのである。それはまず、園児の思い、気持ちを受け止め、園児が周囲の環境をどう受け止めているのかを理解すること、すなわち、園児の内面を理解しようとするところから始まるのである。そして、その園児が真に求めていることに即して必要な経験を得られるように援助していくのである。このことは、園児一人一人をかけがえのない存在として見、それぞれの行動の仕方、表現の仕方などの独自の生き方をしていると考え、その独自性を大切にすることなのである。

ただし、園児一人一人に応じるとはいつでも活動形態を個々ばらばらにするということではない。幼保連携型認定こども園は集団の教育力及び保育力を生かす場である。集団の生活の中で、園児が互いに影響し合うことを通して、園児一人一人の発達が促されていく。それゆえ、園児一人一人の発達の特性を生かした集団をつくり出すことを常に考えることが大切である。

ウ 園児一人一人に応じるための保育教諭等の基本姿勢

④イに述べたように、園児一人一人に応じた指導をするには、保育教諭等が園児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で教育及び保育に臨むことが重要である。

（第2章 第2節 2 人とのかかわりに関する領域「人間関係」[内容の取扱い] (1) 170ページを参照)

また、一人一人の保育教諭等がこのような基本的な姿勢を身に付けるためには、自分自身を見つめることが大切である。

園児一人一人に応じた適切な指導をするために、保育教諭等は園児一人一人の発達の姿や内面を理解する必要があるが、保育教諭等の目の前に現れる園児の姿は保育教諭等とのかかわりの下に現れている姿でもある。ところが、園児の中に入っているとき、保育教諭等は自分がどういう在り方をしているのか十分意識しているわけではない。例えば、泥遊びの場面を見ると、園児から身を引いているかもしれない。

このように、保育教諭等には、必ずしも自覚していない仕方で園児にかかわっている部分がある。それが園児の姿に影響を及ぼしていることが十分考えられるのである。それゆえ、園児の姿を理解しようとするならば、保育教諭等は園児とかがわっているときの自分自身の在り方やかかわり方に、少しでも気付いていく必要がある。実際に行った園児とのかかわりを振り返り、自分自身を見つめることを通して、自分自身に気付いていくことができるのであり、繰り返し、そのように努めることで、園児一人一人に応じたより適切なかかわりができるようになるのである。

また、保育教諭等は自分の心の状態を認識し、安定した落ち着いた状態でいられるように努めることも大切である。

(5) 計画的な環境の構成

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児自らが積極的に事物や他者、自然事象、社会事象など周囲の環境とかがわり、体験することを通して、生きる力の基礎を育て、発達を促すものである。

園児は遊ぶことが好きであるからといって、保育教諭等は園児の遊びを放っておいてよいわけではない。なぜなら、園児は常に積極的に環境にかかわって遊び、望ましい方向に向かって発達していくとは限らない

からである。園児が望ましい方向に向かって発達していくということは、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に示された方向に向かって発達していくことである。どのような環境にいかにかかわるかを、全て園児自身に委ねていたのでは、偶然の出来事に頼ることとなり、発達に必要な体験を保障することが困難な場合も生じてくる。また、園児は一人一人興味や関心を向けるものが異なる。保育教諭等は、園児が必要な体験を積み重ねていくことができるよう、発達の道筋を見通して、教育的及び保育的に価値のある環境を計画的に構成していかなければならない。園児一人一人がかかわっている活動の各々の展開を見通すとともに、学期、年間、さらに、入園から修了までの園生活、修了後の生活という長期的な視点に立って園児一人一人の発達の道筋を見通して現在の活動を位置付け、園児の経験の深まりを見通すことが大切である。そして、望ましい方向へ向かうために必要な経験ができるよう環境を構成していく必要がある。

見通しを持ち、計画を立てることによって初めて、園児が今経験していることの意味を理解し、発達を促すかかわりや環境の構成を考えることができる。しかし、園児の活動の展開は多様な方向に躍動的に変化するものであり、常に見通しと一致するわけではない。したがって、計画を立てて環境を構成すればそれでよいというわけではない。常に活動に沿って環境を構成し直し、その状況での園児の活動から次の見通しや計画を持ち、再構成し続けていくことが必要となるのである。

① 園児の主体的な活動と環境の構成

園児が意欲を持って積極的に周囲の環境にかかわっていくこと、すなわち、主体的に活動を展開することが乳幼児期の教育及び保育の前提である。園児が主体的に活動を行うことができるか否かは環境がどのように構成されているかによって大きく左右される。園児が興味や関心を持ち、思わず、かかわりたくなるような人やもの、事柄があり、さらに、

興味や関心が深まり、意欲が引き出され、意味のある体験をすることができるように適切に構成された環境の下で、園児の主体的な活動が生じる。そして、その基礎には安心感や安定感がある。例えば、ジャングルジムの一番上まで登ってみたいと興味を示しても、恐怖心や自分にできるだろうかという不安から取り組むことをためらっている園児がいる。このときに自分を守ってくれていると感じられる保育教諭等のまなざしや励ましの言葉、楽しそうにジャングルジムに登り始めた友達の姿や友達からの誘いがあることなどによって、園児は活動を始める。

園児が主体的に活動できる環境を構成するためには、園児の周りにある様々な事物、生き物、友達や保育教諭等の他者、自然事象・社会事象などが園児一人一人にどのように受け止められ、いかなる意味を持つのかを保育教諭等自身がよく理解する必要がある。環境を構成するためには、遊具や用具、素材など様々な要素が、遊びを通して園児の発達にどう影響するかを考える必要もある。また、遊びの中での事物や事象とのかかわりが、発達の過程でどのような違いとなって表れるかを知らなければならぬ。例えば、砂と土では、それぞれ固有の性質があり、そこから引き出される遊びの展開には違いが見られる。また、砂で遊ぶときにも発達の過程によってかかわりは異なってくる。同じ事物でも園児の発達によってかかわり方は異なり、また、同じ場であっても、園児のそのときの状況によって異なる。砂場が一人で安心していられることを求める場であったり、いろいろな型に詰めて形を作ることができるという砂の持つ面白さにひかれる場であったり、また、友達と一緒にトンネルを掘ることを楽しむ場であったりする。園児の行動や心情によって、同じ場や素材でもそこで園児が経験するものは違っている。したがって、保育教諭等の援助もそれぞれにふさわしいものに変えなければならない。園児の興味や関心に即しながらも、その時期にその園児の中にどのような育ちを期待したいか、そのために必要な経験は何かを考え、その経験が可能となるように環境を構成していくことが大切である。

このように、園児の主体的な活動のための環境を構成することは、一言で言えば、園児を理解することにより可能となる。その時期の園児の環境の受け止め方や環境へのかかわり方、興味や関心の在り方や方向、一日の生活の送り方などを理解し、そこから園児一人一人にとって必要な経験を考え、適切な環境を構成するのである。ここで念頭に置かなければならないことは、保育教諭等自身が重要な環境の一つであることである。乳幼児期には、一緒に生活している大人の影響を特に強く受ける。先に述べたように、保育教諭等の身の置き方や行動、言葉、心情、態度など存在そのものが園児の行動や心情に大きな影響を与えている。したがって、保育教諭等は自分も園児にとって環境の非常に重要な一部となっていることを認識して環境の構成を考える必要がある。

このようにしてあらかじめ構成された環境の下で、園児は主体的に環境とかかわり、活動を展開する。主体的にかかわるとは、園児なりに思いや願いを持ち続け、かかわっていくことである。園児の興味や関心は次々と変化したり、あるいは深まったり、発展していく。それに伴って環境の条件も変わらざるを得ない。それゆえ、環境が最初に構成されたまま固定されては、園児の主体的な活動が十分に展開されなくなり、経験も豊かなものとはならない。したがって、構成された環境はこのような意味では暫定的な環境と考えるべきであり、保育教諭等は園児の活動の流れや心の動きに即して、常に適切なものとなるように、環境を再構成していかなければならないのである。

② 園児の活動が精選されるような環境の構成

園児が積極的に環境にかかわり、活動を展開する場合、その活動は多様な仕方で展開される。この多様な仕方でという意味は、様々な形態の活動が行われることであり、一つの活動が変容し、新たな発展をしていくことでもある。園児一人一人の興味や関心を大切にして指導するためには、様々な形態の活動が行われることも重要である。しかし、同時に

園児が活動に没頭し、遊び、充実感や満足感を味わっていくことが重視されなければならない。活動を豊かにすることは、いろいろなことをできるようにすることと同じではない。重要なのは、活動の過程で園児自身がどれだけ遊び、充実感や満足感を得ているかであり、活動の結果どれだけのことができるようになったか、何ができたかだけを捉えてはならない。なぜなら、活動の過程が意欲や態度を育み、生きる力の基礎を培っていくからである。

そのためには、一つの活動に没頭して取り組むことができることも大切である。いろいろな活動を次から次へとやっているのでは、多少の楽しさはあったとしても充実感や満足感を覚えることはできない。それゆえ、保育教諭等は園児が本当にやりたいと思い、専念できる活動を見つけていくことができるように、つまり、いろいろあり得る活動の中から興味や関心のある活動を選び取っていくことができるように、しかも、その活動の中で発達にとって大切な体験が豊かに得られるように環境を構成することが必要である。このような環境の構成は、保育教諭等の行動としてみれば、新しい事物を出したり、かかわりを増やしたりしていくことだけではない。反対に、その活動にとって不要なものやかかわりを整理し、取り去ったり、しばらくはそのままにして見守ったりしていくことも必要となる。

園児の活動が精選される環境を構成するには、園児の興味や関心の在り方、環境へのかかわり方、発達の実情などを理解することが前提である。その上で園児が興味や関心のある活動にじっくり取り組むことができるだけの時間、空間、遊具などの確保が重要である。さらに、保育教諭等自身が活動に参加するなど、興味や関心を共有して活動への取組を深める指導が重要になる。

このように、活動を充実することは、園児がいろいろな活動を行うことや取り組もうとしている活動を早く完了させることではない。園児が活動に没頭する中で思考を巡らし、心を動かしながら豊かな体験をして

いくことである。そして、保育教諭等は、このような活動がより豊かに行われるように、園児と活動を共にしながら環境の構成を工夫する必要がある。

2 教育及び保育の目標

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

園児は、家庭、地域社会、幼保連携型認定こども園という一連の流れの中で生活している。特に、子ども・子育て支援法で示されているとおり、父母その他保護者が子育てについて第一義的責任を有している。園児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭との連携を十分図って個々の園児に対する理解を深めるとともに、幼保連携型認定こども園での生活の様子なども家庭に伝えていくなど、幼保連携型認定こども園と家

庭が互いに園児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切である。

幼保連携型認定こども園では、教育・保育要領第1章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づき、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の生活を一体的に展開し、その中で園児に育つことが期待される心情、意欲、態度等を育成していく。幼保連携型認定こども園は、そのことにより生きる力の基礎を育成するよう、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を達成するよう努めなければならない。幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に含まれる意図を十分に理解して、園児の健やかな成長のために園児が適当な環境の下で他の園児や保育教諭等と楽しく充実した生活を営む中で、様々な体験を通して生きる力の基礎を育成するようにすることが重要である。

(参考) 認定こども園法 (平成18年法律第77号)

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護

者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

「幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成する」とは、乳幼児期の特性を踏まえた幼保連携型認定こども園の教育及び保育をしっかりと行うことが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことと、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成することにつながることを意味している。

教育・保育要領では、発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現

に関する領域「表現」としてまとめ、示している。幼保連携型認定こども園では、これらに示す「ねらい」が総合的に達成されるよう教育及び保育を行うことにより、生きる力の基礎を育成している。そして、その成果が小学校につながり、より豊かな小学校生活を送ることができるようになる。

例えば、幼保連携型認定こども園においては、園児はそれぞれの興味や関心に応じ、生活や遊びといった直接的・具体的な体験などを通じて園児なりのやり方で学んでいくものであって、小学校以降の学習と異なり、保育教諭等があらかじめ立てた目的に沿って、順序立てて言葉で教えられ学習するのではない。園児が、生活や遊びを通じて、学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事にかかわろうとする気持ちを持つようになる過程こそ、小学校以降の学習意欲へとつながり、さらには、社会に出てからも物事に主体的に取り組み、自ら考え、様々な問題に積極的に対応し、解決していくようになっていく。乳幼児期に多様な体験をし、様々なことに興味や関心を広げ、それらに自らかかわろうとする気持ちを育むことは、人生最初の段階である乳幼児期から重要なことである。ここでは例として、このような視点から述べたが、幼保連携型認定こども園においては、生きる力の基礎の育成を目指し、教育・保育要領第2章の第1に示す「ねらい」が総合的に達成されるよう活動を行うことが重要である。

また、園児が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場が幼保連携型認定こども園であることを踏まえ、園児の現在が心地よく生き生きと幸せであるとともに、その未来も見据え長期的な視野を持って、保護者と共に生涯にわたる生きる力の基礎を培う生活を保障していくことが重要である。それは、園児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことであり、また、生涯、発達し続けていく園児一人一人の可能性を信じることでもある。幼保連携型認定こども園における教育及び保育は一体となって園

児の現在と未来をつなげる営みとも言えるであろう。

このように、幼保連携型認定こども園の教育及び保育は、義務教育の基礎を培うことはもとより、義務教育以降の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎を培う重要なものであることを忘れてはならない。

認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、発達や学びの連続性及び生活の連続性の観点から、小学校就学の始期に達するまでの全体が園児の生きる力の基礎を育成することを保育教諭等や保護者等で共有することが大切である。

第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

1 全体的な計画の作成

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

(1) 全体的な計画の作成の基本

教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に当たっては、認定こども園法、教育基本法、児童福祉法、学校教育法及び学校保健安全法等の法律の他、これらに関係する政令や省令、そして、教育・保育要領により、種々の定めがなされており、これらに従って作成しなければならない。その際、各幼保連携型認定こども園では、園長の責任の下、全

職員が協力し、作成に当たる必要がある。

(2) 教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かすこと

幼保連携型認定こども園においては、義務教育及びその後の教育の基礎としての満3歳以上の園児に対する教育と、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する保育を一体的に提供し、0歳から小学校就学前までの園児の教育及び保育が一貫して行われる。このため、教育及び保育の内容に関する全体的な計画としては、満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間の教育活動のための計画と、満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画、満3歳未満の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画、地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動のための計画が必要である。さらに延長保育、夜間保育、休日保育などを実施している場合には、それらも含めて園児の園生活全体を捉えた計画が必要である。

ただし、これらの計画はそれぞれに作成するものではなく、幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育の内容についての相互関連を図り、調和と統一のとれた計画であることが重要である。その際、各幼保連携型認定こども園や地域等の人的・物的な環境の条件等を踏まえ、それらを十分に生かして、園児一人一人にとってその園生活がよりよいものとなるよう、創意工夫をすることが求められる。

「一体的に提供する」ということは、単に、義務教育及びその後の教育の基礎としての満3歳以上の園児に対する教育と、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する保育のそれぞれに時間を確保していればよいということではない。園児の生活や発達を見通して園児一人一人にとって、無理なく自然な流れで構成されることである。

なお、こうした一体的な提供を可能とするためには、園長のリーダーシップの下で保育教諭等が、それぞれの幼保連携型認定こども園で目指す園児像や修了までに育てたいことなどについて十分に話し合い、それらを共有することが必要である。

(3) 園児の心身の発達

幼保連携型認定こども園において、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する際、園児の調和のとれた発達を図るという観点から、園児の生活や発達の見通しなどを持って臨む必要がある。

その際、幼保連携型認定こども園では、入園した時期により集団生活の経験年数が異なる園児がいることなどに配慮して作成する必要がある。このため、各幼保連携型認定こども園においては、日々の教育及び保育の中での園児の姿を記録し、それらを累積して、園児一人一人が入園から修了までの期間において、どのような発達の道筋をたどっていくのか、また、その発達が異なる園児同士のかかわり合いが、園児一人一人の発達にどのような影響をもたらすのか等、修了までの発達の過程をきめ細かく捉える必要がある。

(4) 園の実態

幼保連携型認定こども園の規模、職員の状況、施設設備の状況等の人的・物的条件の実態は、各幼保連携型認定こども園によって異なる。教育及び保育の内容に関する全体的な計画では、このような園の条件についても密接に関係してくる。幼保連携型認定こども園において、効果的な教育及び保育の活動を展開するためには、これらの条件を客観的に把握した上で、特に、職員の構成、遊具や用具の整備状況等について分析し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に生かすことが必要である。

(5) 家庭及び地域の実態

幼保連携型認定こども園では、保護者の就労状況等の生活形態が異なることなどから、園の教育及び保育の内容についての期待や要望が多様であり、こうした実態を把握しておくことが求められる。また、幼保連携型認定こども園で過ごす時間が、比較的長時間となる園児もいるため、家庭での過ごし方を聞いたり、園での生活を伝えたりして、家庭生活との連続性を確保するようにして、教育及び保育の内容を考える必要もある。

さらに、幼保連携型認定こども園は地域社会の中に存在する。地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、文化などにもそれぞれの特色を持っている。そのため、幼保連携型認定こども園を取り巻く地域社会の実態を十分に考慮して、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが大切である。また、地域の資源（近隣の認定こども園・保育所・幼稚園・小学校、図書館などの社会教育施設、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に協力することができる人材など）の実態を考慮し、それらの資源を生かして、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが必要である。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の活動が、教育及び保育の目標に従って一層効果的に展開されていくためには、保護者や地域住民に対して園の教育及び保育の方針、特色ある活動や園児の状況などの基本的な情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の理解や支援を得ることも大切である。

2 全体的な計画の意義等

1 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章の第

1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

(1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の意義

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に基づいて展開される乳幼児期にふさわしい生活を通して、幼保連携型認定こども園は、その目的や目標の達成に努めなければならない。このため、園児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育及び保育の内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

このような意味から、各幼保連携型認定こども園においては、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたって幼保連携型認定こども園の目的や目標に向かってどのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにし、園児の充実した生活を展開できるような全体的な計画を作成して教育及び保育を行う必要がある。

教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施に当たっては、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本である環境を通して行う教育及び保育に基づいて、園児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法などをあらかじめ定めた指導計画を作成して教育及び保育を行う必要があり、全体的な計画は指導計画を立案する際の骨格となるものである。

(2) ねらいと内容を組織すること

教育・保育要領第2章の第1の各領域に示されている「ねらい」と「内容」は、園生活の全体を見通しながら園児の発達の側面を取り上げたねらいと内容であり、園生活を通して育てるものである。しかし、各幼保連携型認定こども園において教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する際には、園児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化したねらいと内容を設定する必要がある。教育・保育要領に示されている「ねらい」と「内容」をそのまま教育及び保育に関する内容の全体的な計画における具体的な指導のねらいと内容にすることはできない。

具体的なねらいと内容を組織するに当たっては、園児の年齢、集団生活や教育・保育経験などによる心身の発達や季節などにより、全体的な計画における教育課程に係る適切な教育時間を設定しなければならない。また、各幼保連携型認定こども園において、園児がどのような発達をしていくかという発達の過程を捉える必要がある。それぞれの時期において園児は主にどのような体験をしていくのか、さらに、目標の達成を図るには、どのような指導をしなければならないかを、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく必要がある。

なお、教育・保育要領第2章の第1のねらい及び内容と、第2の保育の実施上の配慮事項は、分けて示されているが、幼保連携型認定こども園の生活の中で相互に関連して総合的に行われることを考慮することが必要である。特に、満3歳未満の園児は、この時期の発達の特性からみて、各領域を明確に区分することが難しいことや、個人差が大きいことなどから、工夫してねらいと内容を組織することが求められる。

(3) 乳幼児期の発達の特性を踏まえること

教育及び保育の全体的な計画の作成に当たっては、幼保連携型認定こ

ども園での教育及び保育の内容と方法，園児の発達と生活についての十分な理解が大切である。

特に，乳幼児期においては，自我が芽生え，自己を表出することが中心の生活から，次第に他者の存在を意識し，他者を思いやったり，自己を抑制したりする気持ちが生まれ，同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していく。教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に当たっては，このような乳幼児期の発達の特性を十分に踏まえて，入園から修了までの発達の見通しを持ち，きめ細かな対応を図ることができるようにすることが重要である。

(4) 入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと

発達の時期を捉えるためには様々な視点があり，各幼保連携型認定こども園の実情に応じて考えるべきものである。このような視点の一つとして，全体的な計画が具体的な指導を行うための基盤となるものであることから，

- ・ 園児の幼保連携型認定こども園での生活への適応の状態，興味や関心の傾向
- ・ 入園の時期や，在園時間が異なる園児が共に過ごすようになる時期
- ・ 季節などの周囲の状況の変化などから，実際に園児が展開する生活が大きく変容する時期

などを捉えることなども考えられる。

幼保連携型認定こども園において，各年度の当初は，入園の時期や在園時間等が異なる園児と共に過ごすことから，園児一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の流れを考える，また，保育教諭等が仲介して園児同士のつながりをつくるなどして，園児一人一人が安定して過ごすことができるようにする指導が必要である。特に，3歳の園児が多数

入園してくる時期は、一時、混乱は生じるが、長い目で見ると、園児一人一人がその混乱を乗り越え、心身の健やかな発達が促されるようにしていくことが重要である。このため、こうした発達を促すための指導が必要であることを踏まえて、ねらいと内容を組織していくことが大切である。

こうした入園から修了に至るまでの発達の一例を挙げれば、次のようなものとなる。

- ア) 保育教諭等との触れ合いを通して、安定していく時期
- イ) 周囲の人やものへの興味や関心が広がり、自分で生活や遊びを広げていく時期
- ウ) 新たな友達（在園時間が異なる友達）との出会いから、保育教諭等と共に新しい園生活をつくり直す時期
- エ) 保育教諭等や友達と共に過ごす中で、園生活の仕方やきまりが分かり、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期
- オ) 友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活に取り組む時期
- カ) 友達同士で目的を持って園生活を展開し、深めていく時期

発達の各時期にふさわしい具体的なねらいや内容は、教育・保育要領第2章の第1の各領域に示された「ねらい」や「内容」の全てを視野に入れるとともに、園児の生活の中で、それらがどう相互に関連しているかを十分に考慮して設定していくようにすることが大切である。

(5) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成の実際

既に述べたように、教育及び保育に関する内容の全体的な計画は、各幼保連携型認定こども園において、全職員の協力の下に園長の責任において作成するものである。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、教育・保育要領等に基づいて行われる必要があり、全職員がそれぞれに示されていることについての理解を十分に持つとともに、実践を通して各幼保連携型認定こども園の実情に即した教育及び保育の内容に関する全体的な計画となるようにすることが大切である。

また、教育及び保育の内容や方法が園児の発達の実情に即したものでなければ、その効果を生み出すことができない。そこで、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に当たっては、それぞれの幼保連携型認定こども園に累積されている資料などから園児の発達の過程や実情を的確に把握する必要がある。

さらに、各幼保連携型認定こども園は、地域環境や園自体が持っている人的・物的条件が違っており、それぞれ異なった特色を有している。園児の生活や発達はそのような条件に大きく影響を受けるものであり、このような園や地域の実態を把握して、特色を生かし、創意のある教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。

作成の手順には一定したものはないが、その一例を挙げれば、およそ次のとおりである。

具体的な作成の手順について（参考例）

① 作成に必要な基礎的事項についての理解を図る。

- ・ 関係法令，教育・保育要領，教育・保育要領解説等の内容について共通理解を図る。
- ・ 自我の発達の基礎が形成される乳幼児期の発達，乳幼児期から児童期への発達についての共通理解を図る。
- ・ 幼保連携型認定こども園や地域の実態，園児の発達の実情等を把握する。
- ・ 社会の要請や保護者の願いなどを把握する。

② 各幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に関する共通理解を図る。

- ・ 現在の教育及び保育が果たさなければならない課題や期待する園児像などを明確にして教育及び保育の目標についての理解を深める。

③ 園児の発達の過程を見通す。

- ・ 園生活の全体を通して、園児がどのような発達をするのか、どの時期にどのような生活が展開されるのかなどの発達の節目を探り、長期的に発達を見通す。
- ・ 園児の発達の過程に応じて教育及び保育の目標がどのように達成されていくかについて、およそ予測する。

④ 具体的なねらいと内容を組織する。

- ・ 園児の発達の各時期にふさわしい生活が展開されるように適切なねらいと内容を設定する。その際、園児の生活経験や発達の過程等を考慮して、園生活全体を通して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章の第1に示す事項が総合的に指導され、達成されるようにする。

⑤ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を実施した結果を反省、評価し、次の作成に生かす。

3 教育週数

2 幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

幼保連携型認定こども園において教育課程を編成し、これを実施するに当たって毎学年の教育課程に係る教育週数は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下、「設備及び運営基準」という。）第 9 条第 1 項第 1 号及び教育・保育要領に示されているとおり、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならない。

特別の事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。

4 教育時間

3 幼保連携型認定こども園の 1 日の教育課程に係る教育時間は、4 時間を標準とすること。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

幼保連携型認定こども園における 1 日の教育課程に係る教育時間については、設備及び運営基準第 9 条第 1 項第 2 号及び教育・保育要領に示されているとおり、園児の幼保連携型認定こども園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して 4 時間が標準となっている。

それぞれの幼保連携型認定こども園においては、園児の年齢や教育・保育経験などの発達の違いや季節などに適した教育時間を定める必要がある。

5 保育時間等

4 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園

児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、この章の第2の3に規定する教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。

幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、設備及び運営基準第9条第1項第2号及び教育・保育要領第1章の第2の3に規定する教育時間を含む。）については、教育・保育要領に示されているとおり、1日につき8時間を原則としている。この場合、その地方における園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、各幼保連携型認定こども園の長たる園長が定めることとされている。

第3節 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

1 集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育

幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該幼保連携型認定こども園に入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。

認定こども園法第 11 条に規定されているとおり、「幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満 3 歳以上の子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子ども」である。この規定に基づき、幼保連携型認定こども園においては、満 3 歳以上で入園する園児と保育を必要とする子どもに該当する満 3 歳未満で入園する園児が在籍し、入園した年齢により集団生活の経験年数の異なる園児が共に生活することとなる。こうした生活や遊びの中では園児同士影響を及ぼし合う状況が生まれ、家庭や地域では体験できない育ち合いや学び合う関係が形成されるとともに、乳幼児期にふさわしい発達に必要な体験を豊かに積み重ねることが期待できる。このことは幼保連携型認定こども園ならではの特性であり、園児の健やかな成長のために特に配慮すべきことでもある。

一方で、園児一人一人の集団生活の経験年数の違いが、様々な園児の姿として現れることが予想される。特に、3 歳児の学級においては、4 月当初、生まれて初めて集団生活を経験する園児、満 3 歳から入園し入園から数か月集団生活を経験した園児、満 3 歳未満から入園し集団生活が長期にわたっている園児、集団生活を経験しているが他の保育所等から入園した園児などが共に生活することとなる。新しく 4 月に入園した園児だけでなく、集団生活に慣れている満 3 歳未満で入園した園児でも、4 月当初の園生活に不安を持つ園児も少なからずいる。例えば、満 3 歳未満で入園した園児であっても、新しい園児の存在などに不安感を持ち、保護者から急に離れられなくなったり、今まで自分でできていたことを自ら行おうとせず保育教諭等へ甘えてきたりするなど、大人に強く依存する園児も出てくることだろう。また、保育教諭等を気にしつつも遠巻きにその様子を眺め、素直に自分の気持ちを出すことができない園児も出てくることだろう。このように 4 月当初は、自分の気持ちを様々な様相で表す園児がいることをしっかりと受け止めることが大切である。

しかし、発達という観点から見ると、園児の生活は 0 歳から連続してつながっているものである。自分の気持ちを様々な様子で表すことは、

周りの状況が分かるようになってきた発達の姿として捉えることもできるだろう。満3歳未満で入園した園児も満3歳以上で入園した園児も、安心した園生活の中で自分を出すことができるようになれば、同年齢のおおむね共通した発達の過程をたどるものでもある。

保育教諭等は、入園した年齢により集団生活の経験が異なることに配慮して、0歳から小学校就学前までの園児の発達の連続性を見通し、園児一人一人の発達の過程に応じ、一貫した教育及び保育を展開していくことが求められる。

そのためには、保育教諭等が園児一人一人の状況を把握し、その状況に応じた柔軟で応答的な環境の構成や発達の課題に即した指導を行うことが重要である。

(第1章 第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 34ページを参照, 第1章 第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 60ページを参照, 第3章 第3節 1 発達の過程に応じた教育及び保育, 2 発達の連続性を考慮した教育及び保育 267ページを参照)

2 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫

2 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。特に、入園及び年度当初においては、家庭との連携の下、園児一人一人の生活の仕方やリズムに十分に配慮して一日の自然な生活の流れをつくり出していくようにすること。

園児の一日の生活は、家庭や地域での生活と幼保連携型認定こども園

での生活とが連続しているとともに、生活のリズムは多様である。さらに、保護者の生活形態により園児の在園時間に長短があるとともに、入園時期や登園日数にも違いがある。このため、園児一人一人の状況に応じて、心身の負担に無理がなく自然な生活の流れをつくり出していくことができるように、教育及び保育の内容やその展開について工夫することが大切である。

特に、入園当初の園児は、心のよりどころとなる保護者からも、慣れ親しんだ家庭からも離れ、見知らぬ保育教諭等や園児と慣れない場所で生活することになる。保育教諭等は、入園時の教育及び保育に当たっては、こうした園児の不安な思いなどを理解して、その気持ちや要求に応えようと努めることが大切である。また、家庭との連携を密にし、園児一人一人の家庭での生活の仕方やリズムを把握し、家庭との連続性を図りながら園児一人一人の実情に合った生活や遊びの場など居場所をつくることが重要である。園児が保育教諭等との関係を基盤に徐々に園生活に慣れ親しみ、自分の居場所を見だし、周囲の環境にじっくりかかわることができるように援助していくことが大切である。

また、既に入園している園児にとっても、新しい園児との出会いは、不安と期待が入り混じり、自分と保育教諭等や新しい園児との関係をつくることに敏感になることもある。保育教諭等は入園してきた園児と進級した園児の双方にかかわりながら、園児同士が安定した関係を築くことができるよう援助していくことが必要である。

さらに、進級当初の園児も、新しい保育室や遊具等の環境の変化、保育教諭等や学級の集団の雰囲気等の変化により、慣れていた園生活に不安感や緊張感が大きくなることもある。園児一人一人の心身の健康状態、季節などに配慮して、必要に応じていつでも園児が安心して穏やかにくつろげる場を設けるなどの工夫をすることが大切である。

長時間在園する園児については、短時間の園児が降園した後は、落ち着いた家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごすことも必要である。例え

ば、家庭での生活と同じような和やかな雰囲気でも過ごすことができるようにしたり、地域での生活と同様に異年齢の園児との交流ができるように保育形態を工夫したり、高齢者を始めとした様々な人との触れ合いを持つことができるような活動を取り入れたりすることも必要である。さらに、夕方以降、順に園児が降園していく中においては、寂しさを感じる園児もいる。この時間帯の保育では、園児にとって特に安定した生活を過ごすことができるようにするなど、園児一人一人の生活のリズムに配慮する必要がある。

(第3章 第3節 3 一日の生活のリズムへの配慮 270ページを参照, 4 午睡 272ページを参照, 5 長時間にわたる保育 274ページを参照)

3 環境を通して行う教育及び保育

3 環境を通して行う教育及び保育の活動の充実を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の環境の構成に当たっては、乳幼児期の特性を踏まえ、次の事項に留意すること。

(1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特徴を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

(2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに、一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場と

の適切な調和等の工夫をすること。

- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。

(1) 発達の特徴を踏まえた工夫

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は環境を通して行うものであり、そのための環境は、園児が自ら興味や関心を持ち、自発的、主体的にかかわることが大切である。一方で、幼保連携型認定こども園は、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を行うことから、発達の連続性への理解が必要であり、そのための環境は、園児の発達の特性を踏まえて工夫することが大切である。

満3歳未満の園児は、抵抗力が弱く、感染症などの疾病にかかりやすいこと、不慮の事故が生じやすいことを踏まえ、健康と安全の確保を十分に図ることが必要である。生活や遊びの各所で、衛生面に十分留意して清潔を保ち、遊具などの安全性を確保するように日々環境を整えることが求められる。また、歩行の獲得に伴い行動範囲が広がり、園児の探索活動は活発になる。したがって、園児が自分の力を発揮しながら十分に周囲の環境を探索したり、全身を動かして伸び伸びと遊んだりすることと、安全の確保や事故防止とを両立させるよう、環境を工夫することが必要である。また、園児一人一人の生育歴や発達の特性などの違いを理解し、温かく応答的にかかわる保育教諭等は、園児の情緒の安定をもたらす、園児の主体的な環境とのかかわりを促進する最も重要な存在である。

満3歳以上の園児については、園児が主体的に環境に働き掛けることで展開する遊びを中心とする活動を通して、発達に必要な様々な経験が

得られるように、環境を構成することが必要である。満3歳以上の園児は、具体的な事物に対して試行錯誤したり、新しい活動に挑戦したりしながら、自らの世界を広げていくものである。また、他の園児とのかかわりが深まり、他の園児から多くの刺激を受け、協同的な活動を通して成長する。したがって、保育教諭等は、園児の具体的な興味や関心、発達の実態を、きめ細かく把握し、その理解を環境の構成に反映させることが大切である。同時に、園児が生み出す活動の展開に合わせて環境をさらに再構成し、保育教諭等の意図と園児の主体性とが絡まり合うようにして、活動の充実を図ることが重要である。

例えば、様々な草花がある時期に、園庭にテーブル、すりこぎ、すり鉢が用意されることで、草花をすり潰して色水を作る遊びが生まれる。さらに、それが、色水をジュースに見立てて友達とイメージを共有しながら「ジュース屋さんごっこ」になる場合もあれば、色の微妙な違いを生み出し複数の色水を混ぜ合わせることを楽しみながら「色水研究所」の遊びになる場合もある。それぞれの場合に応じて、保育教諭等が、園児とやり取りしながら遊びに応じた道具を出したり、場の構成を行ったりすることで、遊びの充実の達成につなげる。このように、園児の発達を一つの側面ごとに捉えるのではなく、それぞれの側面を総合的に関連付けることが大切である。

(2) 在園時間の違い等による配慮

幼保連携型認定こども園においては、在園4時間で降園する園児もいれば、8時間在園する園児や、保護者の就労その他の家族の生活形態を反映した状況により在園時間が10時間を超える園児もいるなど、園児一人一人の在園時間が異なることから一日の園生活の過ごし方が多様である。

一日の生活が安定するように、園児の家庭での過ごし方や園での園児

の状態などについて保護者と情報交換をするなどして家庭と緊密な連携を図り、園児一人一人にとってふさわしい生活が展開できるようにすることが大切である。それによって家庭や地域、園生活の連続性を確保するとともに、例えば、園児の夕食や就寝時刻が遅くなり過ぎないための助言などをして、園児一人一人の一日の生活のリズムが整えられるよう工夫をする必要がある。

特に満3歳未満の園児については、睡眠時間や疲れやすさ等の個人差を踏まえ、園児の心身の状態に応じて睡眠や休息をとることができる環境を整えることが必要である。この頃の園児については、睡眠と覚醒のリズムは生活の基本であり、睡眠時の部屋の明るさや音、温度や湿度等の環境は、園児の睡眠の質を確保するために配慮することが大切である。また、この頃の園生活においては温かな雰囲気大切に、園児一人一人が自分の興味を持った好きな遊びを十分に楽しむことができるように空間の配置や遊具の種類と数などを考慮して環境を構成することが必要である。園児一人一人の個人差に柔軟かつ丁寧に対応することが大切であり、楽しいことやうれしいことを共有でき、不安なときや悲しいときに頼ることができる存在として保育教諭等の役割は重要である。

満3歳以上の園児については、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場の配置などの環境の構成を、その場で行われる活動に合わせて意図的にかつ柔軟に行うことが必要である。例えば、集中して遊ぶ場では、遊びの充実や発展につながる多様な材料や道具が用意されたり、友達と活発に体を動かしたりすることを想定して環境を構成することが必要である。一方、家庭的な雰囲気にくつろぐ場では、園児一人一人が静かに自分のペースで落ち着いて過ごすことを意図して環境を構成することが大切である。

(3) 異年齢交流

幼保連携型認定こども園は、0歳から就学前までの園児が共に生活する場である。

少子化により家庭や地域で年齢の異なる子ども同士でかかわる機会が減少しており、異年齢の子ども同士の交流は子どもの発達にとって重要である。年上の子どもにとって年下の子どもとのかかわりは、相手に合わせて手助けをしたり、優しい言葉を掛けたりなど、他者へのいたわりや思いやりの気持ちや態度を身に付ける機会である。一方、年下の子どもにとって年上の子どもとのかかわりは、年上の子どもの姿から憧れの気持ちを抱いたり、新たな活動への挑戦の意欲を持ったり、年下の子どもに優しく接することを学んだりする機会である。

したがって、幼保連携型認定こども園においては、同一年齢の園児からなる学級による集団活動とともに、異年齢の園児同士がかかわる機会を適切に組み合わせて設定することが必要である。具体的には、各学年、学級の活動時間や場所を工夫するなどして、日常の園生活の中で自然に異年齢の園児の姿を目にしたり、交流が生まれたりするようにすることが必要である。例えば、年上の園児の劇遊びや店屋ごっこに年下の園児を客として招いたり、虫に対する興味を同じくする異年齢の園児と一緒にダンゴムシを探したりする。また、行事等において異年齢の園児同士の交流が生まれるように意図的に計画することが大切である。具体的には、年下の園児の身体測定に着替えを年上の園児が手伝ったり、栽培した野菜の調理活動を異年齢の園児で構成したグループで行ったりする。なお、これらの活動を充実させるには、園児の発達の状況や生活の実態に応じて、異年齢交流ならではの心情や態度が養われるように、そのねらいと内容を活動ごとに明確化し、環境構成や援助の在り方を検討することが重要である。

4 幼保連携型認定こども園における養護

4 養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開するに当たっては、次の事項に留意すること。

養護とは、園児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育教諭等が行う援助やかかわりである。

(1) 生理的欲求や健康増進からの留意事項

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意するものとする。

園児の生命を守り、園児一人一人が快適に、そして健康で安全に過ごすことができるようにするとともに、園児の生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにすることは、園児一人一人の生きることそのものを保障することである。それは、日常の生活の中での保育教諭等の具体的なかかわりにより実現されるものである。園児一人一人の健康と安全がしっかりと守られるとともに、園全体で園児の健康増進を図っていくことが求められる。

① 園児一人一人の健康状態等の把握

ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。

園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態を把握するために、家庭での食事、睡眠などについて保護者から情報を得ることが必要である。また、登園時の健康観察、教育及び保育を行っている際の様子も日々の生活の中で必ず行うことが重要である。

特に、乳児期の園児に対しては、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常を早く発見することが大切である。また、生後6か月を過ぎると母親から受け継いだ免疫がなくなり始め、感染症にかかりやすくなるため、朝の受入れ時はもちろんのこと、保育を行っている際に、機嫌、食欲などの観察を十分に行い、発熱などの体の状態に変化が見られたときは適切に対応する必要がある。

乳児期の園児は疾病に対する抵抗力が弱く、容態が急変しやすいことを十分認識し、教育・保育要領第1章の第3の5で示されていることを踏まえ、職員間で連携を図りながら、適切かつ迅速に対応することが重要である。

② 疾病や事故防止

イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

疾病予防については、保護者との連絡を密にしながら園児一人一人の状態に応じて、学校医やかかりつけ医などと相談して進めていくことが必要である。保育教諭等が園児の疾病について理解を深めるとともに、感染予防に心掛け保護者に適切な情報を伝え、啓発していくことも大切である。衛生的な環境への細心の注意を払い、保育室、衣類や寝具、遊具など、園児の周囲の環境を点検することが大切である。事故防止については、園児一人一人の発達の特性や発達の過程を踏まえ、園児一人一

人の行動を予測し、起こりやすい事故を想定しつつ、環境に留意して事故防止に努めることが重要である。園児の成長に伴い行動範囲が広がるため、その活動を保障し、幼保連携型認定こども園全体で安全点検表などを活用しながら対策を講じ、安心、安全な環境の維持及び向上に努めることが大切である。

③ 生理的欲求の対応等

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的なかわりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

幼保連携型認定こども園においては、保健面や安全面に関して十分に配慮された環境が必要である。また、細やかに清掃され衛生的な場であり、明るさ、温度、湿度、音などについても配慮が常に必要である。さらに、園児が安心して探索活動をし、伸び伸びと体を動かして遊ぶことのできる環境が必要である。こうした環境の下で、保育教諭等が応答的にかかわりながら食欲や睡眠などの生理的欲求を満たしていくことが、園児一人一人の健やかな成長の支えとなる。園児の欲求に応え、語り掛けながら優しく対応をすることにより、園児は心地よく、自分の働き掛けへの応答的な行為の意味を感じ取る。

送迎時の保護者との会話や連絡帳、懇談会などを通し、積極的に家庭との情報交換を行い、24時間を見据えた園児の生活全体を考慮して、園児の食事、睡眠、休息、遊びなどが無理なく営まれることが大切である。そして、園児一人一人の生活に合わせ、時には柔軟な対応を図り、家庭と協力して園児の生活や発達の過程等にふさわしい生活のリズムがつけられることが大切である。

④ 発達の過程に応じた運動と休息等

エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄^{せつ}、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

園児の発達を見通し、はう、歩く、走る、登る、跳ぶ、くぐる、押す、引っ張るなど全身を使う運動を適度に取り入れ、それぞれの状態にあった活動を十分に行うことが重要である。休息は、心身の疲労を癒やし、緊張を緩和し、園児が生き生きと過ごすためには大切なことである。園児一人一人の発達の過程等に応じて、生活のリズムに合わせ安心して適度な休息をとることができるようにするとともに、保育教諭等においては、生活のリズムの静と動のバランスに配慮して、教育及び保育の内容を柔軟に取り扱う必要がある。

食事は、楽しい雰囲気の中で喜んで食べることが大切である。友達と一緒に食事をし、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうことで、教育・保育要領第1章の第3の5（3）で示されている食育の推進が図られることが大切である。授乳するときは抱き、ほほえみ掛けながら、ゆったりとした気持ちで行うことが大切である。離乳の時期や方法については、保護者と情報を交換し、学校医や栄養教諭、栄養士、調理員等と相談しながら園児一人一人に合わせて慎重に進める必要がある。

健康や安全等、生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けることは、園児が自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となるものである。食事、排泄^{せつ}、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどの生活習慣の習得は、急がせることなく、園児の様子をよく見て、園児一人一人にとって適切な時期に適切な援助をしていくことが大切である。保育

教諭等は見通しを持って、園児に分かりやすい方法でやり方を示す等、適切な援助を行い、園児一人一人が達成感を味わうことができるようにすることが大切である。園児が、自信や満足感を持ち、もっとやってみようとする意欲を高めることが大切である。

(2) 情緒の安定の観点からの留意事項

(2) 園児一人一人が安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意するものとする。

園児一人一人が保育教諭等に受け止められながら、安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができることは、園児の心の成長の基盤になる。周囲の大人や園児から、かけがえのない存在として受け止められ認められることで、自己を十分に発揮していくことができ、それが自己を肯定する気持ちを育み自分への自信につながる。特に、保育教諭等が園児一人一人を人格を持った主体として尊重し、かけがえのない存在として受け止めることが大切である。また、そのことにより園児一人一人において保育教諭等や周囲の人への信頼感が育っていく。乳幼児期において、自己肯定感が人との相互的なかわりにより育まれていくことは、園児の将来にわたる心の基盤を培う意味で重要である。

一方、園児の状態を把握し、心身の疲れが癒やされることは、長時間にわたり幼保連携型認定こども園で過ごす園児にとって必要なことである。園児の情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添い、園児一人一人の心の成長を助け、園全体で園児主体の保育を実践していくことが大切

である。情緒の安定にかかわる教育及び保育の内容は、生命の保持と相互に関連するとともに、領域「人間関係」に示されている事項と深くかかわることに留意する必要がある。

① 応答的な触れ合いや言葉掛け

ア 園児一人一人の置かれている状態や発達のプロセスなどを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。

保育教諭等は、園児一人一人の心身の状態や発達のプロセスを的確に把握し、それぞれの園児の欲求を受け止め、園児の気持ちに沿って対応していくことが大切である。また、園児にとってどうすることが望ましいのかを検討し、教育及び保育を行っていくことが大切である。

園児は、自分がしてほしいことを心地よくかなえられると安心し、自分の欲求をかなえてくれた人に対し、親しみと信頼感を抱くようになる。また、日頃より、自分に向けられる優しいまなざしや態度から、自分が認められ愛されていることを感じ、自分からもそうしたまなざしや態度を示していく。保育教諭等とのこうした温かなやり取りやスキンシップが積み重ねられることにより、園児は安定感を持って過ごすことができるようになる。特に、乳児期の園児が十分にスキンシップを受けることは、心の安定につながるだけでなく園児の身体感覚を育てる。肌の触れ合いの温かさを実感することにより、人とのかかわりの心地よさや安心感を得て、自ら手を伸ばし、スキンシップを求めるようになっていく。こうした保育教諭等との触れ合いは園児自身の喜びとなり、応答的なやり取りや言葉掛けが豊かになる中で、園児は保育教諭等の気持ちや言葉の表す意味を理解していく。

② 信頼関係の構築

イ 園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。

保育教諭等が園児一人一人の気持ちや心の声を聴き取り、適切に応答していくことは教育及び保育の基本であり、人への信頼感はこちらかかわりが継続的に行われることを通して育まれていく。園児は自分の気持ちに共感し、応えてくれる人がいることで、自分の気持ちを確認し、安心して表現し、行動するものである。

また、保育教諭等が園児と向き合う中で、自らの思いや願いを園児に返していくことにより、園児もまた保育教諭等の存在を受け止め、その気持ちを理解するようになる。保育教諭等の温かい受容的な雰囲気とともに、自分への気持ちや期待を、園児は敏感に感じ取るものである。

生涯にわたる人との信頼関係の基盤が園生活によって培われていくとともに、互いに認め合い信頼されるかかわりを育み、園児の心を豊かに育てていくことは、保育教諭等の責任であることを認識することが大切である。

③ 自分への自信や自己肯定感の育成

ウ 保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。

自分への自信や自己肯定感を育てていくことは、教育及び保育の大切なねらいの一つである。園児一人一人が日々の生活の中で主体性や生きることへの意欲を育てていることを、保育教諭等は心に刻んで園児とかかわることが大切である。そのためには、園児一人一人の人格を尊重し、

生命への尊厳を感受する保育教諭等の倫理性が重要である。

また、園児の主体的な活動を促す環境を計画的に構成し、園児自らが環境にかかわり体得していくことが大切である。その姿を見守り、共感しながら、ときには励まし、必要な助言をし、環境を再構成しながら保育教諭等も園児一人一人と一緒に楽しんでいくことが必要である。

大切なことは時間を掛けてゆっくりと醸成されるものである。目に見えない心の育ちや人やものとの出会いの中で芽生える園児の様々な感情や考えを受け止め、多様な体験が積み重なる中で成長していく過程を見守り、園児の自己肯定感が育まれていくことが重要である。主体としての園児を認め、肯定する気持ちを言葉や態度で園児に伝えることにより、園児は自分への自信や人への信頼感を獲得していくのである。

④ 適切な食事や休息

エ 園児一人一人の生活のリズム，発達の過程，在園時間などに応じて，活動内容のバランスや調和を図りながら，適切な食事や休息がとれるようにすること。

幼保連携型認定こども園で長時間過ごす園児の生活は、夜型になりやすく、就寝時刻も遅くなりがちである。また、園児は保護者の就労状況や家庭での食生活などの影響を受けるものである。乳幼児期の園児にふさわしい生活のリズムや、その心身の成長を支える食事や適度な休息は重要であり、保育教諭等は園児の生活を見通して、家庭と協力しながら適切に援助していくことが大切である。

園児は、睡眠や食事が不十分で、心身の疲れがたまると、情緒が安定せず、不機嫌になり、活動への意欲が衰えるものである。保育教諭等は園児一人一人の心身の状態に応じてきめ細やかに対応していくことが大切である。

いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、園児が心身の疲れを癒やすことができるようにしていくことが大切である。また、午睡は、園児の年齢や発達の過程、家庭での生活や教育及び保育の時間などを考慮して、必要に応じてとることが大切である。園児の家庭での就寝時刻に配慮し、午睡の時間や時間帯を工夫し、柔軟に対応することが大切である。

さらに、園児の生活時間全体に留意しながら一日の生活の流れを見通し、発散、集中、リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図ることが大切である。

5 園児の健康及び安全

5 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから、次の事項に留意するものとする。

園児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の教育及び保育の基本である。そのためには、園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態に応じ、園児の心身の健康の保持、増進を図り、危険な状態の回避等に努めることが大切である。教育及び保育は、健康と安全を欠いては成立しないことを、園長の責務の下に全職員が共通して認識することが必要である。

また、幼保連携型認定こども園は、園児が集団で生活する場であり、教育及び保育における健康と安全は、園児一人一人に加えて、集団の園児の健康と安全から成り立っていると言える。

園児の健康と安全は大人の責任において守らなければならないものであり、園児自らが健康と安全に関する力を身に付けていくことでもある。特に、教育及び保育における園児の健康と安全は、疾病異常や傷害への

保育教諭等からの対応だけでなく，園児による心身の健康の増進と健やかな生活の確立を目指す積極的な実践が望まれる。

(1) 健康支援

① 健康状態や発育及び発達の状態の把握

ア 健康状態や発育及び発達の状態の把握

- (ア) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために，園児の健康状態や発育及び発達の状態について，定期的，継続的に，また，必要に応じて随時，把握すること。
- (イ) 保護者からの情報とともに，登園時及び在園時に園児の状態を観察し，何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には，保護者に連絡するとともに，学校医と相談するなど適切な対応を図ること。
- (ウ) 園児の心身の状態等を観察し，不適切な養育の兆候が見られる場合には，市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し，児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また，虐待が疑われる場合には，速やかに市町村又は児童相談所に通告し，適切な対応を図ること。

1) 心身の状態の把握の意義

園児一人一人の健康状態，発育及び発達の状態に応じて教育及び保育とともに，保育教諭等が，定期的，継続的に，また必要に応じて随時，教育及び保育を行う際に園児の心身の状態を把握することが極めて重要である。

園児一人一人の健康状態を把握することによって、園全体の園児の疾病の発生状況も把握でき、早期に疾病予防策を立てることに役立つ。また、慢性的疾患や障害の早期発見、不適切な養育等の早期発見にも有効である。

2) 健康状態の把握の方法

園児の健康状態の把握は、学校医による定期的な健康診断に加え、保育教諭等による毎日の園児の心身の状態の観察、さらに保護者からの園児の状態に関する情報提供によって総合的に行うことが必要である。なお、園児一人一人の生育歴に関する情報は、母子健康手帳等の活用が有効である。その際、保護者の了解を求めるとともに、守秘義務についても十分に配慮することが大切である。

3) 把握の実際

【健康観察】

毎日の健康観察は、園児の心身の状態をきめ細かに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見付け出すことである。観察すべき事項は、機嫌、食欲、顔色、活動性等の全ての園児に共通した項目と園児一人一人の特有の所見・病気等に伴う状態である。また、同じ園児でも発達の過程により所見の現れ方が異なることがあり、園児の心身の状態を日頃から把握しておくことが必要である。

【発育及び発達の状態の把握】

乳幼児期の最も大きな特徴は、発育・発達が顕著であることである。発育・発達は、出生後からの連続した現象であり、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握することが必要であり、それらを踏まえて教育及び保育を行う必要がある。発育及び発達の状態は、先天的要因、生後の疾病異常、栄養摂取状況、家庭での子育てや幼保連携型認定こども園等の教育及び保育の影響も受ける。そのため、発育及び発達の状態の把握は健康状態の見極めだけでなく、家庭での子育てや幼保連携型認定こども園における教育及び保育の振り返りにも有効である。発育状態

の把握の方法としては、定期的に身長や体重を計測し、前回との比較をする方法が最も容易で効果的である。あわせて、肥満ややせの状態も調べることが大切である。これらの結果を、各家庭にも連絡し、家庭での子育てに役立てるようにする。精神運動機能の発達は、園児の日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握することが必要である。

発達は、脳神経系の成熟や疾病異常に加えて、出生前、出生時の健康状態や発育及び発達の状態、生育環境等の影響もあり、さらに個人差も大きく、安易に予測や判断をすることは慎むべきである。

4) 把握結果への対応

園児の心身の状態については、日々、必要に応じて保護者に報告するとともに、留意事項などについても必要に応じて助言することが大切である。発熱などの異常が認められた場合、また傷害が発生した場合には、保護者に連絡をするとともに、状況に応じて、学校医やかかりつけ医等の指示を受け、適切に対応することが重要である。

長期の観察によって、疾病や障害の疑いが生じたときには、保護者に伝えるとともに、学校医や専門機関と連携しつつ、対応について話し合い、それを支援していくことが必要である。

また、疾病や傷害発生時や虐待に対してそれぞれに活用できるマニュアルを作成し基本的な対応を決め、全職員が適切に実践できることが必要である。この場合、学校医や看護師等はもとより栄養教諭や栄養士等の専門的機能が発揮されることが望ましい。

5) 虐待の予防・早期発見等の対策

【虐待対策の必要性】

幼保連携型認定こども園においては、園児の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能である。保護者からの相談を受け、支援を行うことで、虐待発生の予防的機能も可能である。また、マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、さらに、市町

村を始めとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要である。

【虐待等の早期発見】

虐待等の早期発見に関しては、園児の身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、ふだんからきめ細かに観察することが必要である。また、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることも必要である。

保育教諭等が園児の状態を把握するための視点として以下のことが挙げられる。

- ・ 園児の身体の状態では、低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷、皮下出血、骨折、火傷^{やけど}、虫歯が多い、急な虫歯の増加等。
- ・ 心や行動の状態では、おびえた表情、暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癩癩^{かんしゃく}、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等。
- ・ 不適切な養育状態では、不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態等。
- ・ 保護者や家族の状態では、園児のことを話したがない、園児の心身について説明しない、園児に対する拒否的態度、しつけが厳し過ぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登園時刻等。

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見したときの対応】

虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見したときの対応として、幼保連携型認定こども園では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になるおそれがあると思われる場合に、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要がある。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見したときは、速やかに市町村を始めとする関係機関と連携を取

ることが必要である。

特に、保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関との連携が必要になる。児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）では、児童虐待を受けたと思われる児童（18歳に満たない者をいう。）を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとしている。また、この場合において、守秘義務は通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないとしている。

② 健康増進

イ 健康増進

- (7) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしなが、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。
- (1) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

1) 保健計画の作成と実践

学校保健安全法第5条の学校保健計画の策定等においては、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければ

ならない。」と規定されている。

学校保健計画とは、学校における児童生徒等、教職員の保健に関する事項の総合的な計画である。

幼保連携型認定こども園においては、園児一人一人の生活のリズムや食習慣などを把握するとともに、年間の学校保健計画を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助することが大切である。

【生活のリズム】

睡眠、食事、遊びなど一日を通した生活のリズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となる。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と園生活のリズムがバランスよく整えられるよう配慮することが大切である。

【生活習慣】

日々の教育及び保育の中で園児が健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう、発達の過程に応じ、体の働きや生命の大切さなどを伝え、手洗い、歯磨き、排泄後の始末などの基本的な清潔の習慣や健康な食生活が身に付くよう指導することが必要である。排泄の自立の援助は、その生理的機能の発達の個人差や情緒面での配慮がより重要であり、家庭と幼保連携型認定こども園との連携が必要である。

体力づくりについては、園児一人一人の発育及び発達の状態や日々の健康状態に配慮しながら、日常的な遊びなどを通して体力づくりができるように考慮することが必要である。

保護者との連携では、保護者に日々の健康状況や健康診断の結果などを報告し、疾病時の看護の方法や感染予防の対応などを伝えたり、保護者会などの機会を通して健康への理解を深める働き掛けをしたりするなど、計画的に連携を図ることが大切である。

2) 健康診断の実施

健康診断は、学校保健安全法の規定に基づいて行われる。学校保健安全法第1条においては、「この法律は、学校における児童生徒等及び職

員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」と規定されており、その保健管理の中核となるのが健康診断である。

具体的には、学校保健安全法第13条第1項においては、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。」こととされている。

また、学校保健安全法第14条においては、「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」とされている。

この事後措置については、学校保健安全法施行規則第9条において、次のとおり規定されている。

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）

（事後措置）

第9条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行つたときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導す

ること。

五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

六 学習又は運動・作業の軽減，停止，変更等を行うこと。

七 修学旅行，対外運動競技等への参加を制限すること。

八 机又は腰掛の調整，座席の変更及び学級の編製の適正を図ること。

九 その他発育，健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において，結核の有無の検査の結果に基づく措置については，当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第1に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に基づいて，とるものとする。

保育教諭等は，健康診断に際し，園児一人一人の健康状態，発育及び発達の状態や保護者からの質問などを学校医に伝え，適切な判断や助言を受けることが大切である。診断結果は，日々の園児の健康を管理する際に，有効に活用できるよう記録し，家庭にも連絡することが必要である。特に受診や治療が必要な場合には，学校医と連携しながら保護者に丁寧に説明することが必要である。

健康診断の結果によっては，学校医と相談しながら適切な援助が受けられるよう市町村や保健・医療・障害児支援関係機関等との連携を図ることが必要である。

歯科健診についても，計画的に実施し，結果を記録し保護者に伝えることが必要である。歯・口の健康は，生涯にわたる健康づくりの基盤であり，歯磨き指導等を計画するなど保護者や園児が関心を持つことができるよう援助することが大切である。

③ 疾病等への対応

ウ 疾病等への対応

- (ア) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- (イ) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- (ウ) 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。

幼保連携型認定こども園における園児の疾病等への対応は、在園時の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患している園児等を含めて、園児の生命保持と健やかな発育・発達を確保していく上で極めて重要である。養護教諭や看護師等が配置されている場合、その専門性を生かした対応を図ることが必要である。

1) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合

保護者に園児の状況等を連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要である。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣といった園児の症状の急変や事故など救急対応が必要な場合には、学校医やかかりつけ医、又は、適切な医療機関に指示を求め、受診

することが大切である。必要な場合は救急車の出動を要請するなど、迅速に対応することも必要である。

なお、在園時に園児の体調不良や傷害が発生した場合には、様々な家庭の状況があることに配慮し、適切に対応していくことが必要である。

また、園児の症状に対して、全職員が正しい理解を持ち、基本的な対応等についても、熟知することも大切である。

2) 感染症の集団発生予防

【予防接種の勧奨】

予防接種は、園児の感染症予防にとって欠くことのできないものである。幼保連携型認定こども園においては、学校医やかかりつけ医の指導の下に、計画的に接種することを奨励することが重要である。

【予防接種歴や感染症の把握】

入園の際には、母子健康手帳等を参考に、園児一人一人の予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しておくことが大切である。その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には、保護者から園に報告してもらい情報を共有することが重要である。

【感染症の疑いのある園児等を発見したときの対応】

園長は、園内において、感染症にかかっている、又は、感染症にかかっている疑いのある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させるとともに、医務室等にて他の園児と接触することのないように配慮したり、消毒を行ったりするなどその他適当な処置をすることが大切である。その際、保護者と連絡を密にすることが求められる。

保護者には、かかりつけ医等の診察、治療や指導を受けるように助言することが大切である。

園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児がいるときは、出席を停止させることができる。また、学校医の指導の下、他の保護者にも連絡を取り、感染の有無、経過

観察等について理解を求めることが大切である。

感染症に罹患した園児については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に沿って学校医やかかりつけ医の指示に従うように保護者に協力を求めることが重要である。

【出席停止期間】

学校伝染病として定められた感染症に罹患した園児が登園を再開する時期については、その出席停止期間を守らなければならない。

感染症が発生した場合には、学校医等の指示に従うとともに、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、その指示に従う。なお、出席停止が行われた場合には、保健所に連絡するとともに、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

3) 保健室等の整備

体調不良の園児が安静を保ち安心して過ごすことができるよう、また他の園児への感染防止を図ることができるよう、保健室の環境を整備することが必要である。また、救急用の薬品、包帯等を常備し、全職員が適切な使用法を習熟することが重要である。

4) 与薬への留意点

幼保連携型認定こども園において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定する。その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させる。

保護者から預かった薬については、他の園児が誤って内服することのないように施錠のできる場所に保管する等、管理を徹底することが重要である。

与薬に当たっては、複数の保育教諭等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等がないよう確認することが重要である。

座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う。

5) 個別的な配慮を要する園児への対応

【慢性疾患を持つ園児への対応】

慢性疾患を持つ園児への対応は、そのかかりつけ医及び保護者との連絡を密にし、病状の変化や教育及び保育の内容の制限等について保育教諭等が共通理解を持つことが必要である。また、対象となる園児の扱いが特別なものにならないように配慮し、他の園児又は保護者に対しても、病気を正しく理解できるように留意することが大切である。

【肢体不自由児等への対応】

肢体不自由児等、療育が求められる園児に対し、保護者及び障害児支援関係機関と密接に連携し、教育及び保育を行っている際でも可能な限り療育の課題に留意することが大切である。

【アトピー性皮膚炎等への対応】

アトピー性皮膚炎が疑われる場合には、保護者にかかりつけ医等の指示を受けるよう助言することが大切である。

また、誤食に伴う急性の発疹^{しん}の際は、必要な場合は救急車の出動を要請するなど直ちに専門医に救急受診することが大切である。

【乳幼児突然死症候群（SIDS）】

乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、それまで元気だった乳児が、事故や窒息ではなく主に眠っている間に突然死亡してしまう病気である。日本での発症頻度はおよそ出生 6,000 人から 7,000 人に 1 人と推定され、生後 2 か月から 6 か月に多く、1 歳以上はまれである。

寝かせ始めにあおむけ寝にすることが重要である。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながるものである。

たばこは、SIDS 発生の大きな危険因子であり、保護者が喫煙する場合、保護者が喫煙しない場合に比べ、SIDS の発症率が約 4.7 倍高

いと報告されている。妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。これには身近な人の理解も大切であり、日頃から喫煙者に協力を求めることが大切である。

母乳で育てられているとSIDSの発症率が低いと報告されている。人工乳（粉ミルク）がSIDSを引き起こすわけではないが、喜んで母乳を飲み、体重が順調に増えているなら、できるだけ母乳を与えることが大切である。

何よりも入園の際に、SIDSに関する情報を保護者に提供することが重要である。その上で、入園当初の観察を十分に行うことが大切である。

【その他の医療的ケアを必要とする園児への対応】

在宅医療の普及に伴い、様々な医療的ケアを必要とする園児の入園が求められることもあり、幼保連携型認定こども園で医療的ケアを必要とする園児を受け入れる場合には、かかりつけ医や学校医、養護教諭や看護師等と十分に協議するとともに、協力医療機関とも密接な連携を確立することが大切である。また、市町村からの支援を受けるなどの体制を整えることが重要である。

なお、医療的ケアの限界と困難度等について、保護者の十分な理解を得るようにすることも大切である。

【救急蘇生法等について】

救急蘇生を効果的に行うためには、園児の急変を早期に発見することが重要であり、日常的な保健管理の在り方が大きな意味を持つ。保育教諭等を始め全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておく必要がある。

【病児保育事業を実施する場合の配慮】

幼保連携型認定こども園に併設して病児保育事業を実施する場合には、専従の看護師等を配置し、学校医、連携医療機関と密接な連携を図る。また、他の園児への感染予防のため、通常の保育室とは分離された

専用室（保健室・通常使用しない保育室等）を整備することが必要である。保育中に急性期の病状が見られた場合には、保護者に連絡し、早期にかかりつけ医を受診するように助言するなどの対応も必要である。

(2) 環境及び衛生管理並びに安全管理

① 環境及び衛生管理

ア 環境及び衛生管理

- (7) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。
- (4) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。

学校環境衛生基準とは、学校保健安全法に基づき、旧ガイドラインの「学校環境衛生の基準」の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応し得るものとなるよう必要な検討を進め、文部科学省が策定し、平成21年4月から施行している基準である。

学校環境衛生基準については、学校保健安全法第6条に次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校環境衛生基準）

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清

潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

1) 温度等の調節

季節や施設の立地条件によっては、冷暖房や加湿器なども活用しながら室温、湿度を調節し、換気を行うことが必要である。さらに、部屋の明るさ、音や声の大きさなどにも配慮し、心身の健康と情緒の安定が図られるよう環境を整えることが大切である。

2) 衛生管理

園児は、心身ともに未熟で抵抗力が弱く、容易に病気や感染症にかかる。そのため、日頃から清掃・消毒等に関するマニュアルを活用し、常に清潔な環境を保つことができるよう配慮することが大切である。その際、清掃薬品・消毒薬などは、鍵のかかる場所、又は、園児の手の届かない場所で保管・管理し、安全の徹底を図ることが必要である。

【衛生管理の項目】

衛生管理の項目として幼保連携型認定こども園では、保育室、乳児室

(又はほふく室)、遊戯室、調理室、調乳室、便所、園庭、プールなどの衛生管理の配慮が必要である。

直接口に触れる玩具や、歯ブラシ、コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃、おむつ交換台、便所、便器、汚物槽、ドアノブ、手洗い等の蛇口や沐浴槽などの消毒剤や消毒液などを用いての清掃が必要である。

調理室や調乳室では、室内及び調理・調乳器具、食器、食品の品質管理、入室の際の白衣や三角巾の着用とその清潔が大切である。

園庭や砂場では、動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔等が大切である。

プールでは、消毒や水の管理、安全管理の徹底、感染症の予防等が大切である。

3) 食中毒発生時の対応

食中毒が疑われる場合に、対象となる症状が認められる園児は別室に隔離し、保護者に連絡するとともに医療機関への受診が必要である。また、学校医や保健所などの関係機関と連携し迅速な対応が重要である。園長、栄養教諭、栄養士、養護教諭や看護師等は、園児・園児の家族・職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合は医療機関への受診を勧めることが大切である。また、食中毒発生に関するマニュアルの作成と全職員への周知も大切である。

嘔吐物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染の予防に努めることが重要である。その際、マスクや使い捨て手袋などを用いることが必要である。また、手指などの消毒を徹底することが重要である。

食中毒発生時は、保健所の指示に従い、給食の中止、園内の消毒、職員や園児の手洗いを徹底することが重要である。また、必要に応じて、行事を控えるなど感染拡大を防ぐよう対応することが重要である。

食中毒の予防・衛生管理の一環として、調理前の食品の管理や職員が確認すべき事項について計画表を作成するとともに、食中毒発生時に原

因究明を行うことができるよう検食と記録を取り、保管することが重要である。

園児が調理体験を行う場合は、衛生・安全面での事故を防止するため、留意すべき点検項目を作成し、保育教諭等に周知徹底することが大切である。

4) 園児への衛生指導

日常的に、清潔の習慣が身に付くよう配慮することが大切である。特に、手洗いについては、正しい手の洗い方を指導することが重要である。また、動物の飼育をしている場合は、世話の後、必ず手洗い等を徹底させることが重要である。

調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど衛生面、また、調理器具への安全面の指導に留意することが必要である。

5) 職員の衛生知識の向上と手順の周知徹底

嘔吐物や便等の処理に当たっては、手洗いの徹底、マスクや使い捨て手袋の使用など、感染防止のための処理方法を周知徹底することが重要である。また、感染防止の観点から、身に付けていた衣服は着替えることが重要である。

調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や園児の食事の介助の際には、消毒を行う等、衛生に十分配慮することが重要である。

職員は2) 衛生管理に記載されている事項を十分に踏まえ、自己の健康管理に十分に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに園長に報告し、自らが感染源とならないように適切に対処することが必要である。

② 事故防止及び安全対策

イ 事故防止及び安全対策

- (7) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。また、園児の精神保健面における対応に留意すること。

学校保健安全法第 27 条には、学校安全計画の策定について、次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

1) 日常の安全管理

園児の環境の安全は、重要な課題である。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技

術者による定期点検を実施することが重要である。

園児が日常的に利用する散歩経路や公園等についても，異常や危険性がないか，工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど，その情報を全職員で共有するなど園児の安全を確保することが大切である。

学校保健安全法第 29 条においては，危険等発生時対処要領の作成等について，次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては，児童生徒等の安全の確保を図るため，当該学校の実情に応じて，危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は，危険等発生時対処要領の職員に対する周知，訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては，事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において，当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため，これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては，第10条の規定を準用する。

2) 災害への備えと避難訓練

火災や地震等の災害発生に備え，避難訓練計画，職員の役割分担の確認，緊急時の対応等について，マニュアルを作成し，その周知を図るとともに，定期的な避難訓練を実施することが重要である。

3) 事故防止マニュアルの整備と事故予防

事故防止のために，日常どのような点に留意すべきかについて，事故

防止マニュアルを作成し、その周知を図ることが重要である。

日常的な事故予防では、あと一步で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハッとした出来事を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

園児の発達との関係では、事故は、乳幼児の発達の特性と密接なかわりを持って発生することが多く、保育教諭等は、園児の発達の特性と事故とのかわりを理解することが大切である。

園児の動静については、常に全員の園児を把握することが必要であり、観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密にすることが大切である。また、午睡を含め、園児の安全の観察に当たっては、園児一人一人を確実に観察することが重要である。

さらに、事故が生じた場合では、必要に応じて迅速に^そ応急処置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の出動の要請、保護者及び学校医への連絡等を行うことが重要である。

保護者への説明では、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明することが必要である。

4) 危機管理

不審者の侵入や火災、地震、重大事故や食中毒の発生等、園児に大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、日常的に検討しておくことが必要である。園内で緊急事態が発生した際には、園児の安全に留意し適切に対処することが大切である。

緊急事態発生後の精神保健への配慮では、緊急事態の際には、保育教諭等は園児が不安にならないよう冷静に振る舞うことが大切である。また、保護者に対しても冷静に対応することが重要である。

園児が緊急事態を目前に体験した場合は、強い恐怖感、不安感を抱き、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害：PTSD）。必要に応じて、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、園児と家族への精神保健面への配慮が必要である。

(3) 食育の推進

幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意するものとする。

食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために重要である。乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、幼保連携型認定こども園においても食に関する取組を積極的に進めていくことが求められる。

食育基本法(平成17年法律第63号)などを踏まえ、教育及び保育の内容の一環として食育を位置付けることが大切である。そして、各幼保連携型認定こども園は、園長の責任の下、保育教諭、調理員、栄養教諭、栄養士、養護教諭、看護師等の職員が協力し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために各幼保連携型認定こども園の創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められる。

また、園児の保護者についても、食への理解が深まり、食事をつくること、園児と一緒に食べることに喜びを持つことができるよう、調理室などの環境を活用し、食の生活に関する相談・助言や体験の機会を設けることが望まれる。

① 食育の基本

ア 園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み

重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。

幼保連携型認定こども園における食育は食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために、日々の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、保育教諭等や仲間などと食を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものである。食育の実施に当たっては、家庭や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、共に進めることが求められる。

食に関する体験がそれらの間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるようにすることが大切である。教育・保育要領第1章で規定されている食育に関連する事項は、第2章及び第3章にかかわる。これらの内容を踏まえ、各幼保連携型認定こども園で計画的に食育に取り組む必要がある。

② 食育の計画

イ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

【食育の計画の作成と評価】

食育の計画の作成に当たっては、国等が示している指針や資料などを参考に、園児が主体的に食育の取組に参画できるよう計画することが大切である。その際、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画と指導計画の中に位置付ける必要がある。

幼保連携型認定こども園での食事の提供は食育の一部である。食事の

提供を含む食育の計画とすること及び作成に当たっては柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにすることが大切である。さらに、食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、その経過や結果を記録し、実践を評価することを通して、次の実践に向けて改善することや、食事内容を含め、食育の取組を保護者や地域に向けて発信し、食育の計画・実施を評価し、次の計画へとつなげるよう留意することが大切である。

【食事の提供に関する留意点】

日々の食事の提供に当たっては、園児の状態に応じて摂取法や摂取量などを考慮し、園児が食べることを楽しむことができるよう計画することが大切である。その際、入園前の生育歴や入園後の記録などから、園児の健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにし、園児の咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食にかかわる体験が広がるよう工夫する必要がある。また、授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることができるよう家庭での生活を考慮し、園児一人一人の状況に応じ、時間、調理方法、量などを決めることや、母乳による育児を希望する保護者のために、衛生面を配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応することが必要である。さらに、安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定や保管時、調理後の温度管理の徹底など衛生面に配慮することや、地域の様々な食文化等に関心を持つことができるよう、食事の内容や行事等の内容にも配慮すること、園児の喫食状況の実態などを随時把握し、計画・実践過程を全職員で評価し、給食が園児にとっておいしく魅力的なものであるよう食事の質の改善に努めることが大切である。

③ 食育のための環境

ウ 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

日々の生活の中で、園児の活動のバランスに配慮し、食欲を育むことができるようにするとともに、食と生命のかかわりなどを実感し、体験できるなど、園児が自らの感覚や体験を積み重ねることを通して、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれる人への感謝の気持ち、生命を大切にすることなどを育むことが大切である。それには、情緒の安定のためにもゆとりある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル・椅子・食器・食具、また、調理室や保育室などの環境の構成に配慮することが大切である。また、園児同士、保育教諭、栄養教諭、栄養士、調理員等や、保護者、地域の人々などと調理をしたり、一緒に食べたりする中でも、園児の人とかかわる力が育まれるように環境を整えることが大切である。

このように、幼保連携型認定こども園の食育においては、食に関する人的・物的な環境の計画的な構成が重要であることを忘れてはならない。

④ 一人一人の対応

エ 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合

は、専門性を生かした対応を図ること。

食育の推進に当たっては、全職員が連携・協力することが重要である。特に栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、園児の健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法、摂取量の指導に当たることが大切である。また、必要に応じて障害児支援関係機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けることが重要である。

1) 体調不良の園児への対応

病気の始まりの状態、さらに病気の回復期等、病気や園児一人一人の心身の所見に応じた食事の提供は、病気の悪化を防ぐこと、病気の回復を早めること等の目的もある。必要に応じて学校医やかかりつけ医の指導・指示により、食事を提供することが必要である。

2) 食物アレルギーのある園児への対応

食べ物によって種々のアレルギーのある園児の食事、特に除去食については、学校医、かかりつけ医などの指導・指示が必要である。除去食等が提供される場合には、生活管理指導表を基に対応を行い、除去食品の誤配や誤食などの事故防止に努めることが重要である。生活管理指導表を用いず、保護者の申入れだけを受け入れると園児の健康や発育・発達に支障をもたらすおそれがあるため注意が必要である。また、誤配や誤食のリスクをなくす献立の工夫が大切である。食物アレルギー症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立を心掛けることも必要である。その一例として、また、アレルゲン物質を含まない献立として、食物アレルギーのある園児も、アレルギーのない園児と同じ給食を食べる機会を増やす取組なども必要である。

安全な食事を提供することと食物アレルギーのある園児の気持ちに配慮することも重要である。食物アレルギーのある園児の対応に当たっては、当該の園児だけでなく他の園児や保護者にもその旨を理解してもら

うことも必要である。

3) 障害のある園児への対応

障害のある園児に対し、他の園児と異なる食事を提供する場合があります、食事の摂取に際しても介助の必要な場合、障害児支援関係機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、園児一人一人の心身の状態、特に、咀嚼^{そしやく}や嚥下^{えん}の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要である。また、誤飲を始めとする事故の防止にも留意することが大切である。さらに、他の園児や保護者が、障害のある園児の食の生活について理解できるような配慮が必要である。

4) 食を通じた保護者への支援

家庭と連携・協力して食育を進めていくことが大切である。幼保連携型認定こども園での園児の食事の様子や、食育に関しての取組を伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながるため、家庭からの食の生活に関する相談に応じ、助言・支援を行うことが大切である。

具体的取組としては、毎日の送迎時での助言、家庭への通信、日々の連絡帳、給食等の場を含めた参観や試食会、保護者の参加による調理実践、行事などである。懇談会などを通して、保護者同士の交流を図ることにより、家庭での食育の実践がより広がることも期待することができる。

地域の子育て家庭において、食の生活に関する悩み等が子育て不安の一因となることもあり、食を通して子どもへの理解を深め、子育ての不安を軽減し、家庭や地域の養育力の向上につなげることができるよう幼保連携型認定こども園の調理室等を活用し、食の生活に関する相談・支援を行うことも大切である。

6 保護者に対する子育ての支援

6 保護者に対する子育ての支援に当たっては、この章の第1に示す

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を踏まえ、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について相互に有機的な連携が図られるよう、保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って、次の事項に留意するものとする。

認定こども園法第2条第7項において、幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこととされている。このように、子育ての支援は幼保連携型認定こども園の重要な役割の一つであり、保護者に対する子育ての支援に当たっては、以下のことが基本となる。

○ 子どもの最善の利益

保護者に対する子育ての支援に当たっては、教育・保育要領第1章の第1に示す教育及び保育の基本及び目標を踏まえることとなっており、教育及び保育の目標に示されている「子どもの最善の利益」を踏まえなければならないことは言うまでもない。

○ 保護者との共感

保育教諭等が保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育てへの意欲や自信を膨らませることができる。幼保連携型認定こども園の園児の保護者とのコミュニケーションにおいても、地域の子育て家庭への支援の場においても、子育てに不安を感じている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てを楽しみとすることができるような幼保連携型認定こども園や保育教諭等の働き掛け、環境づくりが望まれる。

○ 幼保連携型認定こども園の特性を生かした支援

幼保連携型認定こども園の施設・設備は、子育ての支援の活動にふさわしい条件を多く備えており、保護者への支援を効果的に進めることができる。専門性を有する職員が配置されている幼保連携型認定こども園の特性を生かし、保育教諭、看護師や保健師、栄養教諭や栄養士等が行う支援が一体となって行われることが望まれる。

また、幼保連携型認定こども園は、地域において最も身近な子育ての支援を行う施設の一つであり、乳児から就学前までの様々な育ちを理解し支える教育及び保育を実践している場でもある。保育教諭等が、子どもを深く理解する視点を伝えたり、その実践を見せたりすることも、保護者にとっては大きな支援になる。

これらの支援に当たっては、幼保連携型認定こども園の保護者に対しては、保護者懇談会や教育及び保育への参加など、地域の子育て家庭に対しては、行事への親子参加や保育体験への参加などを活用することが重要である。また、これらの支援が保護者同士の交流や相互支援あるいは保護者の自主的活動を促すことにも配慮する必要がある。

○ 保護者の養育力向上への寄与

保護者に対する子育ての支援は、それぞれの保護者や子どもの状況を踏まえて、保護者と子どもとの安定した関係や保護者の養育力の向上に寄与するためにも行われるものであることを常に留意する必要がある。そのためには、子どもと保護者との関係、保護者同士の関係、地域と子どもや保護者との関係を把握し、それらの関係性を高めることが、保護者の子育てや子どもの成長を支える大きな力になることを念頭に置いて働き掛けることが大切である。

○ 相談・助言におけるソーシャルワークの機能

幼保連携型認定こども園においては、子育て等に関する相談や助言など、子育ての支援のため、保育教諭等や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となる。その機能は、現状では主として保育教諭等が担うこととなる。ただし、幼保連携型認定こ

ども園や保育教諭等はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理（態度）、知識、技術等への理解を深めた上で、援助を展開することが必要である。

・対人援助職としての基本

ソーシャルワークの原理（態度）には、保護者の受容、自己決定の尊重、個人情報への取扱いがある。幼保連携型認定こども園におけるソーシャルワークでは、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを理解し受け止める「受容」が基本的姿勢として求められる。受容とは、不適切と思われる行動等を無条件に肯定することではなく、そのような行動も保護者を理解する手掛かりとする姿勢を保つことである。援助の過程においては、保育教諭等は保護者自らが選択、決定していくことを支援することが大切である。このような援助関係は、安心して話をできる状態が保証されていること、つまり、個人の情報が守られていることによつて成り立つ。ただし、後述するように、虐待の通告や要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携や協力にかかわる活動においては、秘密保持義務を超えて情報の提供や交換がなされなければならないことにも、留意する必要がある。

・相談・助言の実際

幼保連携型認定こども園における相談・助言は、臨床相談機関・施設や行政機関のそれとは異なり、日常の様々な機会を捉えて行われる。育児講座や子育てサークルなどの活動を通じて実施されることも多くなっている。相談の形態も、日常場面における相談、電話による相談、面接による相談など様々である。相談の基本原則を踏まえ、関係機関や専門職との連携を密にし、その専門性の範囲と限界を熟知した対応を心掛けることが必要である。

○ プライバシーの保護及び秘密保持

保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことができない。設備及び運営の基準第 13

条では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用し、「幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又は家族の秘密を漏らしてはならない。」「幼保連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

ただし、子どもが虐待を受けている状況など、秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合は、正当な理由に該当することから、しかるべき対応を図るために、市町村を始めとした関係機関等に連絡し、協議することが認められる。

○ 地域の関係機関等との連携・協力

保護者の支援を適切に行うためには、幼保連携型認定こども園の役割や専門性を十分に生かすとともに、その役割や専門性の範囲を熟知していることが求められる。このため、関係機関の役割や機能をよく理解し、それらとの連携や協力を常に考慮して支援を行う必要がある。特に、児童相談所、福祉事務所、市町村相談窓口、市町村保育担当部局、市町村保健センター、児童委員・主任児童委員、障害児支援関係機関、教育委員会等との連携を欠かすことはできない。

幼保連携型認定こども園のみで保護者支援の役割を抱え込むことなく、あるいは保護者の意向に消極的態度を示すことなく、様々な子育ての支援の役割・機能を持っている社会資源や関係者と連携してそれらを活用することが必要である。そして、地域における教育及び保育に関する情報を常に把握し、必要な情報を保護者に適切に提供することが大切である。

(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての

支援

① 様々な機会の活用

- (1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
ア 園児の送迎時の対応，相談や助言，連絡や通信，会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用して行うこと。

園児の送迎時の対話を始め，連絡帳，園内の掲示などの連絡や通信を通して，園児の様子や教育及び保育の内容などを保護者に知らせることは，保護者への子育ての支援と深くつながっている。そのため，日々の園児の言動に関する報告であっても，保護者の子育ての自信や意欲を高めることにつながるような伝え方を工夫することが望まれる。特に，園児一人一人の発達の見点から，園児の気持ちや行動の理解の仕方，心身の育ちの姿などを知らせることは，保護者を励まし園児への理解を助けるという意味で，重要な子育ての支援となる。

また，保護者から明確に相談・助言を求められたときに限らず，園児の送迎時の対話，連絡帳，意見や要望，苦情の内容などから，必要があると判断される場合は，相談・助言のための面談の機会を積極的に設けることが望まれる。担任や担当の保育教諭等が全て対応するのではなく，内容によっては，園長等が対応する必要がある。保護者の様々な疑問，気掛かりなどに対して，相談を受ける保育教諭等は，まず傾聴することを基本とし，保護者の心情を捉えながら，理解，共感に基づき説明，助言などを行い，その中で保護者自身が納得や解決に至ることができるように援助することが大切である。また，他の専門機関との連携を密にし，必要に応じて紹介・情報提供などを行うことも必要である。

また，保護者懇談会，個人面談，家庭訪問，教育及び保育の参観・参

加など保護者が参加する会合や行事，親子遠足や運動会などその他の特別な活動や行事などにおいても，それらを通して園児の様子，教育及び保育の意図や内容，課題などを保護者に伝えるとともに，保護者の気持ちや悩みを直接聴き取る機会としたり，保護者同士の交流の場となるように配慮したりするなど，保護者に対する子育ての支援の観点からの内容や実施方法の工夫が求められる。

様々な行事は，幼保連携型認定こども園における教育及び保育の方針や保護者の状況に応じて，保護者の希望を取り入れることもあるが，教育及び保育の一環として教育的及び保育的な価値を十分検討し，園児自身の満足感や主体性が尊重されるようにすることが大切である。また，保護者会，その他の保護者の自主的活動についても，保護者同士の交流を促し，子育てを支え合う視点からの支援が行われることが望まれる。

② 保護者との相互理解

イ 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ，保護者との相互理解を図るよう努めること。

園児の生活は，家庭から幼保連携型認定こども園へ，また，幼保連携型認定こども園から家庭へと連続しており，家庭と幼保連携型認定こども園との相互理解は，教育及び保育による園児の発達にとって欠かせないものである。

すなわち，園生活と家庭での生活の連続性を確保し，教育及び保育を行っていくためには，日々の教育及び保育の意図を保護者に説明する努力が必要であり，保護者が教育及び保育の方針や意図について理解していることが望まれる。そのためには，教育及び保育の方針や内容，それに応じた日々の計画的な環境の構成や実践などについて，入園前の見学时，入園時，保護者会，日々の対話や連絡，行事などの機会を捉え保護

者が理解しやすい方法等で伝えていくことが大切である。それらを通して幼保連携型認定こども園の全体像について保護者に知らせることは、保護者が子育ての参考にし、また小学校就学までの園児の発達の見通しを持つためにも、有効なことである。教育・保育要領の内容を紹介したり、その内容を活用した情報提供や助言を行ったりするなどの工夫も望まれる。幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を基本としていることを常に明瞭にし、入園時等にもそのことを保護者に伝え、理解を得ておくことが大切である。

幼保連携型認定こども園と保護者との間に信頼関係を築き上げるには、相互の意思疎通の積み重ねが大切である。具体的には、園児に関する情報の交換を細やかに行うこと、保育教諭等と保護者の間で園児への愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うこと、保護者の置かれている状況やその思いを受け止め理解を示すこと、保護者が教育及び保育の意図を理解できるように説明する機会を提供すること、保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなどが必要である。

③ 教育及び保育における活動に対する保護者の積極的な参加

ウ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に保護者が参加することは、保護者の自ら子育てを実践する力の向上にとって意義深いものが

ある。保護者が園児の遊びに参加することで、園児の遊びの世界や言動の意味、友達とかかわる過程にはいざこざや気持ちの折り合いなどがあることを理解したり、保育教諭等が園児の心の揺れ動きに応じてきめ細やかにかかわる様子を見て信頼を寄せたりする。また、保護者が保育教諭等と共に活動する中で、自分でも気付かなかった子育てへの有能感を感じることもある。例えば、絵本の読み聞かせの活動に初めて参加した保護者が、園児の絵本を見つめたり、読み聞かせに聞き入ったりする姿に感動し、その後の活動への参加に意欲的になることもある。

参加を通して他の保護者とかかわり、園児の発達への見通しを持つことができるような情報交換ができると、長い目で園児の成長を見ていこうとするようになる。さらに、こうした保護者が増えてくると、園内外に子育てについて気軽に話すことのできる子育てサークルなどの場が広がっていく。

園は、こうした活動に協力したり、子育て相談や子育てに関する情報を提供したりするなど、保護者や地域の実態に合わせた子育ての支援を行うことが大切である。保護者一人一人が幼保連携型認定こども園関係者のみならず、それを拠点としながら広く地域の家庭や住民と温かなつながりを深めつつ、自ら子育てを実践する力の向上に結び付け、それが子育ての経験の継承につながるようにすることが大切である。幼保連携型認定こども園は、地域の家庭や住民の教育力及び保育力の向上に資するという側面もあることから、このような意義も踏まえ、園児に限らず地域の乳幼児の健やかな成長を支えていくことが大切である。

しかし、保護者の生活形態が異なることから、全ての保護者がいつでも園児の活動に参加したり、保護者同士がかかわる時間を容易につくったりすることができるわけではない。幼保連携型認定こども園においては、活動の内容を工夫したり、活動の時間や日程に幅を広げたりするなど、保護者の状況に配慮を行うことが必要である。

④ 保護者の仕事と子育ての両立等の保護者支援

エ 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努めること。

保護者の就労等のニーズに応じた教育及び保育に関する多様な事業も、幼保連携型認定こども園の重要な役割である。保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況を配慮するとともに、常に園児の福祉の尊重を念頭に置き、園児の生活への配慮がなされるよう、家庭と連携・協力していく必要がある。

病児保育事業を行う場合は、特に受入れ体制やルールについて、保護者に十分に説明し、園児の負担が少なく、リスクが生じないように配慮し、保護者と連携して進めることが大切である。

延長保育等については、園児の発達の状況、健康状態、生活習慣、生活のリズム及び情緒の安定を配慮して保育を行うよう留意する必要がある。夕方の食事あるいは補食についても、園児の状況・家庭の生活時間によって適切な提供方法を配慮し、保育教諭等間の様々な必要事項の申し送りや保護者への連絡事項についても、適切に意思疎通を図ることができるよう配慮することが必要である。園児にとって通常の保育とは異なる環境や集団の構成になることにも配慮して、園児が安定して豊かな時間を過ごすことができるように工夫することが必要である。

⑤ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動

オ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動

については、園児の心身の負担に配慮するとともに、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。その際、教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮すること。

幼保連携型認定こども園における地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動（以下、「一時預かり事業などの活動」という。）とは、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、幼保連携型認定こども園が、当該幼保連携型認定こども園の園児のうち希望者を対象に行うものである。さらに、一時預かり事業などの活動は、職業などを持っているが、園児を幼保連携型認定こども園における教育のみを受けさせたいという保護者等に対する必要な支援策でもある。

一時預かり事業などの活動を行うに当たっては、認定こども園法第2条第7項、第9条及び教育・保育要領第1章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目的及び目標、基本を踏まえた活動とする必要がある。これは、必ずしも教育を行う標準的な時間の活動と同じように展開するものではないが、幼保連携型認定こども園における活動として適切な活動となるよう、認定こども園法や幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼保連携型認定こども園で行われる教育及び保育の活動全体が貫かれ、一貫性を持ったものとなるように教育及び保育の内容に関する全体的な計画に位置付けられることが大切である。

一時預かり事業などの活動を行うに当たって、まず配慮しなければならないことは、乳幼児の健康と安全についてであり、これらが確保されるような環境を構成することが重要である。また、家庭での過ごし方な

どにより園児一人一人の生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、心身の負担が少なく、無理なく過ごすことができるように、一日の流れや環境を工夫することが大切である。特に、入園当初や進級当初においては、園生活に対して不安感や緊張感が大きい園児もいることから、家庭生活との連続性を図りながら園児一人一人の実情に合った居場所づくりを行うことが重要である。さらに、園児の心や体の健康状態、季節などに配慮して、必要に応じて午睡の時間を設けたり、いつでも園児が休むことができるようにくつろぐことができる場を設けたりすることも大切である。

一時預かり事業などの活動については、地域の実態や保護者の事情を考慮することが大切である。例えば、この活動を毎日希望する場合又は週の何日かを希望する場合、あるいは、幼保連携型認定こども園の設定した終了時間よりも早く帰ることを希望する場合など様々なケースが考えられるが、可能な限りそれぞれの要請に応えるよう弾力的な運用を図ることが大切である。弾力的な運用に当たり、地域の実態や保護者の事情とともに大切なことは、園児の健康な心と体を育てる観点から園児の生活のリズムに配慮することである。このため、例えば、夕食や就寝時刻が遅くなることのないよう、活動の時間を設定するなどの配慮が必要である。

一時預かり事業などの活動を行うに当たっては、教育を行う標準的な時間の活動を考慮する必要がある。例えば、教育を行う標準的な時間中に、室内での遊びを中心に活動を行った場合には、一時預かり事業などの活動において、戸外で自然に触れたり、体を動かして遊んだりすることを積極的に取り入れることが必要となろう。また、園児が夢中になって遊びに取り組んでいる場合には、一時預かり事業などの活動においても園児は同じ活動をやってみたいと思うこともあろう。一時預かり事業などの活動を考慮するということは、必ずしも活動を連続させることではない。教育を行う標準的な時間中における園児の生活や遊びなど園児

の過ごし方に配慮して、一時預かり事業などの活動を考えることを意味するものであり、園児にとって充実し、無理のない一日の流れをつくり出すことが重要である。

教育を行う標準的な時間の活動を考慮して展開するためには、教育を行う標準的な時間の活動を担当する保育教諭等と一時預かり事業などの活動を担当する者が、園児の活動内容や園児の心と体の健康状態について互いに引継ぎをするなど、緊密な連携を図るようにすることが大切である。両者が連携し、互いの活動について理解した上で、一時預かり事業などの活動を展開することにより、園児の生活がこの時期にふさわしい無理のないものとなっていく。また、日々の活動について連携するのみではなく、例えば、指導計画の作成や一時預かり事業などの活動の計画の作成などにおいて連携を行うことも大切である。

一時預かり事業などの活動は、幼保連携型認定こども園の行う活動であり、その計画を作成する必要がある。その際、幼保連携型認定こども園全体の教育及び保育の目標が達成されるよう、教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮して作成する必要がある。さらに、それぞれを担当する保育教諭等が日頃から合同で研修を行うなど緊密な連携を図るとともに、それぞれの担当者がそれぞれの活動を等しく担っているという共通理解を持ち、園全体の保育教諭等間の協力体制を整備することなども大切である。

また、他の園児は、一時預かり事業などの活動の時間は家庭や地域で過ごし、幼保連携型認定こども園での体験とは異なる体験をしている。一時預かり事業などの活動の計画を作成する際には、このことを考慮して作成する必要がある。例えば、家庭では、おやつを食べたり、午睡をしたりなど、落ち着いた家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごすこともあろう。また、地域では、異年齢の子どもと遊んだり、高齢者を含む地域の人々と交流したり、地域の行事に参加したりするなどの多様な生活

を過ごしていると考えられる。このような家庭や地域で体験することも、園児の健やかな成長にとっては大切なことである。保育教諭等は、このことを踏まえ、一時預かり事業などの活動の計画を作成するようにすることが大切である。

このように、家庭や地域における園児の生活を考慮し、一時預かり事業などの活動を行うためには、地域の育児経験者の協力を得たり、公園や図書館などの施設を活用したりするなど、地域の様々な資源を活用することも考えられる。また、一時預かり事業などの活動については、地域の実態などによって、希望日数や希望時間が異なることを考慮し、計画を作成する必要がある。

なお、一時預かり事業などの活動を行うに当たっては、園児の家庭での過ごし方や幼保連携型認定こども園での園児の状態などについて、保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ることが必要である。

また、一時預かり事業などの活動は、家庭の教育力を損なうものであってはならない。そのため、保護者との情報交換などを通じて、一時預かり事業などの活動の趣旨や家庭における教育の重要性について保護者の理解を十分に図り、保護者が、幼保連携型認定こども園と共に園児を育てるという意識が高まるようにすることが大切である。

さらに、一時預かり事業などの活動の対象となる園児については、園で過ごす時間が比較的長時間となるため、家庭における教育が充実するよう家庭への働き掛けを十分に行うことも大切である。例えば、保護者が参加する機会を提供するなど、一時預かり事業などの活動の様子を知ったり、園児とのかかわり方について理解を深めたりすることを通じて、家庭の教育の充実につながっていくことなどが考えられる。

⑥ 障害や発達上の課題のある園児の保護者支援

カ 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係

機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

園児に障害や発達上の課題が見られる場合に、その保護者に対しては、十分な配慮の下にさらに教育及び保育並びに個別の支援を行うことが必要である。これらの園児の教育及び保育に当たっては、教育・保育要領第3章の第2に示されている事項を十分に配慮し、保護者、かかりつけ医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて障害児支援関係機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要がある。また、保護者に対しては必要に応じて支援を行うとともに、他の園児や保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識を持つことができるように支援する必要がある。

なお、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第7条に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとして入園を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められる。また、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別の教育支援計画の作成とも関連することに留意することが必要である。

⑦ 保護者に対する個別支援

キ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

育児不安等が見られる保護者に対しては、保育教諭等が有する相談・助言等の専門性を生かした支援が不可欠であり、その際、特に個別の支援に関する知識、技術等が求められる。

幼保連携型認定こども園における保護者への個別の支援は、個々の保

護者の思いや意向，要望，悩みや不安などに対して，保育教諭等の個別の支援に関する知識や技術などに基づいて，幼保連携型認定こども園における教育及び保育の専門性を生かしながら行う援助等の活動である。ただし，その内容によっては，それらの知識や技術に加えて，ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要がある。

さらに，園児の健全育成の観点から，多胎児や低体重出生児，慢性疾患のある園児の保護者への支援が求められる。精神疾患等を抱える保護者，育児不安を持つ保護者，外国籍の園児を持つ保護者等への個別的な対応も必要に応じて行う。

幼保連携型認定こども園における個別の支援を行う際には，教育及び保育の専門性という視点から情報収集と分析，援助等の方法や手段の選択等を行う。収集する情報の例としては，保護者の意向や思い，家族の状況，かかわりのある社会資源等に加えて，園児の発達や行動の特徴，生活のリズムや生活習慣，そして幼保連携型認定こども園における園児の行動特徴，送迎時や連絡帳の記述等に見られる親子関係等を挙げる事ができる。保護者への支援に責任を持って適切に対応するためには，必要に応じて園児と保護者を含む援助の計画や記録を作成し，援助等の活動に生かすことが求められる。

幼保連携型認定こども園において実際に，個別の支援を行う場合には，必要に応じて他の機関と連携するとともに，作成された援助の計画や記録を活用するなど，組織として園児や家族を援助する体制づくりが重要となる。また，主たる援助者となる保育教諭等を，園長や他の保育教諭等が役割の分担を行いながら支える必要がある。

⑧ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

ク 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には，市町村や関係機関と連携し，要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対

応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

保護者の不適切な養育とは、保護者の養育に、子どもへの不適切なかわり方が見られ、それによって子どもが苦痛を感じたり、子どもの心身に危険が生じることが予測されたり、現に心身に問題が生じているような状態をいう。虐待よりも広い概念で用いられ、具体的には、子どもへの暴言、不当な扱い、放任などが挙げられる。

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合に、時には幼保連携型認定こども園と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じたりすることがないように、日頃から、保護者との接触を十分に行い、保護者と園児との関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが大切である。そうすることが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることになる。

幼保連携型認定こども園や保育教諭等による対応では不十分、あるいは限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められる。特に、児童虐待の防止等に関する法律が規定する児童虐待に関する通告義務は、幼保連携型認定こども園や保育教諭等にも課せられている。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められる。これらに関する対応については、教育・保育要領第1章の第3の5の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められる。

なお、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは、児童福祉法の改正により平成17年4月より法定化された協議会であり、虐待を受けた園児を始めとする要保護児童の早期発見や保護を

図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークをいう。ネットワークの中心となる調整機関も定められ、また、参加機関・施設等には罰則付きの守秘義務も課せられることとなっている。幼保連携型認定こども園も、この協議会の一員となることによって要保護事例の検討会議に出席し、関係機関との役割分担の中で園児や子育て家庭の支援を行っていくことが期待されている。

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

① 子育て支援事業

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

ア 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。

幼保連携型認定こども園の地域における子育て家庭の保護者に対する支援は、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性、例えば、子育てを支援する施設が園の周りになかったり、0歳から2歳までの期間を家庭で子育てを行う保護者の割合が多かったりなど、当該幼保連携型認定こども園自体の特徴、特に園の職員の専門性などを十分考慮して、当該地域において必要と認められるものを適切に行う必要がある。

地域における子育て家庭の保護者等に対する支援においても、保護者等の受容、自己決定の尊重、個人情報保護等について考慮していくことが必要である。

認定こども園法における子育て支援事業は、以下の事業が挙げられる。

- ・ 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により，子育てに関する保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ・ 家庭に職員を派遣し，子育てに関する保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ・ 保護者の疾病等の理由により，家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき，認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ・ 子育て支援を希望する保護者と，子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業
- ・ 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

地域における子育て家庭の保護者等に対するこれらの支援を有効に進める上で，安心して利用できる環境が整っていることが重要である。幼保連携型認定こども園の職員が子育て支援の重要性を認識し，様々な思いに対応し，親しみを持って応じ，細やかな心配りを行うことが求められる。子どもが喜ぶ遊びや遊具を提供したり，子どもにも優しく声を掛けたり，遊びに導いたりすることも大切である。

地域に開かれた幼保連携型認定こども園が子育て家庭にとって気軽に訪れ，相談することができる心強い身近な施設になることは，子育てを行う上での保護者等の安心感にもつながる。育児不安を和らげ，虐待を防止する役割が幼保連携型認定こども園にあることを自覚し，地域の子育て家庭の保護者等を受け入れていくことが必要である。

② 地域における関係機関等との連携

イ 市町村の支援を得て，地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに，子育ての支援に関する地域の人材の積極的

な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域における子育て家庭の保護者等に対する支援は、幼保連携型認定こども園単独で行うもののほか、幼保連携型認定こども園が市町村、教育及び保育や子育ての支援に関する関係機関や関係者と連携して行うもの、それらの関係機関や関係者が単独で実施するものもある。

子ども・子育て支援法第 59 条で示されている市町村が行う地域子ども・子育て支援事業には、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）など 13 事業がある。各幼保連携型認定こども園においては、それらの実施状況や実施計画を把握し、幼保連携型認定こども園が中心となって取り組むことが適当である事業や活動と、他の組織で取り組むことが適当である事業や活動について整理した上で実施することが大切である。

市町村の他、特に連携や協力を必要とする地域の関係機関や関係者としては、児童相談所、福祉事務所、保健センター、障害児支援関係機関、小学校、中学校、高等学校、地域子育て支援拠点、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、関連NPO法人や児童委員などを挙げるができる。地域の実情を踏まえて、また関係機関、専門機関、関係者の状況などを把握して、地域性に応じた子育ての支援を実施することが望まれる。

子育ての支援は、地域の子どもの健全育成のためにも有効である。中

学校や高等学校が実施する乳幼児との触れ合いや交流に幼保連携型認定こども園が協力するなど、次世代育成支援の観点から、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められている。

幼保連携型認定こども園においては、乳幼児、小学生、中学生、高校生、青年、そして高齢者を含む多様な年齢層を視野に入れ、世代間の交流を図りながら、子育ての知識、技術を伝え合うなど、人と人との緩やかなつながりを大切にしていくことが望まれる。そして、地域の人々が持っている様々な力を引き出し、発揮されるよう後押ししていくことや、地域に存在する様々な人を結び付けていくといったことなどが幼保連携型認定こども園に期待されている。子育ての支援にかかわる活動を展開していく中で、人と人とのかかわりを通して、地域社会の活性化に寄与していくことが求められる。

地域における子育て家庭の保護者等に対する支援は、地域の子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上、そして、親子を始め、様々な人との関係づくりに寄与することが期待される。保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育てなどに関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎ出していくことも幼保連携型認定こども園の大切な役割である。

また、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を早期に予防し、その解決に寄与することも大事なことである。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重要な役割を担っている。虐待の防止や対応を積極的に進め、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携に図っていくことが期待される。

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成

この章に示すねらいは、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを園児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

この章に示すねらい及び内容は、主として教育にかかわるねらい及び内容であり、保育の実施に当たっては、園児一人一人の発達の過程やその連続性を踏まえ、この章の第1に示すねらい及び内容を柔軟に取り扱うとともに、この章の第2に示す保育の実施上の配慮事項を踏まえなければならない。その際、教育及び保育の内容が相互に関連を持つよう留意する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園にお

ける教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、教育・保育要領第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて園児が園生活を展開し、その中で心身の発達の基礎となる体験を得ることによって行われるものである。

乳幼児期は、次第に生活の中で自発的・主体的に環境とかがわりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期である。したがって、幼保連携型認定こども園の教育及び保育においては、このような乳幼児期の特性を考慮して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などが園児一人一人の中に培われるようにすることを具体的な目標として捉える必要がある。

教育・保育要領第2章の第1「ねらい及び内容」において、各領域に示されている事項は、幼保連携型認定こども園の主として教育が何を意図して行われるかを明確にしたものである。すなわち、園児が生活を通して発達していく姿を踏まえ、幼保連携型認定こども園の教育全体を通して園児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを「ねらい」とし、それを達成するために保育教諭等が指導し、園児が身に付けていくことが望まれるものを「内容」としたものである。そして、このような「ねらい」と「内容」を園児の発達の側面からまとめて以下の五つの領域を編成している。

- ・心身の健康に関する領域「健康」
- ・人とのかかわりに関する領域「人間関係」
- ・身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」

- ・言葉の獲得に関する領域「言葉」
- ・感性と表現に関する領域「表現」

しかし、園児の発達には様々な側面が絡み合って相互に影響を与え合いながら遂げられていくものである。各領域に示されている「ねらい」は園生活の全体を通して園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであり、「内容」は園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されなければならないものである。

このようなことから、教育・保育要領第2章の第1の各領域に示している事項は、保育教諭等が園児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、園児のかかわる環境を構成する場合の視点でもあるということができる。

その意味から、領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるため、領域別に内容に関する全体的な計画を作成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。領域の「ねらい」と「内容」の取扱いに当たっては、このような「領域」の性格とともに、領域の冒頭に示している領域の意義付けを理解し、各領域の「内容の取扱い」を踏まえ、適切な指導が行われるようにしなければならない。

また、教育・保育要領第2章の第1に示している事項は幼保連携型認定こども園の主として教育の全体を見通した「ねらい」であり「内容」であるため、これによって指導すべき具体的な方向を捉えながら、園児の実情や地域の実態などに応じて、幼保連携型認定こども園は具体的なねらいや内容を組織することが必要である。

なお、「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて

適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えない。」としつつも、「その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。」としている。これは、各領域に示す「ねらい」の趣旨に基づいた上で、地域や幼保連携型認定こども園の実態に応じて、教育・保育要領に示した内容に加えて教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成、実施することができるようにしているものである。ただし、その場合には、教育・保育要領第1章の第1に示した幼保連携型認定こども園の教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。つまり、乳幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを中心とした生活を通して発達に必要な体験をし、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが重要である。

第2節 各領域に示す事項

1 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を
養う。

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、乳幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによっ

て培われていくものである。健康な乳幼児を育てることとは、単に身体を健康な状態に保つことを目指すことではなく、他者との信頼関係の下で情緒が安定し、その園児なりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組むことができるようにすることである。

幼保連携型認定こども園においては、園児一人一人が保育教諭等や他の園児などとの温かい触れ合いの中で楽しい生活を展開することや自己を十分に発揮して伸び伸びと行動することを通して充実感や満足感を味わうようにすることが大切である。明るく伸び伸びということは、単に行動や言葉などの表面的な活発さを意味するものだけではなく、園生活の中で解放感を感じつつ、能動的に環境とかかわり、自己を表出しながら生きる喜びを味わうという内面の充実をも意味するものであり、自己充実に深くかかわるものである。

このような健康な心は、自ら体を十分に動かそうとする意欲や進んで運動しようとする態度を育てるなど、身体諸機能の調和的な発達を促す上でも重要なことである。特に、自分の体を十分に動かし、園児が体を動かす気持ちよさを感じることを通じて進んで体を動かそうとする意欲などを育てることが大切である。

同時に自分の体を大切にし、身の回りを清潔で安全なものにするなどの生活に必要な習慣や態度を、園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにすることも重要なことである。

[内 容]

(1) 保育教諭等や友達と触れ合い、安定感を持って行動する。

園児は周囲の大人から受け止められ、見守られているという安心感を得ると、活動への意欲が高まり、行動範囲も広がっていく。園児が安定感を持って行動し、生き生きと活動に取り組むようになるためには、園

生活の様々な場面で、園児が自分は受け止められているという確かな思いを持つことが大切である。特に、入園当初の園児は家庭から離れて初めて集団での生活を経験することによる緊張や不安が高い。保育教諭等は園児一人一人とかかわりながら、園児がどのようにして安定感を持つようになっていくのかを捉え、園児の心のよりどころとなるようしっかりと園児を受け止めなければならない。保育教諭等との信頼関係を結ぶことができた園児は、自分から興味や関心のあるものにかかわり、次第に友達と共に過ごす楽しさや喜びを味わうようになる。

このようにして得た安定感は、心の健康を育てる上で重要であり、園児が自立の方向に向かっていく上でも欠くことができないものである。心と体の調和を取りながら健康な生活が営まれていくことに留意しつつ、一人一人の園児との信頼関係を築いていかなければならない。

(2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

乳幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期であるが、自発的にそのとき発達していく機能を使って活動する傾向がある。そして、その機能を十分に使うことによってさらに発達が促されていく。したがって、園児の興味や能力などに応じた遊びの中で、自分から十分に体を動かす心地よさを味わうことができるようにすることが大切である。

園児は、走ったり、跳んだり、投げたりといった運動的な遊びはもとより、これにとどまらずいろいろな遊びをすることが大切である。例えば、室内で友達とイメージを広げながら大型積み木で遊ぶ園児もいるだろう。偶然出会った自然の変化に関心を持ち、それらに触れながら遊ぶ園児もいるだろう。砂場でのダム作りに集中し、水をくみに水場との往復を繰り返す園児もいるだろう。このような、いわゆる運動的な遊び以外であっても、園児がその活動に興味や関心を持ち、自ら心を弾ませて

取り組んでいる場合には、体も弾むように動き、そこには生き生きとした姿が見られる。

運動的な遊びか否かを問わず、園児の興味の広がりによって展開する様々な活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満足させる体験を積み重ねることが、身体の調和的な発達を促す上で重要な意味を持つものであることに留意しなければならない。

(3) 進んで戸外で遊ぶ。

室内とは異なり、戸外では、園児は解放感を味わいながら思い切り活動することができる。さらに、戸外では園児の興味や関心を喚起する自然環境に触れたり、思い掛けない出来事と出会ったりすることも多く、園児は様々な活動を主体的に展開する。近年、地域や家庭において戸外で遊ぶ経験が不足していることから、戸外での遊びの面白さに気付かないまま、室内の遊びに偏りがちの園児も少なくない。幼保連携型認定こども園では、園児の関心を戸外に向けながら、戸外の空気に触れて活動するようにし、その楽しさや気持ちよさを味わうことができるようにすることが必要である。

その場合、園児の興味や関心が自然な形で戸外に向けられるようにし、園児が進んで戸外の生活を楽しむようにしていくことが大切であり、そのために、保育教諭等の果たす役割は大きい。特に、入園当初の園児は、保育教諭等と共に行動しようとする気持ちが強いので、保育教諭等と一緒に遊びながら、戸外で様々な事柄に出会ったり、気付いたりして、遊び方や動き方が分かり、次第に安定して活動ができるようになってくる。さらに、園生活に慣れ、気持ちが安定してくると、園児は自分から周囲の人やものと積極的にかかわるようになる。園児は、戸外で走り回ったり、飛び跳ねたりして、全身を思い切り使って自らの運動欲求を満たし

たり，身近な自然の事物や事象とかかわって好奇心を満足させたりして活動するようになる。

園児の年齢や生活経験などに考慮しながら，園内の遊具や用具を配置したり，自然環境の整備をしたりするなどして，園児が進んで戸外で遊ぶことができるようにするとともに，園庭ばかりではなく，近隣の公園や広場，野原や川原などの園外に出掛けることも考えながら，園児が戸外で過ごすことの心地よさや楽しさを十分に味わうことができるようにすることが大切である。

(4) 様々な活動に親しみ，楽しんで取り組む。

心と体の発達を調和的に促すためには，特定の活動に偏ることなく，様々な活動に親しみ，それらを楽しむことで心や体を十分に動かすことが必要である。そのためには，園児の発想や興味を大切にして自分から様々な活動に楽しんで取り組むようにすることが大切である。

園児は気に入った活動に出会うと生き生きと繰り返し取り組もうとする。しかし，次第に興味や関心が薄れてきても他にやることを見付からずにその活動を繰り返している場合もある。園児の活動への取組の様子を見極めつつ，必要に応じて，園児が取り組んでみたいと思えるような意欲を喚起する環境を構成したり，取り組んで楽しかったという充実感や満足感が味わえるようにしたりすることが大切である。このことにより，園児の興味や関心が広がり，多様な活動をするようになる。

園児が楽しみながら取り組む活動には，身近な環境にかかわり，試したり，工夫したりしながら作って遊ぶこと，自分が思ったことや考えたことを表現して遊ぶこと，また，戸外で友達と体を十分に動かして遊ぶことなど様々なものがある。様々な遊びの面白さに触れ，いろいろな経験を通して，園児自らが積極的，主体的に選択して遊ぶようになること

が大切である。

また、園児がこれらの活動に取り組むに当たっては、一人で取り組む、あるいは、友達と一緒に取り組む、学級全体で取り組むなど様々である。それぞれの活動の特質を生かし、園児がその活動の楽しさを味わうことができるよう、配慮することが大切である。

このように、園児が行う活動には、その内容、活動の場所、遊具の有無やその種類、一緒に活動する園児の人数など、様々なものがある。園児は、様々な活動に取り組み、それぞれの活動を楽しむことで、心や体を十分に動かし、心と体の調和のとれた発達をしていく。

(5) 保育教諭等や友達と食べることを楽しむ。

本来、食べることは、人が生きていくために必要なことである。園児は、十分に体を動かして遊び、空腹感を感じるからこそ、食べ物を食べたときに、満足感を心と体で味わう。さらに、気持ちが安定し、活力が湧き、積極的にいろいろな活動をするようになる。このような体験を繰り返すことは、園児が、食べることの楽しさや喜びに気づき、充実した生活をつくり出す上で重要である。

園児は、まず家族と同じ場で一緒に食事をし、幼保連携型認定こども園に入園して家族以外の人と一緒に食べることを体験する。そのため、初めは、家庭と幼保連携型認定こども園での食事風景が異なることから、戸惑う園児もいるかもしれない。しかし、自分に温かく接してくれる保育教諭等と一緒に食べることで、園児は、くつろぎ、安心して食べるようになっていく。その中で、ときには保育教諭等や友達と会話を交わすなどしながら、一緒に食べるという雰囲気慣れていき、保育教諭等や友達と一緒に食べることを楽しむようになっていく。また、保育教諭等や友達とのかかわりが深まるにつれて、食べるときも一緒に食べたいと

思うようになり、一層食べることを楽しむようになっていく。

保育教諭等は、園児の食べたいという気持ちを受け止め、園児の心に寄り添いながら、同じ気持ちを持つ友達とも一緒に昼食の時間を楽しみにする気持ちを共有することが大切である。そのことが、保育教諭等や友達と一緒に食べたときの喜びにつながっていき、このような保育教諭等や友達との気持ちのやり取りの体験を重ねる中で、園児は友達と一緒に食べることに期待を持つようになっていく。

(6) 健康な生活のリズムを身に付ける。

本来、園児には自立に向けて大切にされなければならない生活のリズムがある。園児にとって健康な生活は、十分な睡眠やバランスのよい食事、全身を使った活動と休息などの生活の流れの中で営まれていく。そして、園児は健康な生活のリズムを身に付け、自立の基礎が培われていく。

園生活では、園児の持つ生活のリズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と解放感、動と静などの調和を図ることが大切である。その際、園児の活動意欲が十分に満たされるようにすることも大切である。また、家庭での生活の仕方が園児の生活のリズムに大きく影響するため、入園当初は、園児一人一人の生活のリズムを把握し、それらに応じながら、遊ぶ時間や食事の時間などにきめ細かな指導が必要である。

さらに、保護者に園児が健康な生活のリズムを身に付けることの大切さを伝え、家庭での生活の仕方などについての理解を促し、家庭と十分な連携を図ることも必要である。

(7) 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄^{せつ}などの生活に

必要な活動を自分でする。

園生活の中では食事をする前に汚れた手を洗ったり，汗をかいたときに服を着替えたりする。このような園生活の自然な流れの中で機会を捉えて，例えば，手が汚れたまま食事をする和不潔なので手を洗おうというように，園児自身が必要性に気付き，自分でしようとする気持ちが持てるように援助することが大切である。園児は，保育教諭等との温かいつながりの中で，適切な援助を受けることによって，生活に必要な活動を次第に自分でしようとするようになり，自立へと向かう。その際，毎日繰り返し行うことによって習慣化し，心地よさや満足感を持つことができるようにすることも大切である。

特に，家庭生活と園生活が異なることから，入園当初の園児は戸惑いが大きく，園児一人一人の実情に応じたきめ細かな対応が必要である。園児は，友達とのかかわりが深まると，友達の行う姿を見たり，一緒に行ったりして，生活に必要な様々な習慣や態度を身に付けていくので，一人一人の行動が他の園児にとっても意味のあるものとなるよう，よりよい集団での関係を育てることも大切である。

なお，園児は，一度身に付けたと思われる基本的な生活行動が崩れることがある。これらは，多くの場合，必要な行動であることが分かっているにもかかわらず遊びに熱中する余り，その行動を省略してしまうからであり，必ずしも全く生活行動が崩れたわけではない。このようなときには，その都度，状況に応じた保育教諭等の適切なかかわりが必要であり，このような過程を経ていくことで，園児は着実に基本的な生活行動を身に付けていく。

このようにして形成された習慣や態度は，健康な体を育てる上で重要であるばかりでなく，自信や意欲にもつながるものである。園児一人一人が家庭でどのような生活をしているのか実態を捉え，家庭との連携を密にしながら実情に応じて指導していくことが大切である。

(8) 幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。

園生活には、所持品の管理をしたり、遊んだ後を片付けたりするなど、皆が一緒に過ごすために身に付けることが必要な生活の仕方がある。これらについて、そのやり方や必要性に気付き、自分たちの生活の場を生活しやすいように整える体験を繰り返しながら、次第に見通しを持って行動できるようになっていくことが大切である。

入園当初の園児は、保育教諭等と一緒に行動したり、保育教諭等をモデルにしたりして、生活に必要な行動を一つ一つ獲得していく。やがて、友達と一緒に活動するという経験を通して、集団の中で生活する楽しさや充実感を感じながら進んで準備をしたり、片付けたりするようになり、園生活を自立的に過ごすことができるようになっていく。

これらの生活行動を獲得していくためには、園生活全体が園児にとって、楽しく脈絡のあるものでなければならない。例えば、十分に遊んだ後の満足感が次の活動への期待感を生み出し、片付けなどの必要性が園児に無理なく受け止められる。園児の活動が園児の必要感に基づき自発的に展開されるものであれば、園児の意識の中でつながりが芽生え、園生活の大まかな予測を持つことができるようになり、園児は、時間の流れや場の使い方などを予測して生活できるようになっていく。そして、園児自身が、次第に生活に必要な行動について見通しを持ち、自立的に行動できるようになっていく。そのためには、園児がゆとりを持って園生活を過ごすことができるようにすることが大切である。

片付けなどの基本的な生活行動は、まず家庭の中で獲得されるものであり、園児一人一人の家庭での生活経験を捉えて指導を考えるなど家庭との連携を図ることが大切である。同時に幼保連携型認定こども園でも、

例えば、園児の動線に配慮した手洗い場や遊具の収納など幼保連携型認定こども園の生活環境に十分配慮することも必要である。

(9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

日常生活の中で起こるけがや病気、健康診断など様々な機会を捉えて、園児なりに自分の体を大切にしなければならないことに気付かせ、手洗い、歯磨きなど病気にかからないために必要な活動を自分からしようとする態度を育てることが必要である。

入園当初の園児は、自分に温かく接してくれる保育教諭等と一緒に行動することによって、汚れた手を洗ったり、汗の始末をしたりするようになり、その気持ちよさを感じ取っていく。さらに、健康診断や身体測定などの機会を通して、自分の成長を喜びながら自分の体に関心を持つように働き掛けることにより、病気の予防に必要な活動に気付き、これらの活動を進んで行うようになっていく。

また、健康への関心や態度は、園児の生活に関係の深い身近な人々と触れ合うことや新聞やテレビなどの社会情報を話題にすることから身に付けていく場合もある。園生活の中で学校医など健康な生活にかかわりの深い人々と接したり、社会の情報などを取り入れたりする機会を工夫していくことも大切である。

健康な心と体の状態は、園児一人一人によって異なる。園児一人一人の実情を捉え、家庭との連携を図りながら、健康への関心を高め、病気を予防する態度を身に付けていくようにすることが重要である。

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分か

り、安全に気を付けて行動する。

園生活の中で、危険な遊び方や場所、遊具などについてその場に即して気付かせ、状況に応じて安全な行動をとることができるようにすることが重要である。さらに、交通安全の指導や避難訓練などについては、長期的な見通しを持ち、計画的に指導するとともに、日常的な指導を積み重ねることによって、安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させていくことも重要である。

園生活が園児にとって安全であるように、施設設備の安全点検に努めることは言うまでもない。その上で、園児が園内のいろいろな場所や遊具にかかわって生み出す様々な遊びの状況を想定しながら、安全に落ち着いて遊ぶことができるように環境を工夫していくことが大切である。特に、入園当初や進級時などにおいては、保育教諭等との信頼関係を基盤に安定した情緒の下で生活できるようにすることが大切である。環境に自らかかわり、十分に体を動かして遊ぶ中で、園児は、次第に危険な場所や遊び方などを知り、どう行動したらよいのかを体験を通して身に付けていく。

特に、入園当初の園児は大人が予期しない行動を取りがちであり、様々な状況を予測して安全の確保に配慮することが必要であるとともに、保育教諭等と一緒に行動しながら個々の状況の中で、園児なりに安全について考え、安全に気を付けて行動することができるようにする必要がある。

また、園児にとって、交通安全の習慣を身に付けること、災害時の行動の仕方や様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けることは、安全な生活を送る上で是非とも必要なことである。安全な交通の習慣や災害、あるいは不審者との遭遇などの際の行動の仕方などについては、幼保連携型認定こども園の全職員の協力体制や家庭との連携の下に、園児の発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねていくことが重

要である。

[内容の取扱い]

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

心と体の健康は相互に密接な関連を持ち、一体となって形成されていく。心の安定を図る上で大切なことは、園児一人一人が、保育教諭等や友達との温かい触れ合いの中で、興味や関心を持って積極的に周囲の環境とかかわり、自己の存在感や充実感を味わっていくことである。園児は、自分の存在を保育教諭等や友達に肯定的に受け入れられていると感じられるとき、生き生きと行動し、自分の本心や自分らしさを素直に表現するようになり、その結果、意欲的な態度や活発な体の動きを身に付けていく。反対に、自分の存在を否定的に評価されることが多いと心を閉ざし、屈折した形で気持ちを表現するようになる。保育教諭等のかかわりが重要であるとともに、園児が過ごす学級集団の在り方も重要である。

園児は様々な環境に取り組んで活動を展開することを通して、様々な場面に対応できるしなやかな心の働きや体の動きを体得していく。さらに、自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体を育てることは、困難な状況において、その園児なりにやってみようとする気持ちを持つことにつながる。

また、保育教諭等や友達との温かい触れ合いの中で、遊びを通じて体を思い切り動かす気持ちよさを味わうことを繰り返し体験し、次第にいろいろな場面で進んで体を動かそうとする意欲が育つように、保育教諭等は園児が自然に体を動かしたくなるような環境の構成を工夫することが大切である。

(2) 様々な遊びの中で、園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

園生活の中では、様々な遊びや生活を通して、体を動かす楽しさを味わい、園児が自ら健康で安全な行動をとれるようにすることが大切である。

園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って伸び伸びと活動できるように保育教諭等が配慮することにより、園児は十分に体を動かす楽しさを実感する。そして、その中で、安全についての構えを身に付けることができるようになっていく。

安全についての構えを身に付けるとは、園児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになることであり、安全な方法で行動をとろうとするようになることである。園児は、日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険な場所、事物、状況などを知り、そのときにどうしたらよいか体験を通して身に付けていく。安全を気にする余り過保護や過介入になってしまえば、かえって園児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということにも留意することが必要である。園児の事故は情緒の安定と関係が深いので、保育教諭等や友達と温かいつながりを持ち、安定した情緒の下で園生活が展

開されていることが大切である。

また、園生活の中では安全を確保するために、場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要である。その際、園児自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかを考えるようにすることも大切である。

園児自身が自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ちを持つためには、安定した情緒の下で興味や関心に応じた遊びが展開されていることとともに、安全について気付くような適切な働き掛けを行うことも重要である。園児が自分から十分に体を動かす心地よさを味わえるようにし、活動欲求を満たす体験を重ねる中で、適当な休息をとる、汗をかいたら着替えるなど、自分の体を大切にしようとする気持ちを持つような働き掛けが必要である。

さらに、自分の体を大切にするという気持ちを持つことは、やがて友達のを気遣ったり、大切にしたりする気持ちを持つことにもつながることに配慮して指導する必要がある。

(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などの工夫をすること。

園児は一般に意欲的に活動する存在であり、魅力的な環境に出会えば、生き生きとそれにかかわる。室内の活動に偏り、戸外に関心を示さない傾向があるとすれば、戸外の環境の見直しをしなければならない。自然に触れ、その自然を感じながら伸び伸びと体を動かすことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くように、次の点から園児の動線に配慮するようにすることが大切であ

る。

第1に、園児の遊びのイメージ、興味や関心の広がりに応じて行動範囲が広がることを考慮することである。例えば、室内でままごとをしている園児がイメージの広がりとともに、「ピクニックに行こう」と戸外に出ていくことがある。この場合、戸外にもままごとのイメージを実現できるような空間や遊具が必要になろう。また、逆に、戸外での刺激を室内の活動に反映させることもある。室内と戸外が分断された活動の場としてではなく、園児の中でつながる可能性があることに留意する必要がある。

第2に、園庭全体の空間や遊具の配置を園児の自然な活動の流れに合わせるということである。戸外の活動に必要な環境としては、イメージを実現する面白さを味わおうとする園児には遊びの拠点となるような空間や遊具が、友達とルールのある運動遊びを展開しようとする園児には比較的広い空間が、木の葉や虫に触れて遊ぼうとする園児にはその季節に応じた自然環境が必要である。保育教諭等は、園児が実現したいと思っていることを理解し、空間の在り方やそれに応じた遊具の配置を考えなければならない。

第3に、園庭は年齢の異なる園児など多くの園児が同じ場所で活動したり、交流したりする場であり、園児一人一人が安定して自分たちの活動を展開できるように園庭の使い方や遊具の配置の仕方を必要に応じて見直すことである。例えば、ルールのある活動に取り組む活発な5歳頃の園児の動線が、3歳頃の園児の砂場の水くみの動線と交差するような場合には危険を伴うので、園全体で園庭の使い方について話し合い、見直す必要があるだろう。室内環境に比して、戸外の環境は年間を通して同じ遊具が配置され、空間が固定的になっている傾向がある。園児の興味や関心に即したものになるように配慮しなければならない。

なお、園児の主体的な活動を大切にするようにし、特定の運動に偏った指導を行うことのないようにしなければならないことはもとよりであ

る。

(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、園児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育教諭等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

食べることは健康な心と体に欠くことのできないものであり、生涯にわたって健康な生活を送るためには望ましい食習慣の形成が欠かせない。乳幼児期には、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、次第に自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切である。

保育教諭等や友達と食べるとより一層楽しくなることを感じるためには、和やかな雰囲気づくりをすることが大切である。例えば、幼保連携型認定こども園では遊びと同じ場で食事をとり、同じ机を使うことが多い。机を食卓らしくしたり、園児が楽しく食べることができるような雰囲気づくりをしたりなど、落ち着いた環境を整えて食事の場面が和やかになるようにすることが大切である。また、幼保連携型認定こども園では昼食のほか、ときには誕生会のお祝いや季節の行事にふさわしい食べ物を食べることもあろう。園生活での様々な機会を通して、園児がみんなでおくとおいしいという体験を積み重ねていくことができるようにすることが大切である。

また、自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにするためには、食べ物への興味や関心を高める活動も大切である。例えば、野菜などを育てる中で、親しみを感じ、日頃口にしようとしなくてもおいしいそ

うだと感じることもある。保育教諭等と共に簡単な料理をしたり，保育教諭等の手伝いをしたりすることにより，その食べ物を食べたいと思うこともある。あるいは，農家などの地域の人々との交流によって食べ物への関心が高まることもある。このように，園児の身近に食べ物があることにより，園児は食べ物に親しみを感じ，興味や関心を持ち，食べてみたい物が増え，進んで食べようとする気持ちが育つ。さらには，地域や保護者の協力を得ながら食べることにしかかわる体験を通じて，園児なりに食べ物を大切にすることが育ち，用意してくれる人々への感謝の気持ちが自然に芽生えていくことにつながる。

なお，食生活の基本は，まず家庭で育まれることから家庭との連携は大切である。特に，食物アレルギーなどを持つ園児に対しては，家庭との連携を図り，必要な情報を得ておくなど，十分な配慮をする必要がある。また，同じ物を食べる活動を取り入れる場合，その食べ物を食べることについて配慮を要する園児もその活動を楽しんでいることができるよう工夫することが大切である。

(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては，家庭での生活経験に配慮し，園児の自立心を育て，園児が他の園児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で，生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

生活に必要な習慣の形成の第一歩は，家庭において行われる。幼保連携型認定こども園は，それぞれの家庭で園児が獲得した生活上の習慣を保育教諭等や他の園児と共に生活する中で，社会的にも広がりのあるものとして再構成し，身に付けていく場である。

保育教諭等は，家庭との情報交換などを通じて，園児の家庭での生活経験を知った上で，園児一人一人の実情に応じた適切な援助をすること

が大切である。その際、幼保連携型認定こども園と家庭が連携し、基本的な生活習慣の形成に当たって必要な体験や適切な援助などについて共通理解を図ることが大切である。

また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、園生活の流れの中で、園児が一つ一つの生活行動の意味を確認し、必要感を持って行うようにすることが大切である。生活習慣の形成という言葉から、単にある行動様式を繰り返して行わせることによって習慣化させようとする指導が行われがちであるが、生活に必要な行動が本当に園児に身に付くためには、自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性が育てられなければならない。

乳幼児期は、周囲の行動を模倣しながら自分でやろうとする気持ちが次第に芽生えてくる時期である。保育教諭等は、園児が自分でやろうとする行動を温かく見守り、励ましたり、手を添えたりしながら、自分でやり遂げたという満足感を味わわせるようにして、自立心を育てることが大切である。また、同時に、健康や安全に気を付けることを含め、基本的な生活習慣、例えば、気持ちのよい挨拶をすることや食事の前に手を洗うことなどを身に付けさせたり、他の園児とかかわりながら生活を展開することの楽しさや充実感を通して、自分たちの生活にとって必要な行動やきまりがあることに気付かせたりすることなどにより、園児自身に生活に必要な習慣を身に付けることの大切さに気付かせ、自覚させるようにして、自律性を育てることが大切である。

このように、自立心、自律性を育てることは、ひいてはよいこと悪いことが存在することに気付かせたり、社会生活上のきまりを守ろうとしたりする道徳性の芽生えの育成につながるのである。

2 人とのかかわりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

1 ねらい

- (1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

人とかかわる力の基礎は、自分が保護者や周囲の人々に温かく見守られているという安定感から生まれる人に対する信頼感を持つこと、さらに、その信頼感に支えられて自分自身の生活を確立していくことによって培われる。

園生活においては、何よりも保育教諭等との信頼関係を築くことが必要であり、それを基盤としながら様々なことを自分の力で行う充実感や満足感を味わうようにすることが大切である。

また、園児は、園生活において多くの他の園児や保育教諭等と触れ合う中で、自分の感情や意志を表現しながら、自己の存在感や他の人々と共に活動する楽しさを味わい、ときには園児同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験を重ねながらかかわりを深め、共感や思いやりなどを持つようになる。

さらに、このような生活の中で、よいことや悪いことに気付き、考えながら行動したり、きまりの大切さに気付き、守ろうとしたりするなど、生活のために必要な習慣や態度を身に付けていくことが、人とかかわる力を育てることになるのである。

[内 容]

(1) 保育教諭等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。

園児にとって園生活は、初めての集団生活の場である。園児は、そこで自分を温かく受け入れてくれる保育教諭等との信頼関係を基盤に自分の居場所を確保し、安心感を持ってやりたいことに取り組むようになる。そして、初めは同じ場にいるだけだった他の園児と言葉を交わしたり、物のやり取りをしたりするなど、かかわりが生まれてくる。そのかかわりの中で様々な自己主張のぶつかり合いによる葛藤、保育教諭等や友達と共にいる楽しさや充実感を味わい、次第に皆と生活をつくり出していく喜びを見いだしていくのである。

しかし、園児一人一人の発達する姿はそれぞれ異なっている。入園当初から安定して活動し始める園児もいれば、居場所がなかなか見付からず保育教諭等のそばにいて安定する園児もいる。また、友達とかかわりを楽しむ園児の傍らで、それをじっと見て過ごす園児もいる。その場合、どのようにかかわるか戸惑ったり、見ていることで参加したつもりになったりして、心の中に自分の思いをため込んでいる状態もある。いずれも、今後、園生活を通して友達と共に過ごす喜びを味わうための大切な姿として、まず保育教諭等が園児を受け入れることが大切である。

保育教諭等は、園児一人一人に思いを寄せ、園児の生活の仕方や生活のリズムを共にすることによって、園児の気持ちや欲求などの目に見えない心の声を聴き、その園児の内面を理解しようとする必要がある。さらに、園児が周囲の人々を少しずつ確かめながら自分なりの目当てや期待を持って登園するようになるよう、温かな関心を持ってかかわるようにすることが求められる。このように、保育教諭等や友達と十分触れ合うことを通して親しみを持ち、安心して園生活を過ごすことがで

きるように援助することが重要である。

(2) 自分で考え、自分で行動する。

生活の様々な場面で自分なりに考えて自分の力でやってみようとする態度を育てることは、生きる力を身に付け、自らの生活を確立していく上で大切である。そのためには、まず自分がやりたいことを持ち、自分から興味や関心を持って環境にかかわり、活動を生み出すことが大切である。さらに、その活動を楽しみながら展開し、充実感や満足感を味わう中で、次第に目当てを持ったり、自分の思いが実現するように工夫したりして、そのような課題を自分で乗り越えることが極めて大切である。

保育教諭等は、園児の行動や思いをありのまま認め、期待を持って見守りながら、園児の心の動きに沿って、園児に伝わるように保育教諭等の気持ちや考えを素直に言葉や行動、表情などで表現していくことが必要である。園児にとって自分の考えや思いが受け止められた喜びを味わいながら、保育教諭等と一緒にじっくり考える時間を過ごすという体験が、自分で考え、行動しようとする気持ちを持つための基盤となっていくのである。園児が試行錯誤をしながら考えを巡らせている時間を十分認めることなく、やるべきことのみ与えてしまうことによって、他者に追随し、自分のやりたいことが持てなくなってしまうことのないようにしなければならない。また、嫌なことを嫌と言い、自分の考えで行動することそれ自体のみに目を向け、専らそれを追求するのであれば、それは自ら勝手な行動に終始するであろう。

園児が友達とかかわる中で、自分を主張し、自分が受け入れられたり、あるいは拒否されたりしながら、自分や相手に気付いていくという体験が大切である。このような過程が自我の形成にとって重要であり、自分で考え、自分の力でやってみようとする態度を育てる指導の上では、園

児が友達との葛藤の中で自分と異なったイメージや考え方を持った存在に気づき、やがては、そのよさに目を向けることができるように援助しながら、園児一人一人が存在感を持って生活する集団の育成に配慮することが大切である。

(3) 自分でできることは自分です。

園児が自分の身の回りのことなど、できるだけ自分の力でやろうとする意欲を育てることは大切なことである。この場合、単に何かを「できる」、「できない」ということのみが問題ではなく、飽くまでも自分でやりたいことを意識し、自分が思ったことができたということを喜ぶ気持ちが大切である。自分でやってみたいという意欲を持ったり、やったらできたという充実感や満足感を味わったりすることが自立の第一歩である。

そのためには、それぞれの園児の発達に即した適切な受容や励ましなどによって、園児が自分でやり遂げることの満足感を十分に味わうことが必要である。

園児は一般に何でもやりたがる傾向にあり、何でも一人でやりたがる余り、自分でこうと決めたらそれにこだわり、頑固に貫き通そうとする姿も目立つ。それは、一見わがままのように見えるが、自我が芽生えている姿であり、自分の力でやろうとする意欲の表れである。しかし、必ずしも思いどおりに実現できるわけではないため、困ったことが起きると、再び保護者や保育教諭等の援助を求めてくることが多い。

このように、依存と自立は対立するものでなく、園児は保護者や保育教諭等を心のよりどころとしながら、行きつ戻りつする過程の中で、次第に自立へと向かっていくのである。それゆえ、身の回りのことについて先を急ぐ余り、型にはめ込み、大人の手が掛からなくなることばかり

を求めてしまうと、言われたとおりにしか行動することができないことになり、かえって園児の自立を妨げる結果になってしまうことがあるため、十分に配慮することが必要である。

(4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。

園児が、いろいろな遊びを心ゆくまで楽しみ、その中で物事をやり遂げようとする気持ちを持つことは、園児の自立心を育む上で大切である。園児は、園生活の中で様々な環境に触れ、興味や関心を持ってかかわり、いろいろな遊びを生み出す。この遊びを持続し発展させ、遊び込むことができれば、園児は楽しさや達成感を味わい、次の活動に取り組んだ際にもやり遂げようとする気持ちを持つようになる。しかし、園児は、興味や目当てを持って遊びを始めても、途中でうまくいかなくなったり、やり続ける気持ちがなくなって止めてしまったりすることがある。このようなとき、園児は、信頼する保育教諭等に温かく見守られ、支えられていると感じることができ、必要に応じて適切な援助を受けることができれば、諦めずにやり遂げることができる。このような体験を重ねることで、園児は難しいことでも諦めずにやり遂げようという気持ちを持つたり、自分で解決しようとする気持ちを持つたりして、自立心や責任感も育まれていく。

保育教諭等は、園児のやり遂げたいという気持ちを大切にし、園児が自分なりの満足感や達成感を感じることができるよう援助をすること、やり遂げたことを共に喜ぶことが必要である。保育教諭等はそれぞれの園児の心の動きを感じ取り、園児がその物事をやり遂げなければならないという重圧を感じるのではなく、楽しみながらやり遂げることができるようにすることが大切である。特に、3歳頃の園児は、大人から

見ると一見やり遂げていないように見えても、園児なりにやり遂げたと思っていることもある。そのような場合、保育教諭等は、園児の心に寄り添って、そのやり遂げたという気持ちを受け止め、その喜びに共感するとともに、園児がその達成感を味わうことができるようにすることが大切である。

さらに、園児は友達と共に遊ぶ楽しさを経験するうちに、友達と一緒に物事をやり遂げたいという気持ちが強まっていく。物事をやり遂げる喜びは一人でも生じるが、皆でやったということやその成果を共に喜ぶことの方が園児にとってより大きな意味を持つ。また、一人ではやり遂げられなくても、皆と一緒にであれば、くじけずに目標を目指してやり続けようという気持ちを持つことができる。このような気持ちは、やがて、協同して遊ぶことにもつながっていく。

**(第2章 第2節 2 人とのかかわりに関する領域「人間関係」[内容]
(8) 164ページを参照, [内容の取扱い] (3) 174ページを参照)**

(5) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。

乳幼児期は、人とのかかわりの中で様々な出来事を通して、うれしい、悔しい、悲しい、楽しいなどの多様な感情体験を次第に味わうようになる時期である。園児は、うれしいときや悲しいとき、その気持ちに共感してくれる相手の存在が、大きな心の支えとなり、その相手との温かな感情のやり取りを基に、自分も友達の喜びや悲しみに心が向くようになっていく。

入園当初の園児は自分だけの世界にいても、次第に友達に目が向き始めると、隣で泣いている園児のそばにいてだけで自分も泣きたいような気持ちになるなど、相手の存在を感じつつ、同じ場で同じような感情を持つことを体験していく。さらに、面白いことを見付け、顔を見合わせ

て笑う，一緒に製作していた物が完成し，喜びを分かち合う，また，それが壊されてしまったり，友達と考えが合わなくなってしまったりして悔しさや悲しさも味わうなど，友達と一緒に様々な体験を重ねていく。このような体験を通して，様々な心を動かす出来事を友達と共有し，相手の感情にも気付いていくことができるようになる。また，ごっこ遊びに見られるように，いろいろな役になって遊びながら自分とは異なる立場に立つことで，いつもの自分とは異なる感情を味わうこともできるようになっていく。

人とかかわる力を育む上では，単にうまく付き合うことを目指すだけでなく，幼保連携型認定こども園で安心して自分のやりたいことに取り組むことにより，友達と過ごす楽しさを味わったり，自分の存在を感じたりして，友達と様々な感情の交流をすることが大切である。

(6) 自分の思ったことを相手に伝え，相手の思っていることに気付く。

園児は，相手に親しみを感じると，その相手に思ったことを伝えようとする。初めは，互いに一方的に自分の思っていることを伝えることが多いが，相手に対する興味や親しみが増してくると，自分中心の主張をしながらも，少しずつ，相手に分かるように伝えようとする。親しみを持つ，相手に伝えようとする，また，伝わることで親しみを持つという循環の過程を経て，次第に相手の思っていることに気付くようになり，園児同士のかかわりが深まる。

そのためには，保育教諭等は，園児が友達と一緒に生活する中で，自分の思っていることを相手に伝えることができるように，また，徐々に相手にも思っていることや言いたいことがあることに気付いていくことができるようにすることが大切である。

園児は生活の中の様々な出来事の中で、その時々思いが相手に伝わらずに困ったり、うまく伝わったことで遊びがより楽しくなったりするなどの体験を通して、相手の思いを感じられるようになっていく。特に、入園当初の園児は、それまで家庭において保護者が気持ちをくみ取ってくれていたようには自分の思いが伝わらないことが多い。例えば、「あれ」とか「これ」と言っても何を指しているのか理解されなかったり、「三輪車」とだけ言ってもどうしたいのか理解されず、無視されたりすることも多いであろう。このようなときは、保育教諭等が仲介役となり、その思いを伝えることも必要となる。また、一緒に遊ぶようになっても、自分のイメージや考えをうまく言葉で表現することができなかつたために互いの思いが伝わらず、それを無理に実現しようとしていざこざが生じることもあるので、状況に応じた適切な保育教諭等のかかわりが求められる。

園児の自己発揮と自己抑制の調和のとれた発達の上で、自己主張のぶつかり合う場面は重要な意味を持っていることを考慮して保育教諭等がかかわることが必要である。例えば、いざこざの状況や園児の様々な体験を捉えながら、それぞれの園児の主張や気持ちを十分に受け止め、互いの思いが伝わるようにしたり、納得して気持ちの立て直しができるようにしたりするために、援助をすることが必要になる。

(7) 友達によさに気づき、一緒に活動する楽しさを味わう。

幼保連携型認定こども園は集団での生活の場であり、様々な人々と出会う場である。そこで、園児は自分と異なる様々な個性を持った友達と接することになる。

保育教諭等や友達と共に生活する中で、初めは「〇〇ちゃんは鉄棒が上手」、「〇〇ちゃんは歌が好き」といった表面的な特性に気付くことか

ら、次第に、「〇〇ちゃんならいい考えを持っていると思う」、「気持ちのやさしい〇〇ちゃんならこうするだろう」など、次第に互いの心情や考え方などの特性にも気付くようになり、その特性に応じてかかわるようになっていく。そして、遊びの中で互いのよさなどが生かされ、一緒に活動する楽しさが増してくる。

そのためには、友達と様々な心を動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それらが行き交うことを通して、それぞれの違いや多様性に気付いていくことが大切である。また、互いが認め合うことで、より生活が豊かになっていく体験を重ねることも必要である。

さらに、園児は周囲の人々に自分がどう見られているかを敏感に感じ取っており、よき理解者としての保育教諭等の存在は大きい。自分に愛情を持って温かい目で見守ってくれる保育教諭等との生活では、安心して自分らしい動きができ、様々な物事への興味や関心が広がり、自分から何かをやろうとする意欲や活力も高まる。そして、園児一人一人のよさや可能性を見だし、その園児らしさを損なわず、ありのままを受け入れる保育教諭等の姿勢により、園児自身も友達のよさに気付いていくようになるのである。

(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。

園生活の中で、園児は他の園児と一緒に楽しく遊んだり活動したりすることを通して、互いのよさや特性に気付き、友達関係を形成しながら、次第に人間関係が広がり深まっていく。人間関係が深まるにつれて、園児同士がイメージや思いを持って交流し合いながら、そこに共通の願いや目的が生まれる。そして、それに向かって遊びや活動を展開する中で、

園児同士が共に工夫し、協力するようになっていく。

このようなことは、園生活の中で友達との様々なかかわりを体験しながら次第に可能になっていくものである。入園当初の園児は、他の園児と一緒にいることや同じことをすることで、人と共にいることの喜びや人とつながる喜びを体験する。その後、自分らしさを十分に発揮し、次第に仲の良い友達と思いを伝え合いながら、遊びを進めるようになる。その中で、自分の世界を相手と共有したいと願うようになる。そして、イメージや目的を共有し、それを実現しようと、園児同士が、ときには自己主張がぶつかり合い、折り合いを付けることを繰り返しながら、工夫したり、協力したりする楽しさや充実感を味わうようになっていく。このような経験を重ねる中で、仲の良い友達だけではなくいろいろな友達と一緒に、さらには、学級全体で協同して遊ぶことができるようになっていく。学級全体で行う活動の場合、園児は、小さなグループでは味わえない集団での遊びの楽しさや醍醐味だいごを感じることができる。

友達と楽しく遊ぶようになる上で大切なことは、単に友達と一緒に活動しているということにとどまらず、一緒に活動する園児同士が、目的を共有し、一人では得られないものに集中していく気分を感じたり、その中で工夫し合ったり、力を合わせて問題を解決したりして、自分も他の園児も生き生きするような関係性を築いていくことである。そのため、保育教諭等は、一緒に遊ぶ人数にかかわらず、園児一人一人が十分に自己発揮しながら、他の園児と多様なかかわりを持つことができるように援助し、園児が遊ぶ中で、共通の願いや目的が生まれ、工夫したり、協力したりする楽しさを十分に味わうことができるようにすることが大切である。

(9) よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動す

る。

園児は、他者とかかわる中で、自他の行動に対する様々な反応を得て、よい行動や悪い行動があることに気付き、自分なりの善悪の基準をつくっていく。特に信頼し、尊敬している大人がどう反応するかは重要であり、園児は大人の諾否に基づいて善悪の枠をつくり、また、それを大人の言動によって確認しようとする。したがって、保育教諭等は園児が何をしなければならなかったのか、その行動の何が悪かったのかを考えることができるような働き掛けをすることが必要である。そして、人としてしてはいけないことは「悪い行為である」ということを明確に示す必要がある。

ただし、園児であっても、友達とのやり取りの中で、自分の行動の結果、友達が泣いたり、怒ったり、喜んだりするのを見て、自分が何をやったのか、それがよいことなのか悪いことなのか自分なりに考えることはできる。保育教諭等は、ただ善悪を教え込むのではなく、園児が自分なりに考えるように援助することが重要である。そして、園児が自分で気付かないことに気付くようにすることが大切である。例えば、物を壊してしまったというような物理的な結果は分かっても、相手の心を傷つけたという心理的・内的側面には気付かない園児に相手の意図や気持ち、そして、自分の行動が相手にもたらした心理的な結果に気付くように働き掛けることが必要である。また、自分の視点からしか物事を捉えられない園児には、自分の行動がどのような結果をもたらしたのかを自分の視点とは異なった視点、特に、他者の立場から考えるように働き掛けることが重要である。

こうした保育教諭等からの働き掛けを受け入れられるかどうかは、園児との関係の有様が深くかかわる。信頼関係がなければ、園児は保育教諭等の言うことに従って、よい行動をしたり、悪い行動を抑えたりする

気持ちになれない。また、自分で考えようとする気持ちを持ち、自分の考え方をより適切なものにしていこうとするためにも、園児が基本的に安定感を持ち、保育教諭等や他の園児から受け入れられている安心感を持っている必要がある。

(10) 友達とのかかわりを深め、思いやりを持つ。

他者の気持ちに共感したり、苦痛を示す相手を慰めたり、助けようとしたりする行動は、かなり幼い頃から見られる。ただし、幼い頃は自分と他者の気持ちの区別ができず、自分にとっていいことは他者にとってもいいことと思ってしまうため、直ちに適切な行動をとるようにすることは困難である。他者と様々なやり取りをする中で、自他の気持ちや欲求は異なることが分かるようになっていくにつれて、自分の気持ちとは異なった他者の気持ちを理解した上での共感や思いやりのある行動ができるようになっていく。自己中心的な感情理解ではなく、相手の立場に立って考えられるようになるためには、友達とかかわり、感情的な行き違いや自他の欲求の対立というような経験も必要である。

園児は自分と似ている人、好きな人に対して、共感し、思いやりのある行動をする傾向があるので、共によく遊ぶ仲の良い友達を持つことが思いやりを持つ上で重要である。また、肯定的な気分のあるときの方が他者に対して思いやりのある行動をしやすいため、保育教諭等や友達に受け入れられ、自分が発揮されていることも必要である。

このため、園児が友達とのかかわりを深められるように援助するとともに、保育教諭等が園児一人一人を大切にし、思いやりのある行動をするモデルになることや他者の感情や相手の視点に気付くような働き掛けをすることも重要である。

(11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き，守ろうとする。

園生活には，生活上の様々なきまりがある。園児は，集団生活や友達との遊びを通して，これらのきまりがあることに気付き，それに従って自分を抑制するなどの自己統制力を徐々に身に付けていく。しかし，なぜそのきまりが必要なのが園児には分からない場合もある。この場合，先生に言われたから，決まっているから，守らないと叱られるからという形できまりは守られるようになっていくこともあるが，きまりによってはなぜ守る必要があるのか，守らないとどうなるのが園児に容易に分かるものもある。例えば，順番を守らない園児がいると守っている園児は待たされてしまうといったことである。日々の生活の中できまりを守らなかったために起こった問題に気付き，きまりの必要性を園児なりに理解できるようにし，単にきまりを守らせることだけでなく，必要性を理解した上で，守ろうとする気持ちを持たせることが大切である。

特に，友達と楽しく遊ぶためには遊びのルールに従うことが必要ということも園児にも分かりやすい。他者と共に遊ぶということは，自他に共有された何らかのルールに従うということであり，ルールを守らない園児がいると楽しい遊びにならず，その遊びも継続しない。友達と一緒に遊ぶ中で，楽しく遊ぶためには参加者がルールに従うことが必要であることや，より楽しくするために自分たちでルールをつくったり，作り変えたりすることもできることが分かっていくことは，生活上のきまりを理解し，守ろうとする力の基盤になっていく。

(12) 共同の遊具や用具を大切にし，みんなで使う。

物を大切にするという気持ちの根底には、それが大切だと思える経験が重要である。したがって、最初から皆の物ということだけを強調するのではなく、初めは遊具や用具を使って十分に遊び、楽しかったという経験を積み重ねることによって、その物へのこだわりや愛情を育てることが必要である。

さらに、次第にそれを自分も使いたい、友達も使いたいということでは起こる衝突やいざこざ、葛藤などを体験することを通して、個人の物と皆の物とがあることに気付かせていくことが大切である。例えば、共同の物は初めに使い始めた者に優先権があることが多いが、場合によっては相手の使いたい気持ちにも気付き、徐々に交替で譲り合って使う必要のあることも知らせていく。しかし、そのような際も、その時々状況や園児の気持ちを見無視して、機械的にじゃんけんなどで決めるような安易なやり方ではなく、自分たちの生活を豊かにしていくために、自分の要求と友達の要求に折り合いを付けたり、自分の要求を修正したりする必要があることを理解させていくことが大切である。

(13) 高齢者を始め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。

近年は、家庭においても地域においても人間関係が希薄化し、子どもの人とかかわる力が弱まってきている。そのような状況の中で幼保連携型認定こども園において、地域の人々と積極的にかかわる体験を持つことは、人とかかわる力を育てる上で大切である。すなわち、地域の人々とかかわりを通して、人間は一人だけで孤立して生きているのではなく、周囲の人々とかかわり合い、支え合っているのだということを実感することが大切である。そのためには、日常の指導の中で、地域の人々や障害のある子どもとの交流の機会を積極的に取り入れることも

必要である。とりわけ、高齢社会を生きていく園児にとって、高齢者と実際に交流し、触れ合う体験を持つことは重要である。このため、地域の高齢者を幼保連携型認定こども園に招き、例えば、運動会や生活発表会を一緒に楽しんだり、昔の遊びを教えてもらったり、昔話や高齢者の豊かな体験に基づく話を聞いたりするとともに、高齢者福祉施設を訪問して交流したりするなど、高齢者と触れ合う活動を工夫していくことが大切である。

なお、地域の人々との交流を図る上で重要なことは、それが園児の発達にとって有意義であることはもとより、園児とかかわる地域の人々にとっても、園児に接することによって心が癒やされ、夢と希望が育まれるなどの点で有意義なものとなることである。

[内容の取扱い]

- (1) 保育教諭等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、園児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、園児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

園児の行動を見守りながら、適切な援助を行うためには、保育教諭等と園児一人一人との間に信頼関係をつくり出し、同時に、園児の言動や表情から、その園児が今何を感じているのか、何を実現したいと思っているのかを受け止め、園児が試行錯誤しながら自分の力で課題を乗り越えられるようにしていくことが必要である。このような援助をするには、保育教諭等は園児と向き合い、園児が時間を掛けてゆっくりとその園児

なりの速さで心を解きほぐし、自分で自分を変えていく姿を温かく見守るといふカウンセリングマインドを持った接し方が大切である。ここでいふカウンセリングマインドとは、カウンセリング活動そのものではない。カウンセリングの基本的な姿勢を教育の場に生かしていくことである。

このため、保育教諭等は次の点に配慮することが大切である。

第1は、園児の行動に温かい関心を寄せることである。それは、むやみに褒めたり、励ましたり、付きまとったりすることではない。園児のありのままの姿を、大人が持っている判断の基準にとらわれることなく、そのまま受け止め、期待を持って見守ることである。このような肯定的な保育教諭等のまなざしから、園児は、自分が保育教諭等に見守られ、受け入れられていることを感じ取っていく。しかし、「待つ」とか「見守る」ということは、園児のすることをそのまま放置して何もしないことではない。園児が他者を必要とするときに、それに応じる姿勢を保育教諭等は常に持つことが大切なのである。それは、園児の発達に対する理解と自分から伸びていく力を持っている存在としての園児という見方に支えられて生まれてくる保育教諭等の表情やまなざし、あるいは言葉や配慮なのである。

第2は、心の動きに応答することである。園児が多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感や満足感を味わうことができるようにするには、その心の動きに対して柔軟な応じ方をすることが重要である。保育教諭等が答えを示すのではなく、園児の心の動きに沿って共に心を動かしたり、知恵を出し合ったりするかかわり方が求められる。心の動きに沿った保育教諭等の応答は、園児と生活を共にしながら心の動きを感じ取ろうとする過程の中で生まれてくる。保育教諭等の応じ方は全て園児の内面を理解することと表裏一体となり、切り離せないものなのである。

第3は、共に考えることである。それは、言葉だけで意見や知恵を出

し合うことではない。相手の立場に立って、相手の調子に合わせて考えようとする姿勢が必要となる。相手と同じことをやってみることやそばに寄ったり、手をつないだりすることなどによって、体の動かし方や視線といった言葉にならないサインを感じ取っていくことが大切であり、結果よりも、むしろ、園児と一緒に過ごし、その心に寄り添いながらその園児らしい考え方や思いを大切にすることが重要である。

(2) 園児の主体的な活動は、他の園児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、園児はその中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、園児が自己を発揮し、保育教諭等や他の園児に認められる体験をし、自信を持って行動できるようにすること。

園児一人一人の発達には、同年代の園児と保育教諭等が共に生活する中で促されていく。集団生活の中で園児同士がよい刺激を受け合い、相互にモデルになるなど影響しながら育ち合うのである。このような育ち合いがなされるためには、その集団が園児一人一人にとって安心して十分に自己を発揮できる場になっていなければならない。

園児は、周囲の人々に温かく見守られ、ありのままの姿を認められている場の中で、自分らしい動き方ができるようになり、自己を発揮するようになる。保育教諭等の重要な役割の一つは、保育教諭等と園児、さらに、園児同士の心のつながりのある温かい集団を育てることにある。

このような互いの信頼感で結ばれた温かい集団は、いわゆる集団行動の訓練のような画一的な指導からは生まれてこない。集団の人数が何人であろうとも、その一人一人がかけがえのない存在であると捉える保育教諭等の姿勢から生まれてくるのである。

様々な活動を思い思いに展開しながら、園児は絶えず保育教諭等にいろいろなサインを送り、メッセージを発している。保育教諭等がその思いを受け止めることにより、どの園児も受け止められる喜びを味わうとともに、園児は受け止める保育教諭等の姿勢をも無意識のうちに自分の中に取り入れていくのである。

どの園児に対しても集団の一員としてこのような姿勢で接する保育教諭等と生活を共にする中で、園児は互いを大切にする姿勢を身に付けていく。そのことがやがて、心のつながりを持った温かい集団をつくり出すことにつながっていくのである。

園児一人一人のよさが生かされた集団を形成するためには、まず保育教諭等が、園児の心に寄り添い、その園児のよさを認めることが大切である。園児は、自己発揮する中で、ときにはうまく自己を表出できなかったり、失敗を繰り返し「うまくできないかもしれない」と不安になったりすることがある。このような場面では、保育教諭等が、その園児なりに取り組んでいる姿を認めたり、ときには一緒に行動しながら励ましたりして、園児が、安心して自分らしい動き方ができるような状況をつくっていく必要がある。園児は、ありのままの自分が認められているという安心感や、日々の遊びや生活の中でその園児なりのよさを捉える保育教諭等のまなざしに支えられ、自分に力があると信じて取り組み、自信を持って行動することができるようになっていくだろう。また、他の園児からもその園児のよさを認められることにより、さらに園児は活力を得て、自信を高めていく。この自信を基盤として、人とかかわる力も育っていく。さらに、園児は自分が認められることで友達のよさも認められるようになっていく。

このように、園児は集団の生活を通して、相互に影響し合い、育ち合っていく。園児一人一人を生かした集団を形成するための特別な方法があるわけではないが、園児一人一人のよさが生かされる学級集団の在り方を考えることが必要である。

(3) 園児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、集団の生活の中で、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の園児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

園児が協同して遊ぶようになるためには、まず一人一人がその園児らしく遊ぶことができるように、自発性を育てることが基盤に置かれなければならない。園児は、保育教諭等や他の園児とのかかわりの中で自発性を獲得していく。例えば、園児は、他の園児が作った物やしていることに憧れて、自分もそのような物を作ろうとしたり、知らず知らずのうちに他の園児の動きをまねしたりする中で、周囲のものや遊具などとの多様なかかわり方を学んだり、新たな感覚を体感したりして、自分の中に取り込み、自ら行動するようになる。このように、園児は、他の園児とのかかわりの中で自発性を獲得し、この自発性を基盤として、より生き生きとした深みのある人間関係を繰り広げていく。

園児が互いにかかわりを深め、共に活動する中で、みんなでやってみたい目的が生まれ、工夫したり、協力したりするようになっていく。この過程の中で、園児は、自分の思いを伝え合い、話し合い、新しいアイデアを生み出したり、自分の役割を考えて行動したりするなど、力を合わせて協力するようになる。また、みんなで一緒に活動する中では、自分の思いと友達の思いが異なることもあり、ときには自己主張がぶつかり合い、ある部分は友達の思いを受け入れながら活動を展開していくこともある。

このように、園児同士が試行錯誤しながら活動を展開していくようになるが、大切なことは、園児自身が活動自体を楽しむことである。共通の目的は実現したり、実現しなかったりする。実現しなかった場合でも、

園児が活動そのものを楽しんでいれば、またみんなで一緒に活動しようという気持ちになる。また、共通の目的が実現した場合、その喜びを十分に味わうことが次の活動につながる。

さらに、このような経験を通して、集団の中で園児一人一人のよさが発揮され影響し合って、一人ではできないことも力を合わせれば可能になるという気持ちが育つようにすることが大切である。そのことを通じて、園児自身が集団の中のかげがえのない一員であることを知り、同時に仲間への信頼感を持つことができるようになっていく。

園児一人一人のよさを生かしながら協同して遊ぶようになるためには、集団の中のコミュニケーションを通じて共通の目的が生まれてくる過程や、園児が試行錯誤しながらも一緒に実現に向かおうとする過程、いざこざなどの葛藤体験を乗り越えていく過程を大切に受け止めていくことが重要である。その際、保育教諭等は、園児一人一人の人とのかかわりの経験の違いを把握しておく必要がある。園児によっては、自分に自信が持てなかったり、他者に対して不安になったり、人への関心が薄かったりすることもあることを踏まえて、適切な援助を行うようにすることが大切である。

(4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、園児が他の園児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

園児は園生活において、他の園児とかかわりながら生活する中で、生

活に必要な行動の仕方を身に付け、また、友達と楽しく過ごすためには、守らなければならないことがあることに気付いていく。園児は基本的には他律的で、大人の言うことが正しく、言われたから、叱られるから従うという傾向がある。一方、乳幼児期から繰り返し経験する生活の中で規則性や秩序に気付いたり、物を壊したり、相手を泣かしたりすると顔色を変えたり、あるいは泣いている子を慰めようとするなど、道徳性の芽生えは存在している。

園児は他者と様々なやり取りをする中で、自分や他者の気持ち、自他の行動の結果などに徐々に気付くようになり、道徳性の芽生えをより確かなものにしていく。特に、仲間と楽しく過ごす一方で、いざこざなどの葛藤体験を重ね、それについて考えたり、保育教諭等や仲間と話し合ったりすることは、自他の気持ちや欲求は異なることに気付かせ、自分の視点からだけでなく相手の視点からも考えることを促して、他者への思いやりや善悪の捉え方を発達させる。葛藤体験は園児にとって大切な学びの機会であるが、いざこざや言葉のやり取りが激しかったり、長い間続いたりしている場合には仲立ちをすることも大切である。さらに、園児がなかなか気持ちを立て直すことができそうにない場合には、保育教諭等が園児の心のよりどころとなり、適切な援助をする必要もある。

園児は信頼し、尊敬している大人の言葉や行動に基づいて何がよくて何が悪いのかの枠をつくっており、保育教諭等の言動の影響は大きい。特に、人としてしてはいけないことに対しては、悪いと明確に示す必要がある。このように、保育教諭等はときには、善悪を直接的に示したり、また、集団生活のきまりに従うように促したりすることも必要になる。また、それだけでなく、他者とのやり取りの中で園児が自他の行動の意味を理解し、何がよくて何が悪かったのか考えることができるように、それまで気付かなかったことに気付くように働き掛け、援助していくことが重要である。

さらに、他者とのやり取りだけでなく、自然の美しさに触れたり、身

近な動植物に親しみ、世話をしたりする中で、生命あるものへの感性や弱いものをいたわる気持ちなど、豊かな心情を育てることも必要である。

言うまでもないが、基本的な生活習慣の形成において、自立心を育み、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性を育てることは、道徳性の芽生えを培うことと深くかかわることである。

(第2章 第2節 1心身の健康に関する領域「健康」[内容の取扱い]

(5) 154ページを参照)

(5) 集団の生活を通して、園児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、園児が保育教諭等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

人と人との尊重し合い、協調して社会生活を営んでいくためには、守らなくてはならない社会のきまりがある。しかし、社会のきまりを守ることは、初めからできるわけではなく、日々、繰り返される生活や人とのかかわりを通して徐々に規範意識が形成され、きまりを守ることができるようになっていく。特に、保育教諭等や友達と共にする集団の生活を通して、体験を重ねながら規範意識の芽生えを培うことが重要である。

このため、園児にとって初めての集団の生活となる幼保連携型認定子ども園では、園児が保育教諭等との信頼関係に支えられて自己を発揮するとともに、友達とかかわりを深め、互いに思いを主張し合う中で、自分の思いが受け入れられないこともあり、相手と折り合いを付けながら遊ぶ体験を重ねていくことが重要である。これらの体験を通して、園児が、きまりを守ると友達と楽しく過ごせることに気付き、それを守ろうとして行動する中で、規範意識の芽生えを培っていくことが大切である。

しかし、園児は、きまりが大事であると思っても、必ずしもきまりを守ることができるとは限らない。例えば、遊びのルールを分かっているにもかかわらず、興奮すると忘れてしまったり、時間が掛かると嫌になってしまい、守らなかつたりすることがある。この場合、園生活では、自分の欲求を無理に通してきまりを守らなかつたために、友達との遊びが壊れてしまったり、仲間関係が崩れてしまったりすることを体験するであろう。しかし、こうした体験を通して、園児は、次第に自分の気持ちを調整することの必要性を理解していくようになる。園児が保育教諭等や友達とかかわりを深め、楽しい体験を積み重ねるにつれ、自分の気持ちを調整しつつ周囲との関係をつくることができるようになる中で、次第に自分の思いを大切にしながら、きまりを守ることができるように、保育教諭等は適切な援助をする必要がある。

(6) 高齢者を始め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

園児は、限られた人間関係の中で生活しているため、園生活において、高齢者を始め、異年齢の子どもや働く人などの地域の人々で自分の生活と関係が深い人と触れ合ったり、交流したりすることは、人とかかわる力を育てる上で重要である。特に、園児が、日常の家庭や地域社会の生活とは立場が変わり相手の役に立つことをする経験も大切である。園児は、「〇〇してあげる」という言葉を好んで使い、何かを手伝いたがる。

そして、相手に喜ばれ、よくやってくれたと感謝されることによって、園児は自分が有用な人間であることを自覚し、もっと人の役に立ついろいろなことができるようになるろうと思うようになっていく。

将来のボランティア精神の基盤となる人の役に立つ喜びを経験させるためには、このような簡単な手伝いをする事などにより、他者の役に立っているという満足感を得られるようにすることが大切である。

さらに、園児は自分が信頼する大人のものの考え方や行動の仕方を素直に自分の中に取り入れ、生活の仕方や人間としての生き方などを学んでいくことから、家族とのかかわりが極めて重要である。このため、園生活を送る中で、機会を捉えて改めて親や祖父母などの家族のことを話題にしたり、その気持ちを考えたりする機会を設け、園児が、家族の愛情に気づき、おのずとその家族を大切にしようとする気持ちを持つように働き掛けることも必要である。

また、園児は、人に対する優しさや愛情を人間関係の中で学んでいくことから、園児の中に家族を大切にすることを育んでいくためには、園児自身が家族から愛されているということを実感することも大切である。

このようなことについて、親や祖父母などの家族にも理解してもらうよう働き掛けることが必要である。幼保連携型認定こども園での活動や家族への働き掛けなどを通じて、園児と家族とのよりよい関係を育み、園児の情緒の安定を図り、園生活の中で安心して自己発揮できるようにすることが大切である。

3 身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

園児の周囲には、園内や園外に様々なものがある。人は暮らしを営み、また、動植物が生きていて、遊具などの日々の生活や遊びに必要な物が身近に置かれている。園児はこれらの環境に好奇心や探究心を持って主体的にかかわり、自分の生活や遊びに取り入れていくことを通して発達していく。このため、保育教諭等は、園児がこれらの環境にかかわり、豊かな体験ができるよう、意図的、計画的に環境を構成することが大切である。

園児は身近な環境に興味を持ち、それらに親しみを持って自らかかわるようになる。また、園内外の身近な自然に触れて遊ぶ機会が増えてくると、その大きさ、美しさ、不思議さに心を動かされる。園児はそれらを利用して遊びを楽しむようになる。園児はこのような遊びを繰り返し、様々な事象に興味や関心を持つようになっていくことが大切である。

園児は身近な環境に好奇心を持ってかかわる中で、新たな発見をしたり、どうすればもっと面白くなるかを考えたりする。そして、この中で体験したことを、さらに違う形や場面で活用しようとし、遊びに用いて新たな使い方を見付けようとする。園児にとっての生活である遊びとのつながりの中で、環境の一つ一つが園児にとって持つ意味が広がる。したがって、まず何より環境に対して、親しみ、興味を持って積極的にかかわるようになることが大切である。さらに、ただ単に環境の中にあるものを利用するだけではなく、そこで気付いたり、発見したりしようとする環境にかかわる態度を育てることが大切である。園児は、気付いた

り、発見したりすることを面白く思い、別なところでも活用しようとするのである。

身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対してのかかわりを広げることも大切である。園児を取り巻く生活には、物については当然だが、数量や文字についても、園児がそれらに触れ、理解する手掛かりが豊富に存在する。それについて単に正確な知識を獲得することのみを目的とするのではなく、環境の中でそれぞれがある働きをしていることについて実感できるようにすることが大切である。

[内 容]

(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。

自然に触れて遊ぶ中で、園児は全身で自然を感じ取る体験により、心が癒やされるとともに、多くのことを学んでいる。特に、乳幼児期において、自然に触れて生活することの意味は大きい。園生活の中でも、できるだけ身近な自然に触れる機会を多くし、園児なりにその大きさ、美しさ、不思議さなどを全身で感じ取る体験を持つようにすることが大切である。

自然と触れ合う体験を十分に得られるようにするためには、園内の自然環境を整備したり、地域の自然と触れ合う機会をつくったりして、園児が身近にかかわる機会をつくる大切である。また、園児が心を動かされる場面は、必ずしも大人と同じではないことにも留意しなければならない。例えば、クモの巣に光る露に心を動かされたり、自分で育

てた花から取れた種をそっとポケットにしまい込んだりなど、園児は日常の何げない生活場面で心を揺り動かしている。このような園児の自然との出会いを見逃さないようにすることが保育教諭等のかかわりとして大切である。

自然と出会い、感動するような体験は、自然に対する畏敬の念、親しみ、愛情などを育てるばかりでなく、科学的な見方や考え方の芽生えを培う上で基礎となるものである。テレビやビデオなどを通しての間接体験の機会が増えてきている現代、幼保連携型認定こども園で自然と直接触れる機会を設けることは大きな意味を持ってきている。

(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。

園児は、様々な物に囲まれて生活し、それらに触れたり、確かめたりしながら、その性質や仕組みなどを知っていく。初めは、感触を試し、物とのかかわりを楽しんでいるが、興味を持って繰り返しかかわる中で、次第にその性質や仕組みに気付き、園児なりに使いこなすようになる。物の性質や仕組みが分かり始めるとそれを使うことによって一層遊びが面白くなり、物とのかかわりが深まる。物の性質や仕組みに気付くことと遊びが面白くなることが循環していく。例えば、土の団子作りに興味を持っている園児は、何度も作りながら、同じ土であっても、湿り気の具合によってその性質が異なることを体験的に理解し、芯にする土、芯の周囲を固める土、湿り気を取るための土など、うまく使い分けている。このように、遊びを通して、物の性質の理解が深まっていく。

さらに、遊びの深まりや仲間の存在は、園児が物と多様なかかわりをするを促す。園児が周囲にある様々な物に触発されて遊びを生み出し、多様な見立てを楽しむと、その遊びに興味を持った仲間が集まり、

新しいアイデアが付加され，その物の性質や仕組みについて新たな一面を発見する。その発見を生かしてさらに遊びが広がり，深まるといった過程を繰り返す。このような流れの中で，園児が自分のリズムで遊びを展開し，興味を持った物に自分からかかわる，多様な見立てやかかわりを楽しむ，試行錯誤をする，仲間と情報を交流するといったことを通して，物の性質や仕組みに興味を持ち，物とのかかわりを楽しみ，興味や関心を深めていくことを踏まえることが大切である。

(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。

園内外の自然や地域社会の人々の生活に日常的に触れ，季節感を取り入れた園生活を体験することを通して，季節により自然や人間の生活に変化があることに園児なりに関心を持つようにすることが大切である。

春の草花や木の芽，真夏の暑い日差し，突風にさらされて舞い散る落ち葉など，園児は日々の生活の中で季節の変化を感じる場面に出会うことは多い。また，園児が意識する，しないにかかわらず，その変化に伴い，食べ物や衣服，生活の仕方などが変化している。大切なことは，日常的に自然に触れる機会を通して，園児が季節の変化に気付いていくようにすることである。そのためには，園内の自然環境を整備したり，季節感のある遊びを取り入れたりするなどして，園生活の自然な流れの中で，園児が季節の変化に気付き，感じ取ることができるようにすることが大切である。

季節により変化のあることに気付くということは，必ずしも，変化の様子を完全に理解したり，言葉に表したりするということではない。夏の暑い日に浴びるシャワーの水は心地よいが，冬の寒い日に園庭で見付けた氷混じりの水は刺すような冷たさを感じるなど，何げなく触れているものでも季節によって感触や感じ方が異なるといったように，園児自

身が全身で感じ取る体験を多様に重ねることが大切である。

園の外に出掛けると、季節による自然や生活の変化を感じる機会が多い。園児が四季折々の変化に触れることができるように、園外の活動を計画していくことも必要である。かつては、地域の人々の営みの中にあふれていた季節感も失われつつある傾向もあり、秋の収穫に感謝する祭り、節句、正月を迎える行事などの四季折々の地域や家庭の伝統的な行事に触れる機会を持つことも大切である。

(4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。

園児の身の回りにある自然などの様々な事象に触れる機会を多く持つようにし、それらを取り入れて遊ぶ楽しさを十分に味わうことが必要である。園児は自然の様々な恵みを巧みに遊びに取り入れて、遊びを楽しんでいる。どんぐりなどの木の実はもちろん、それぞれの季節の草花、さらに、川原の石や土なども遊ぶための大切な素材である。

また、園児は、目に見えるものだけではなく、見えないものと対話し、遊びの中に取り入れている。例えば、風の動きを肌で感じ、自分で作った紙飛行機や凧^{たこ}などを少しでも高く、遠くに飛ばそうと高い所を見付け、飛ばしたり、風の向きを考えたりして遊んでいる。

このような遊びが園児の興味や関心に基づいて十分に繰り返されるように援助しながら、園児の自然などの身近な事象への関心が高まるようにすることが大切である。単に自然の事象についての知識を得るのではなく、自然の仕組みに心を動かし、ささいなことであってもその園児なりに遊びの中に取り入れていくことが大切である。

(5) 身近な動植物に親しみを持って接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。

親しみやすい動植物に触れる機会を持たせるとともに、保育教諭等周囲の人々が世話をする姿に接することを通して、次第に身近な動植物に親しみを持って接するようにし、実際に世話をすることによって、いたわったり、大切にしたりしようとする気持ちを育てることが大切である。

園内で生活を共にした動植物は、園児にとって特別な意味を持っている。例えば、小動物と一緒に遊んだり、餌を与えたり、草花を育てたりする体験を通して、生きている物への温かな感情が芽生え、生命を大切にしようとする心が育つ。生命の誕生や終わりといったことに遭遇することも、園児の心をより豊かに育てる意味で大切な機会となる。このような生命の営み、不思議さを体験することは重要である。

ときに園児は小さな生き物に対して、物として扱うようなことがある。しかし、このようなときにも小さな生き物にも生命があり、生きているのだということを園児に繰り返し伝えることが大切である。また、例えば、園児が、初めはウサギを人間の赤ちゃんのように抱き、語り掛けることもある。生き物を擬人的に理解し、扱ったりしている場合には、次第に人とは違うその生き物の特性が分かるようになり、その生き物が過ごしやすい飼い方にも目を向けるようにすることが大切である。

このような体験を繰り返しながら、園児は次第に生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりするようになっていく。生命の大切さを伝えることは難しいが、このことは乳幼児期から育んでいかなければならないことである。

(6) 身近な物を大切にする。

園生活の中で、身近な物を大切にし、無駄なことをしないようにする気持ちを育てることが大切である。園児は物に愛着を持つことから、次第にそれを大切にすることが育つため、一つ一つの物に愛着を抱くことができるように援助することが大切である。園児は物を使って遊ぶ中で、その物があることによって遊びが楽しくなることに気づき、その物に愛着を持つようになる。そのため、保育教諭等は、園児が遊びを十分に楽しむことができるように援助することが大切である。また、保育教諭等自身が物に愛着を持ち、大切に扱っている様子を園児に示すことも大切である。

園児が自分と物と他者のつながりを自然に意識できるように、保育教諭等はそれぞれの状況に合わせて様々なかかわり方をすることが大切である。

また、保育教諭等が紙の切れ端などを利用して何かを作ってみせるなど、工夫の仕方で活用することができることを知らせ、園児の物へのかかわりをより豊かに発展させていくことも大切である。

このように、日常的な園児とのいろいろなかかわりの中で、物を大切にしようとする心を育てるようにすることが大切である。

さらに、物を用いて友達と一緒に遊ぶ中で、その物への愛着を共有し、次第に自分たちの物、皆の物であるという意識が芽生えてくる。また、友達とのかかわりが深まる中で、自分が大切にしている物だけでなく、友達が大切にしている物も大切にしようという気持ちを持つようになっていく。このように、集団の生活を通して、公共の物を大切にしようとする気持ちを育むことも大切である。

(7) 身近な物や遊具に興味を持ってかかわり，考えたり，試したりして工夫して遊ぶ。

身近にある物や遊具，用具などを使って試したり，考えたり，作ったりしながら，探究していく態度を育てることが大切である。身近にある物を使って工夫して遊ぶようになるためには，保育教諭等は，園児が心と体を働かせて物とじっくりとかかわることができるような環境を構成し，対象となるその物に十分にかかわることができるようになることが大切である。園児は，手で触ったり，全身で感じてみたり，あることを繰り返しやってみたり，考えたりしながら物にかかわっていく。このようなかかわりを通して，園児は物や遊具，用具などの特性を探り当て，その物や遊具，用具などに合った工夫をすることができるようになる。それゆえ，保育教諭等はこのような園児の力を信頼し，その上でどのような援助が必要か考えていくことが大切である。

大人には単調な繰り返しに見えることが，園児にとっては重要な意味を持っている場合もある。このような園児なりの物とのかかわりを十分に楽しむことが大切であるが，ときには他の園児が工夫していることに注目するよう促したり，また，ときには保育教諭等自らが工夫の仕方を示したりするなど，いろいろな物に興味を持ってかかわる機会をつくることも必要である。

園児は物や遊具，用具などで遊びながら，その物や遊具，用具などの仕組みそのものに興味を示すことがある。その際，保育教諭等はそのような園児の関心を大切にし，園児がその仕組みについてより探究できるよう援助していくことも必要である。

(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。

園児は日常生活の中で、人数や事物を数えたり、量を比べたり、また、様々な形に接したりすることを体験している。保育教諭等はこのような体験を園児がより豊かに持つことができるようにして園児が生き生きと数量や図形などに親しむことができるように環境を工夫し、援助していく必要がある。

数量や図形についての知識だけを単に教えるのではなく、生活の中で園児が必要感に基づいて数えたり、量を比べたり、様々な形を組み合わせて遊んだり、積み木やボールなどの様々な立体に触れたりするなど、多様な経験を積み重ねながら数量や図形などに関心を持つようにすることが大切である。

園児は、例えば、皆が席に座った際に、誰も座っていない椅子を数えて休みの園児を確認したり、ごっこ遊びで友達が持っている棒より長い物を持ちたくて作ったりするなど、日常的に知らず知らずのうちに数や量に触れて生活している。また、保育教諭等や友達と一緒にグループの人数を確認してからおやつを配ったり、どちらの砂山が高いかを比べたりするなど、意識して数量を用いることもある。このような体験を通して、保育教諭等や友達との日常的なやり取りをしながら、数量に親しむ経験を多様に重ねていくことが大切である。

さらに、花びらや葉、昆虫や魚の体形など、園児の身の回りの自然界は多様な形に満ちている。園児がこのような多様な形に触れたり、保育教諭等が注目を促すことを通して、様々な形に気付いたりして、次第に図形に関心を持つようになることが大切である。

このように、日常生活の中で数えたり、量ったりすることの便利さと必要感に園児が次第に気づき、また、様々な図形に関心を持ってかかわろうとすることができるよう援助していくことが重要である。

(9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。

園児にとって、自分が話している言葉がある特定の文字や標識に対応しているのを知ることは新鮮な驚きである。例えば、日常で使っている「はさみ」という言葉が、整理棚などに書いてある「は」、「さ」、「み」という文字に対応していることを知ったときの園児の驚きと喜びを大切にしなければならない。このため、保育教諭等はまず園児が標識や文字との新鮮な出会いを体験できるよう環境を工夫する必要がある。

また、生活の中で様々な標識（交通標識など）に触れたり、自分たちで標識（学級の標識、グループの標識、便所の標識など）を作ったり生活したり、遊んだりする中で、標識が意味やメッセージを持っていることに気付くことも大切である。標識が人が人に向けたメッセージであり、コミュニケーションの手段の一つであることを感じ取ることができるよう環境を工夫していく必要がある。

また、絵本や手紙ごっこを楽しむ中で自然に文字に触れられるような環境を構成することを通して、文字が様々なことを豊かに表現するためのコミュニケーションの道具であることに次第に気付いていくことができるよう、園児の発達に沿って援助していく必要がある。

園児が文字を道具として使いこなすことを目的にするのではなく、人が人に何かを伝える、あるいは人と人とがつながり合うために文字が存在していることを自然に感じ取ることができるように環境を工夫し、援助していくことが重要である。

(10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ。

園生活の中で、身近に感じられる情報に接したり、それを生活に取り入れたりする体験を重ねる中で、次第に自分の生活に関係の深い情報に興味や関心を持つようにすることが大切である。

特に、園生活に慣れていない時期などには、様々な情報を断片的にし理解できないことが多い。友達とのつながりが深まるにつれて、自分の得た情報を友達に伝えたり、友達の持っている情報に関心を持ったりして、情報の交換を楽しむようになる。友達同士が目的を持って遊ぶようになると、遊びに必要な情報を獲得し、活用する姿が見られるようになり、生活の豊かさにつながっていく。

園児が周りの情報に関心を持つようになるためには、例えば、保育教諭等自身が興味深く見た放送の内容、地域の催しや出来事などの様々な情報の中から園児の生活に関係の深い情報を適切に選択し、折に触れて提示していくなど、園児の興味や関心を引き出していくことも大切である。

また、図書館や高齢者福祉施設などの様々な公共の施設を利用したり、訪問したりする機会を設け、園児が豊かな生活体験を得られるようにすることが大切である。公共の施設などを利用する際は、園児の生活にかかわりが深く、園児が興味や関心を持つことができるような施設を選択したり、訪問の仕方を工夫したりする必要がある。その際、このような施設が皆のものであり、大切に利用しなければならないことを指導することにより、公共心の芽生えを培っていくことも大切である。

なお、テレビやコンピュータなど情報機器の利用は、園児に新しい世界を開き、生活を豊かにするが、一方で、心身の健やかな育ちに少なからず好ましくない影響を与えることもある。このことに配慮するとともに、園児にとっては直接体験が重要であることも踏まえながら、必要に応じて情報を選択し、活用していくようにすることが大切である。

(11) 幼保連携型認定こども園内外の行事において国旗に親しむ。

園児が、幼保連携型認定こども園や地域の行事などに参加したりする中で、日本の国旗に接し、自然に親しみを持つようにし、将来を担う国民としての情操や意識の芽生えを培うことが大切である。幼保連携型認定こども園においては、国旗が掲揚されている運動会に参加したり、自分で国旗を作ったりして、日常生活の中で国旗に接するいろいろな機会を持たせることにより、自然に日本の国旗に親しみを感じるようにさせることが大切である。また、そのようなことから、国際理解の芽生えを培うことも大切である。

[内容の取扱い]

(1) 園児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の園児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。

園児は、遊びを通して周りの環境の一つ一つにかかわる。そこから何か特定のことを分かろうとしてかかわるわけではなく、知りたいとか、面白く遊びたいからかかわるのである。このため、保育教諭等は、環境の中にあるそれぞれのものの特性を生かし、その環境から園児の興味や関心を引き出すことができるような状況をつくらなければならない。

園児は、初めからどう扱ったらよいか分かっていたり、必ず面白くなると分かっていたりするものだけでなく、どうすれば面白くなるのかよ

く分からないものにも積極的にかかわっていく。つまり、園児にとっては、周りにあるあらゆるものが好奇心の対象となっていくのである。このため、園児が扱いやすい遊具や用具、物を用意することだけでなく、園児の能動性を引き出す自由な空間や物を配置し、あるいは園児がどうしてよいか分からないときなどに保育教諭等が援助することが大切になる。

また、園児は好奇心を抱いたものに対してより深い興味を抱き、探究していく。そのものはどういう意味を持つのだろうか、どのように用いればよいのだろうかと不思議に思い、探索する。さらに、試行錯誤を行う中でその動きや働きにある規則性を見付けられるかもしれない。それが同じようなものにも同様に当てはまれば、法則性と呼んでもよいものである。例えば、ボールを上投げると落ちてくる、何回投げても落ちてくる、力一杯投げても、大きさや重さを変えても落ちてくるのが分かってくる。乳幼児期において、物事の法則性に気付くということは、科学的に正しい法則を発見することを求めることではない。その園児なりに規則性を見いだそうとする態度を育てることが大切である。

また、園児一人一人によって環境とのかかわり方が異なっており、興味や関心、発想の仕方、考え方なども異なっている。園生活の中で、園児は、自分とは違った考え方をする友達が試行錯誤している姿を見たり、その考えを聞いたり、友達と一緒に試したり、工夫したりする。その中で、園児は友達の考えに刺激を受け、自分だけでは発想しなかったことに気付き、新しい考えを生み出す。このような体験を通して、園児は考えることの楽しさや喜びに気付き、自ら考えようとする気持ちが育っていく。このため、保育教諭等は、園児が自分なりに環境にかかわる姿を大切にするとともに、場やものの配置を工夫したり、保育教諭等も一緒にやってみたりして、園児が互いの考えに触れることができるような環境を構成することが大切である。

(2) 乳幼児期において自然の持つ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、園児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、園児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。

自然は多彩でその折々に変化しつつも、なお変わらない姿は雄大であるとともに、繊細さに富み、人に感動と不思議の念を呼び起こす。しかし、園児は、大人と違って、自然を目の前にすれば、おのずと自然の姿に目を留め、心を動かされるとは限らない。保育教諭等自らが感性を豊かに保ち、自然とその変化のすばらしさに感動することや園児がちょっとした折に示すささやかな自然へのかかわりに共鳴していくことが大切になる。さらに、例えば、どのような樹木を植えておくかといった園内の環境から、保育室内でどのような生き物を育てるのかといった環境の工夫が必要になる。つまり、園児が身体的感覚を呼び覚まされ、心が湧き立つような思いのできる出会いが大切である。

自然との出会いを通して、園児の心は安定し、安らぎを取り戻すことができる。そして、落ち着いた気持ちの中から、自然に繰り返し直接かかわることによって自然への不思議さや自然と交わる喜びの感情が湧き上がるだろう。主体的に自然のいろいろな面に触れることで好奇心が生まれ、探究心が湧き出てくる。どうしてこうなのだろうと思いを巡らせ、思考力を働かせる。さらに、その考えや思いを言葉や動きに表し、音楽や造形的な表現にも表して、確認しようとする。

このような自然との出会いは、豊かな感情や好奇心を育み、思考力や表現力の基礎を形成する重要な役割を持っている。

(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にしたい気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

身近な環境にある様々なものに対して積極的にかかわろうとする態度は、身近な事物や出来事、自然などに対して園児が思わず感動を覚え、もっとかかわりたいと思う経験をすることから生まれる。このような感動を周りの友達や保育教諭等にも伝えたいと思い、共感してもらえることによってますますかかわりたくなる。そして、共に遊んだり、世話をしたり、驚きを持って見つめたりするといった様々で身近な動植物などのかかわりを通して、命あるものに対して、親しみや畏敬の念を感じ、自分と違う生命を持った存在として意味を持ってくる。そして、生命を大切にしたい気持ちを持ち、生命のすばらしさに友達や保育教諭等と共に感動するようになる。

さらに、例えば、植物の栽培において、その植物が皆の世話によって徐々に成長していくにつれて、生命のあるものを大切にしようとする気持ちと同時に、皆と一緒に育てたから大切にしなければならないといった気持ちも持つようになる。また、植物が成長する姿を通して、どのような花が咲くだろう、どのような実がなるだろうなど、探究心も湧いてくる。

このような様々な気持ちを引き起こすような豊かな環境の構成と身近な事象や動植物とのかかわりを深めることができるように援助することが大切である。

(4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で園児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

数量や文字は、記号として表すだけに、その働きを乳幼児期に十分に活用することは難しい。しかし、例えば、数字や文字などに親しんだり、物を数えたり、長さや重さに興味を持ったり、絵本や保育室にある文字表現に関心を抱いたりすることは、園児にとって日常的なことである。数量や文字に関する指導は、園児の興味や関心から出発することが基本となる。その上で、園児の遊びや生活の中で文字を使ったり、数量を扱ったりする活動が生まれることがあり、このような活動を積み重ねることにより、ごく自然に数量や文字にかかわる力は伸びていくものである。

乳幼児期における数量や文字に関する指導は、確実に数を数えることができたり、文字を正確に読むことができたり、書くことができたりすることを目指すものではない。なぜなら、個人差がなお大きいこともあるが、それ以上に、確実にできるために必要な暗記などの習熟の用意が十分に整っているとは言い難いからである。この時期に大切にしたいことは、習熟の指導に努めるのではなく、園児が興味や関心を十分に広げ、数量や文字にかかわる感覚を豊かにできるようにすることである。このような感覚が、小学校における数量や文字の学習にとって生きた基盤となるものである。

(第2章 第2節 4言葉の獲得に関する領域「言葉」[内容] (10)

206ページを参照, [内容の取扱い] (4) 210ページを参照)

4 言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。

言葉は、身近な人とのかかわりを通して次第に獲得されるものである。人とのかかわりでは、見つめ合ったり、うなずいたり、ほほえんだりなど、言葉以外のものも大切である。園児は気持ちを自分なりの言葉で表現したとき、それに相手がうなずいたり、言葉で応答してもらおうと楽しくなり、もっと話そうとする。保育教諭等は、園児が言葉で伝えたいくなるような経験を重ね、その経験したことや考えたことを自分なりに話すこと、また友達や保育教諭等の話を聞くことなどを通じ、言葉を使って表現する意欲や、相手の言葉を聞こうとする態度を育てることが大切である。また、園児のものの見方や考え方も、そのように言葉によって伝え合う中で確かなものになっていく。

園児は、園生活の中で心動かす体験を通して、様々な思いを持つ。この思いが高まると、園児は、その気持ちを思わず口に出したり、親しい相手に気持ちを伝え共有しようとしたりする。このような体験を通じて、自分の気持ちを表現する楽しさを味わうことが大切である。また、園児は、自分の話を聞いてもらうことにより、自分も人の話もよく聞こうと

する気持ちになる。人の話を聞き、自分の経験したことや考えたことを話す中で、相互に伝え合う喜びを味わうようになることが大切である。

園児は、保育教諭等や友達と一緒に行動したり、やり取りしたりすることを通して、次第に日常生活に必要な言葉が分かるようになっていく。また、園児が絵本を見たり、物語を聞いたりして楽しみ、そこで想像上の世界や未知の世界に出会い、様々な思いを巡らし、その思いなどを保育教諭等や友達と共有することが大切である。

このような経験は、言葉に対する感覚を養い、状況に応じた適切な言葉の表現を使うことができるようになる上でも重要である。

[内 容]

- (1) 保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを
持って聞いたり、話したりする。

言葉は、いつでも誰とでも交わすことができるわけではない。初めて出会う人には不安感から話す気持ちになれないこともあったり、緊張すると自分の思うことを言葉でうまく表現できないこともあったりする。相手との間に安心して言葉を交わせる雰囲気や信頼関係が成立して、初めて言葉で話そうとするのである。

園児が周囲の人々と言葉を交わすようになるには、保育教諭等や友達との間にこのような安心して話すことができる雰囲気があることや、気軽に言葉を交わすことができる信頼関係が成立していくことが必要となる。このように、言葉を交わすことができる基盤が成立していることにより、園児は親しみを感じている保育教諭等や友達の話や言葉に興味や関心を持ち、自分から聞くようになり、安心して自分の思いや意志を積極的に言葉などで表現しようとするのである。

幼保連携型認定こども園においては、周囲の保育教諭等や友達が使う様々な言葉や表現に興味や関心を持ち、自分でもそれらを積極的に使ってみることによって、互いの思いや意志をよりの確に伝え合えるようになっていく過程が大切である。

(2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。

園児は、生活の中で心を動かすような体験をしたときに、それを親しい人に言葉で伝えたいくなる。心を動かす体験には、自然の美しさや不思議さに触れたとき、楽しい活動に参加したとき、面白い物語を聞いたときなどの感動的な体験ばかりでなく、友達ともめたり、失敗したときに悔しい思いをしたりするなどの感情的な体験もある。また、遊びの中で新たなことを思い付いたり、何かに気付いたり、疑問を感じたりしたときに、それを保育教諭等や友達にも話したくなる。

また、園児が心を動かされる体験の場は、幼保連携型認定こども園だけとは限らない。家庭や地域でのそのような体験を、幼保連携型認定こども園で親しい保育教諭等や友達に伝えることも次第が増えていく。

したこと、見たこと、聞いたこと、感じたこと、考えたことなどを伝えることは入園当初の園児にはまだ言葉で表すことが難しい場合も多く、表情や動作などを交えて精一杯伝えていることもある。このようなその園児なりの動きを交えた表現を保育教諭等が受け止め、積極的に理解することによって、相手に自分の思いを分かってもらいたいという気持ちが芽生えていく。そして、保育教諭等が的確に園児の思いを言葉で表現していくことによって、表現しようとする内容をどう表現すればよいかを園児に理解させていくことも大切になる。保育教諭等や友達という言葉による表現を聞きながら、園児は自分の気持ちや考えを言葉で人に伝

える表現の仕方を学んでいくのである。

園児が様々な体験を言葉で表現できるようになっていくためには、自分なりの表現が保育教諭等や友達、さらには異なる年齢や地域の人々など、様々な人へと伝わる喜びと、自分の気付きや考えから新たなやり取りが生まれ活動が共有されていく満足感を味わうようにすることが大切である。その喜びや満足感を基盤にして、園児の言葉で表現しようとする意欲はさらに高まっていく。そして相手に分かるように言葉で伝えようとすることで、自分の考えがまとまったり、深まったりするようになり、思考力の芽生えも培われていくのである。

(3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。

園児は、他の園児が使っている面白そうな遊具などを見付けると、自分でもそれらの遊具に触れたり、使ったりしてみたいくなる。しかし、例えば、他の園児の使っている遊具を自分も使いたいからといって、それを無断で使ったりすれば、相手から非難されたり、抗議されたりすることになる。このように、自分がこうしたいと思っても、相手にその気持ちを伝えることなく自分の欲求を満たそうとすれば、相手ともめることになるだろう。また、集団での遊びの中では、相手にこうしてほしいと思う場面がよくある。しかし、相手にこのような願いを抱いたときも、それを一方的に要求しても受け入れられないことがある。ごっこ遊びなどの中で、友達にある役をしてほしいと思っても、相手の気持ちを確かめることなく自分だけで一方的に役を決めてしまえば、友達ともめることになるだろう。

このような集団生活の中での人とのかかわりを通して、園児は、自分のしたいこと、相手にしてほしいこと言葉による伝え方や、相手の合

意を得ることの必要性を理解していくのである。

さらに、初めて集団生活を体験する園児にとっては、使い方が分からない遊具や、どう行動したらよいのか分からない場面などに出会うこともある。その場合には、自分が分からないことや知りたいことなどを保育教諭等や友達に伝え、教えてもらうことが必要になる。このようにして、園児は幼保連携型認定こども園での集団生活を通して、自分の分からないことや知りたいことなどを、相手に分かる言葉で表現し、伝えることが必要であることを理解していくのである。

(4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。

園生活では、人の話を聞いたり、自分の考えや気持ちを人に伝えたりする場面がたくさんある。例えば、保育教諭等の説明を聞いたり、絵本を読むのを聞いたり、遊びの中で友達の要求や考えを聞くこともある。ときには、幼保連携型認定こども園を訪問してきた人々の話を聞くこともある。

このような場面で園児が話を聞くときは、初めは静かに聞いたり、話の内容の全てに注意を向けて聞いたりしているとは限らない。特に、3歳頃の園児は話を聞いていても、自分に興味のある事柄にしか注意を向けられないこともあったり、関心のあることが話されるとすぐに反応し、静かにしていられなくなったりすることもある。また、友達の話を聞かないで、友達ともめることもある。このような話を聞くことにかかわる様々な体験を積み重ねることを通して、相手が伝えようとしている内容に注意を向けることへの必要感を持ち、次第に園児は話を聞くことができるようになっていくのである。

また、自分では考えや要求などを伝えたつもりでも、それを相手に分かるように言わずに、意味や内容が正しく伝わらないこともよくある。

そのために相手ともめることもある。同じ話でも相手に応じて異なる話し方が求められることがある。例えば、保育教諭等に話すときと年下の者に話すときでは、同じ話でも相手に応じてその言葉の使い方や表現の仕方を変えた方がよい場合もある。園児は、周囲の人々の会話の仕方や話し方を聞きながら、自分も相手により分かるように話し方を変えていくことを学んでいくのである。

(5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。

園生活は、少人数の家族で過ごす家庭生活と異なり、保育教諭等や友達、異年齢の園児などから成る集団で生活する場である。そのために、園生活では、家庭生活では余り使わない言葉を使用することがある。例えば、園児にとっては、「先生」、「組」という言葉は入園して初めて耳にする言葉かもしれない。また、「当番の仕事」という言葉を耳にしても初めは何をどうすることなのか理解できないだろう。保育教諭等や友達と一緒に行動することを通して、次第にその言葉を理解し、戸惑わずに行動できるようになっていく。

また、幼保連携型認定こども園での友達との遊びの中では、役割や順番を決めたり、物の貸し借りなどをしたりする場面がある。このようなときには、「順番」や「交替」というような言葉や「貸して」、「いいよ」という表現もよく用いられるが、こうした言葉や表現が分からないと友達との遊びを楽しく展開できないこともある。

このように、集団で生活や遊びを進めていく上で必要な言葉は多くあるが、このような言葉の意味を理解していく上では、実際に行動する中でその意味に園児自身が気付くように援助していくことが大切である。

特に、3歳頃の園児は、生活に必要な言葉の意味や使い方が分からないことがよくある。「みんな」と言われたときに、自分も含まれている

とはすぐには理解できないこともあったり、「順番」と言われても、まだどうすればよいのか分からないこともあったりする。保育教諭等は、園児の生活に沿いながらその意味や使い方をその都度具体的に分かるように伝えていくことにより、園児も次第にそのような言葉の意味が分かり、自分でも使うようになっていくことから、一人一人の実情に沿ったきめ細かなかわりが必要である。

(6) 親しみを持って日常の挨拶をする。

園児の集団生活の場では、親しい人や友達と交わす挨拶から、顔見知り程度の人と交わす挨拶、さらには、初めて出会う人と交わす挨拶まで、それぞれの親しさに応じて様々な挨拶が交わされる。園児は、これまで家庭において家族との挨拶は経験しているが、園生活においては、保育教諭等や友達、さらには、他の学級の園児や訪問者など、家庭とは比較にならないほど様々な人々と出会い、挨拶を交わすことになる。

園児が日常的に交わす挨拶としては、朝の挨拶のように出合いを喜び合うことや帰りの挨拶のように別れを惜しみ、再会を楽しみにする気持ちを伝え合うことなどが中心となる。また、名前を呼ばれたときに返事をする、相手に感謝の気持ちやお礼を伝えること、さらには、相手のことを心配したり、元気になったことを喜んだりすることなども含まれる。また、このような挨拶を交わすことにより、互いに親しきが増すことにもなる。

園児は、このような日常の挨拶を初めからできるわけではない。特に、入園当初の園児は、担任の保育教諭等やごく親しい友達にしか挨拶ができないことが多いであろうし、また、その挨拶の仕方も言葉よりも動作や表情が中心になることが多いであろう。園生活に沿いながら、保育教諭等が朝や帰りに園児に気軽に言葉を掛けたり、また、保育教諭等同士

や保護者や近隣の人々とも気軽に挨拶を交わしたり，感謝やお礼の気持ちを言葉で伝えたりする姿などを示すことにより，園児も挨拶を交わす心地よさと大切さを学んでいく。

このように，親しみを持っていろいろな挨拶を交わすことができるようになるためには，何よりも保育教諭等と園児，園児同士の間で温かな雰囲気をつながりがつくられていることが大切である。

(7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

言葉はただ単に，意味や内容を伝えるだけのものではない。声として発せられた音声の響きやリズムには，音としての楽しさや美しさがある。例えば，「ゴロゴロゴロゴロ」というように言葉の音を繰り返すリズムの楽しさや「ウントコショドッコイショ」というような言葉の音の響きの楽しさなどがある。言葉を覚えていく乳幼児期は，このような言葉の音が持つ楽しさや美しさに次第に気付くようになる時期でもある。

園児は，園生活において絵本や物語などの話や詩などの言葉を聞く中で，楽しい言葉や美しい言葉に出会うこともある。保育教諭等や友達が言葉を楽しそうに使用している場面に出会い，自分でも同じような言い方をし，口ずさむことでその楽しさを共有することもある。また，保育教諭等の話す言葉に耳を傾けることにより，言葉の響きや内容に美しさを感じ，改めて言葉の世界に魅了されることもある。さらに，同じ意味を表す言葉であっても，その表現の仕方を相手に応じて変化させることが必要な場合もある。例えば，友達を呼ぶときも名前を呼んだり，愛称を呼んだりするなど，様々な呼び方がある。相手や状況に応じて言葉を使い分けることが，言葉の楽しさや美しさに通じることがある。

このように，乳幼児期においては，園生活を通して言葉の様々な楽しさや美しさに気付くことが，言葉の感覚を豊かにしていくことにつなが

るのである。

(8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

園児は、自分が感じたことや見たことの全てを言葉で表現できるわけではない。また、自分なりに想像して思い描いた世界を言葉でうまく表現できないこともある。しかし、言葉ではなかなかうまく表現できない場合でも、具体的なイメージとして心の中に蓄積されていくことは、言葉の感覚を豊かにする上で大切である。また、同じ体験をした保育教諭等や友達の言葉を聞くことで、イメージがより確かなものになり、言葉も豊かになっていく。

特に、園児は、初めて出会い、体験したことを言葉でうまく表現できず、それは感覚的なイメージとして蓄積されることが多い。生き生きとした言葉を獲得し、その後の園児の表現活動を豊かにしていくためには、園生活はもとより、家庭や地域での様々な生活体験が具体的なイメージとして心の中に豊富に蓄積されていくことが大切であり、体験に裏付けされたものとして言葉を理解していくことが大切である。

このような心に蓄積された具体的なイメージは、それに関連する情景やものなどに出会ったとき、刺激を受け、生き生きと想起され、よみがえってくることがある。特に、3歳頃の園児は、例えば、「まぶしいこと」を「目がチクチクする」と感じたことをそのままに表現することがある。このような感覚に基づく表現を通して園児がそれぞれの言葉に持つイメージが豊かになり、言葉の感覚は磨かれていく。したがって、保育教諭等は、このような表現を受け止めていくことが大切である。

このように蓄積されたイメージをその意味する背景や情景などを理解した上で、徐々に言葉として表現することが、言葉の豊かさにつながっていくのである。つまり、園児のイメージの豊かさは、言葉の豊かさに

つながっていくことになるのである。

(9) 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさを味わう。

園児は、絵本や物語などで見たり、聞いたりした内容を自分の経験と結び付けながら、想像したり、表現したりすることを楽しむ。一人で絵本を見て想像を巡らせて楽しむこともあれば、保育教諭等が絵本や物語、紙芝居を読んだり、物語や昔話を話したりすることもある。皆でビデオやテレビ、映画などを見ることもある。家庭でもこのような絵本や物語を保護者に読んでもらったり、テレビやビデオを見たりするが、幼保連携型認定こども園で保育教諭等や友達と一緒に聞いたり、見たりするときには、皆で同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などが醸し出されることが多い。

また、家庭ではどちらかと言うと自分の興味のあることを中心に見たり、読んだりすることになるが、幼保連携型認定こども園では、保育教諭等や友達の興味や関心にも応じていくことから幅の広いものとなり、家庭ではなかなか触れない内容にも触れるようになっていく。このようにして、保育教諭等や友達と共に様々な絵本や物語、紙芝居などに親しむ中で、園児は新たな世界に興味や関心を広げていく。絵本や物語、紙芝居などを読み聞かせることは、現実には自分の生活している世界しか知らない園児にとって、様々なことを想像する楽しみと出会うことになる。登場人物になりきることなどにより、自分の未知の世界に出会うことができ、想像上の世界に思いを巡らすこともできる。このような過程で、なぜ、どうしてという不思議さを感じたり、わくわく、ドキドキして驚いたり、感動したりする。また、悲しみや悔しさなど様々な気持ちに触れ、他人の痛みや思いを知る機会ともなる。このように、園児が、

絵本や物語の世界に浸る体験が大切なのである。

(10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

園児の日常生活の中にある文字、絵、標識などの記号には、名前などのように所属や所有を示すこと、看板や値札などのように内容を表示すること、さらには、書物や手紙などのように筆者の意志を伝達することなど様々な機能がある。園児は、大人と共に生活する中で文字などの記号のこのような機能に気づき、日常生活の中で使用する意味を学んでいく。

園児は、家庭や地域の生活で、文字などの記号の果たす役割とその意味を理解するようになると、自分でも文字などの記号を使いたいと思うようになる。また、園生活においては、複数の学級や保育教諭等、さらには、多くの友達などがいるために、その所属や名前の文字を読んだり、理解したりすることが必要になる。このような様々な必要感を背景にして園児は文字などの記号に親しんでいくのである。

特に、友達と展開するごっこ遊びなどの中では、看板やメニュー、値段や名前などをそれぞれの園児なりに読んだり、書いたりすることが少なくない。しかし、まだ読み書きする関心や能力は個人差が大きいいため、文字などの記号に親しむことができるように保育教諭等は園児一人一人に対して配慮する必要がある。また、文字などの記号に関心を抱く園児は、ある程度平仮名は読めるようになっていく。しかし、書くことはまだ難しく、自分なりの書き方であることが多い。そのようなときにおいても、文字を使う喜びを味わうことができることを念頭に置いた指導をすることが大切である。

園生活の中で、名前や標識、連絡や伝言、絵本や手紙などに触れながら、文字などの記号の果たす機能と役割に対する関心と理解が、園児一

人一人にできるだけ自然な形で育っていくよう環境の構成に配慮することが必要である。また、園児なりの文字などの記号を使って楽しみたいという関心を受け止めて、その園児なりに必要感を持って読んだり、書いたりできるような園児一人一人への援助が大切である。

[内容の取扱い]

- (1) 言葉は、身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、園児が保育教諭等や他の園児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。

園児は、園生活の中で保育教諭等や友達とかかわりを持ち、親しみを感じると、互いに自分の気持ちを相手に伝えようとする。

園児は、そのような温かな人間関係の中で、言葉を交わす喜びを味わい、自分の話したことが伝わったときのうれしさや相手の話を聞いて分かる喜びを通して、もっと話したいと思うようになる。しかし、心の中に話したいことがたくさんあっても、まだうまく言葉で表現できない園児、友達には話せるが保育教諭等には話せない園児など、自分の思いどおりに話せない場合も多い。そのような場合にも、保育教諭等や友達との温かな人間関係を基盤にしながら、園児が徐々に心を開き、安心して話ができるように援助していくことが大切である。

言葉の発達は、個人差が大きく、表現の仕方も自分本位なところがある。しかし、保育教諭等や友達とのかかわりの中で、心を動かす体験を積み重ね、それを言葉を使って伝えたり、保育教諭等や友達からの言葉による働き掛けや様々な表現に触れたり、言葉でやり取りしたりするこ

とによって、次第に自分なりの言葉から人に伝わる言葉になっていき、場面に応じた言葉が使えるようになっていくのである。

保育教諭等は、このような園児の言葉の発達や人とのかかわりを捉え、それに応じながら、正しく分かりやすく、美しい言葉を使って園児に語り掛け、言葉を交わす喜びや豊かな表現などを伝えるモデルとしての役割を果たしていくことが大切である。

(2) 園児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育教諭等や他の園児などの話を興味を持って注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。

園児は園生活を楽しいと感じられるようになると、自分の気持ちや思いを自然に保育教諭等や友達に言葉や表情などで伝えるようになり、友達との生活の中で自分の思いを言葉にすることの楽しさを感じ始める。そして、保育教諭等や友達が話を聞いてくれることによって、言葉でのやり取りの楽しさを感じるようになる。やり取りを通して相手の話を聞いて理解したり、共感したりして、言葉による伝え合いができるようになっていく。

園児は、相手に自分の思いが伝わり、その思いが共感できることで喜びを感じたり、自分の言ったことが相手に通じず、言葉で伝えることの難しさやもどかしさを体験したりする。また、相手に自分の思いを伝えるだけでなく、保育教諭等や友達の話聞く中で、その思いに共感したり、自分のこととして受け止めたりしながら、熱心に聞くようにもなっていく。例えば、相手の話が面白いと、その話に興味を持ち、目を輝かせて聞き入り、楽しい気分になることもある。また、ときには友達とのいざこざなどを通じて、そのときの相手の気持ちや行動を理解したいと

思い、必要感を持って聞くこともある。このような体験を繰り返す中で、自分の話や思いが相手に伝わり、また、相手の話や思いが分かる楽しさや喜びを感じ、次第に伝え合うことができるようになっていく。

その際、保育教諭等が心を傾けて園児の話やその背後にある思いを聴き取り、友達同士で自由に話せる環境を構成したり、園児同士の心の交流が図られるように工夫したりすることで、園児の伝えたいという思いや相手の話を理解したいという気持ちを育てることが大切である。また、言葉が伝わらないときや分からないときに、状況に応じて保育教諭等が仲立ちをして言葉を付け加えたり、思いを尋ねたりすることで、話が伝わり合うよう援助をすることも必要である。活動を始める前やその日の活動を振り返るような日常的な集まり、絵本や物語などのお話を聞く場面などを通して、皆で一緒に一つのまとまった話を集中して聞く機会を持つことで、聞くことの楽しさや一緒に聞くことで生まれる一体感を感じるようになる。園児が集中して聞くことができるようになっていくためには、話し手や話の内容に興味や関心を持つことができるように、落ち着いた場を設定し、話の内容、伝え合うための工夫や援助を行い、保育教諭等も園児と共に聞くことを楽しむという姿勢を持つことが大切である。

(3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。

園児は、自分なりの感じ方や楽しみ方で絵本や物語などの世界に浸り、その面白さを味わう。絵本の絵に見入っている園児、物語の展開に心躍らせている園児、読んでくれる保育教諭等の声や表情を楽しんでいる園

児など様々である。保育教諭等は、その園児なりの感じ方や楽しみ方を大切にしなければならない。

また、園児は、絵本や物語などの中に登場する人物や生き物、生活や自然などを自分の体験と照らし合わせて再認識したり、自分の知らない世界を想像したりして、イメージを一層豊かに広げていく。そのために、絵本や物語などを読み聞かせるときには、そのような楽しさを十分に味わうことができるよう、題材や園児の理解力などに配慮して選択し、園児の多様な興味や関心に応じることが必要である。

園児は、絵本や物語などの読み聞かせを通して、園児と保育教諭等との心の交流が図られ、読んでもらった絵本や物語に特別な親しみを感じるようになっていく。そして皆で一緒に見たり、聞いたりする機会では、一緒に見ている園児同士も共感し合い、皆で見る楽しさを味わっていることが多い。そうした中で、一層イメージは広がっていくことから、皆で一緒に見たり、聞いたりする機会にも、落ち着いた雰囲気をつくり、一人一人が絵本や物語の世界に浸り込めるようにすることが大切である。

また、園児は、保育教諭等に読んでもらった絵本などを好み、もう一度見たいと思い、一人で絵本を開いて、読んでもらったときのイメージを思い出したり、新たにイメージを広げたりする。このような体験を繰り返す中で、絵本などに親しみを感じ、もっといろいろな絵本を見たいと思うようになっていく。その際、絵本が園児の目に触れやすい場に置かれ、落ち着いてじっくり見ることができる環境にあることで、園児一人一人と絵本との出会いは一層充実したものとなっていく。そのために、保育室における園児の動線などを考えて絵本のコーナーを作っていくようにすることが求められる。

(4) 園児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや

考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心を持つようにすること。

園児を取り巻く生活の中では、様々な形の記号が使われており、文字もその中の一つとして園児の身近なところに存在している。したがって、園児にとっては、文字も様々にある環境の一つであり、興味を持つと、分かる文字を周囲に探してみたり、まねして使ってみようとしたりするなど、自分の中に取り入れようとする姿が自然に見られる。第三者には読むことができないが、かなり早い時期から文字らしい形を書くこともあり、年齢が進むにつれて、文字の読み方を保育教諭等や友達に聞いたり、文字をまねして書いたりする姿が多く見られるようになる。

例えば、レストランごっこをしている園児が、自分の体験からメニューには何か書いてあることに気付いて、それを遊びの中で表現したいと考えたり、店を閉める前に「おやすみ」と書いて、閉店を友達に伝えたいと思ったりするなど、遊びと密着した形で文字の意味や役割が認識されたり、記号としての文字を獲得する必要性が次第に理解されたりしていく。保育教諭等は、文字にかかわる体験が園生活の中に豊かにあることを認識し、園児一人一人のこのような体験を見逃さず、きめ細かくかかわる必要がある。もとより、園児の興味や関心の状況は個人差が大きいことにも配慮し、生活と切り離れた形で覚え込ませる画一的な指導ではなく、園児一人一人の興味に合わせ、遊びなどの中で、その園児が必要に応じて文字を読んだり、書いたりする楽しさを感じる経験を重ねていくことが大切である。

このように、園児は遊びの中で、文字を遊具のように見立て、使っていることもあり、このような姿を捉えて、その指導を工夫することが大切である。保育教諭等は、文字について直接指導するのではなく、園児の、話したい、表現したい、伝えたいという気持ちを受け止めつつ、園児が日常生活の中で触れてきた文字を使うことで、文字を通して何らか

の意味が伝わっていく面白さや楽しさが感じられるように、日頃から伝える喜びや楽しさを味わうことができるようにすることが大切である。

〔第2章 第2節 3身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」〔内容〕(9) 189ページを参照, 〔内容の取扱い〕(4) 195ページを参照〕

このような園児一人一人の文字に対する興味や関心, 出会いを基盤にして, 小学校以降において文字に関する系統的な指導が適切に行われることを保護者や小学校関係者にも理解されるようさらに働き掛けていくことが大切である。

5 感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して, 豊かな感性や表現する力を養い, 創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし, 様々な表現を楽しむ。

園児は, 毎日の生活の中で, 身近な周囲の環境とかかわりながら, そこに限りない不思議さや面白さなどを見付け, 美しさや優しさなどを感じ, 心を動かしている。そのような心の動きを自分の声や体の動き, あるいは素材となるものなどを仲立ちにして表現する。園児は, これらを通して, 感じること, 考えること, イメージを広げることなどの経験を重ね, 感性と表現する力を養い, 創造性を豊かにしていく。さらに, 自分の存在を実感し, 充実感を得て, 安定した気分で生活を楽しむことができるようになる。

園児の自己表現は, 極めて直接的で素朴な形で行われることが多い。ときには, 泣くことや一見乱暴に見える行為などでそのときの自分の気

持ちを訴えることも見られる。自分の表現が他者に対してどのように受け止められるかを予測しないで表現することもある。あるいは、表す内容が、他者には理解しにくく、保育教諭等の推察や手助けで友達に伝わったりする場合もあるが、そのような場合にも園児は、自分の気持ちを表したり、他者に伝えたりすることによって、満足していることが多い。

また、園児は音楽を聴いたり、絵本を見たり、つくったり、かいたり、歌ったり、音楽や言葉などに合わせて身体を動かしたり、何かになったつもりになったりなどして、楽しむことがある。これらの表現する活動の中で、園児は内面に蓄えられた様々な事象や情景を思い浮かべ、それらを新しく組み立てながら、想像の世界を楽しんでいる。また、自分の気持ちを表すことを楽しんだり、表すことから友達や周囲の事物との関係が生まれることを楽しんだりもする。

豊かな感性や自己を表現する意欲は、自然や人々など身近な環境とかわる中で、自分の感情や体験を自分なりに表現する充実感を味わうことによって育てられる。したがって、幼保連携型認定こども園においては、日常生活の中で出会う様々な事物や事象、文化から感じ取るものやそのときの気持ちを友達や保育教諭等と共有し、表現し合うことを通して、豊かな感性を養うようにすることが大切である。また、そのような心の動きを、やがては、それぞれの素材や表現の手段の特性を生かした方法で表現できるようにすること、あるいは、それらの素材や方法を工夫して活用することができるようにすること、自分の好きな表現の方法を見付け出すことができるようにすることが大切である。

また、自分の気持ちを一番適切に表現する方法を選ぶことができるように、様々な表現の素材や方法を経験させることも大切である。

[内 容]

(1) 生活の中で様々な音，色，形，手触り，動きなどに気付いたり，感じたりするなどして楽しむ。

園児は，生活の中で，例えば，身近な人の声や語り掛けるような調子の短い歌，面白い形の遊具，あるいは心地よい手触りのものなど，様々なものに心を留め，それに触れることの喜びや快感を全身で表す。

園児は，生活の中で様々なものから刺激を受け，敏感に反応し，諸感覚を働かせてそのものを素朴に受け止め，気付いて楽しんだり，その中にある面白さや不思議さなどを感じて楽しんだりする。そして，このような体験を繰り返す中で，気付いたり，感じたりする感覚が磨かれ，豊かな感性が養われていく。

豊かな感性を養うためには，何よりも園児を取り巻く環境を重視し，様々な刺激を与えながら，園児の興味や関心を引き出すような魅力ある豊かな環境を構成していくことが大切である。その際，保育教諭等は，園児が周囲の環境に対して何かに気付いたり，感じたりして，その気持ちを表現しようとする姿を温かく見守り，共感し，心ゆくまで対象とかわることを楽しむことができるようにすることが，豊かな感性を養う上で重要である。

(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ，イメージを豊かにする。

園児が出会う美しいものや心を動かす出来事には，完成された特別なものだけではなく，生活の中で出会う様々なものがある。例えば，園庭の草花や動いている虫を見る，飼っている動物の生命の誕生や終わりに

遭遇することなどである。それらとの出会いから、喜び、驚き、悲しみ、怒り、恐れなどといった情動が生じ、心が揺さぶられ、何かを感じ取り、園児なりのイメージを持つことになる。

園児は、日常の生活の中でこのような自然や社会の様々な事象や出来事と出会い、それらの多様な体験を園児の持っている様々な表現方法で表そうとする。このような体験を通して、園児は、具体的なイメージを心の中に蓄積していく。園児が生き生きとこれらのイメージを広げたり、深めたりして、心の中に豊かに蓄積していくには、保育教諭等が園児の感じている心の動きを受け止め、共感することが大切である。

そのためには、柔軟な姿勢で園児一人一人と接し、保育教諭等自身も豊かな感性を持っていることが重要である。その際、保育教諭等の持つイメージを一方向的に押し付けるのではなく、園児のイメージの豊かさに関心を持ってかかわりそれを引き出していくようにすることが大切である。

園児の心の中への豊かなイメージの蓄積は、それらが組み合わせられて、やがてはいろいろなものを思い浮かべる想像力となり、新しいものをつくり出す力へとつながっていくのである。

<p>(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。</p>
--

様々な出来事と出会い、心を動かす体験をすると、園児はその感動を保育教諭等や友達に伝えようとする。その感動を相手と共有できると、さらに感動が深まる。しかし、その感動が保育教諭等や友達などに受け止められないと、次第に薄れてしまうことが多い。感動体験が園児の中にイメージとして蓄えられ、表現されるためには、日常生活の中で保育教諭等や友達と感動を共有し、伝え合うことを十分に行うことがで

きるようにすることが大切である。

園児が感動体験を表したり、伝えようとしたりするためには、何よりも安定した温かい人間関係の中で、表現への意欲が受け止められることが必要である。園児は、その園児なりに様々な方法で表現しているが、それはそばから見てすぐに分かる表現だけではない。特に3歳頃の園児は、じっと見る、歓声を揚げる、身振りで伝えようとするなど言葉以外の様々な方法で感動したことを表現しているため、保育教諭等はそれを受容し、共感を持って受け止めることが大切である。さらに、そのことを保育教諭等が仲立ちとなって周りの園児に伝えながら、その園児の感動を皆で共有することや伝え合うことの喜びを十分に味わうことができるようにしていくことが必要である。このような経験を積み重ねることを通して園児同士が伝え合う姿が見られるようになる。

また、保育教諭等自身にも、園生活の様々な場面で園児が心を動かしている出来事を共に感動できる感性が求められる。例えば、絵の具の色の变化に驚いたり、悲しい物語に心を動かしたりするなど、園児と感動を共有することが大切である。

(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。

園児は、感じたり、考えたりしたことをそのまま率直に表現することが多い。また、園児は、感じたり、考えたりしたことを身振りや動作、顔の表情や声など自分の身体そのものの動きに託したり、音や色、形などを仲立ちにしたりするなどして、自分なりの方法で表現している。

その表現は、言葉、身体による演技、造形などに分化した単独の方法でなされるというより、例えば、絵を描きながらその内容に関連したイメージを言葉や動作で表現するなど、それらを取り混ぜた未分化な方法

でなされることが多い。特に3歳頃の園児は、手近にある物を仲立ちにしたり、声や動作など様々な手段で補ったりしながら自分の気持ちを表したり、伝えたりしようとする。保育教諭等は、表現の手段が分化した専門的な分野の枠にこだわらず、このような園児の素朴な表現を大切に、園児が何に心を動かし、何を表そうとしているのかを受け止めながら、園児が表現する喜びを十分に味わうことができるようにすることが大切である。

このように、園児は、自分なりの表現が他から受け止められる体験を繰り返す中で、安心感や表現の喜びを感じる。これらを基盤として、園児の思いを音や声、身体の動き、色や形などに託して日常的な行為として自由に表現できるようにすることが大切である。園児は、様々な場面でこのような表現する楽しみを十分に味わうことにより、やがて、より分化した表現活動に取り組むようになる。

(5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。

園児は、思わぬものを遊びの中に取り込み、表現の素材とすることがある。また、例えば、木の枝や空き箱をいろいろに見立てたり、組合せを楽しんだりして、自分なりの表現の素材とすることもある。このような自分なりの素材の使い方を見付ける体験が創造的な活動の源泉である。このため、音を出したり、形を作ったり、身振りを考えたりして表現を楽しむ上で、利用できる素材が豊かにある環境を準備することが大切である。

園児は、遊びの中で、例えば、紙の空き箱をたたいて音を出したり、高く積み上げたり、それを倒したり、並べたり、付け合わせたり、押し潰して形を変えたりして様々に手を加えて楽しむ。ときには、それを頭にかぶり、何かの振りをして面白がることもある。また、身近な空き箱

を工夫して、ままごとに使う器にしたり，周囲にきれいな包装紙を貼って大切な物をしまっておく容器に利用したりする。このようにして一つの素材についていろいろな使い方をしたり，あるいは，一つの表現にこだわりながらいろいろな物を工夫して作ったりする中で，その特性を知り，やがては，それを生かした使い方に気付いていく。このような素材にかかわる多様な体験は，表現の幅を広げ，表現する意欲や想像力を育てる上で重要である。

(6) 音楽に親しみ，歌を歌ったり，簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。

園児は，一般に音楽にかかわる活動が好きで，心地よい音の出るものや楽器に出会うと，いろいろな音を出してその音色を味わったり，リズムをつくったり，即興的に歌ったり，音楽に合わせて身体を動かしたり，ときには友達と一緒に踊ったりしている。

このように，園児が思いのままに歌ったり，簡単なリズム楽器を使って遊んだりしてその心地よさを十分に味わうことが，自分の気持ちを込めて表現する楽しさとなり，生活の中で音楽に親しむ態度を育てる。ここで大切なことは，正しい音程で歌うことや楽器を上手に演奏することではなく，園児自らが音や音楽で十分遊び，表現する楽しさを味わうことである。そのためには，保育教諭等がこのような園児の音楽にかかわる活動を受け止め，認めることが大切である。また，必要に応じて様々な歌や曲を聴くことができる場，簡単な楽器も自由に使うことができる場などを設けて，音楽に親しみ楽しむことができるような環境を工夫することが大切である。

一方，保育教諭等と一緒に美しい音楽を聴いたり，友達と共に歌ったり，簡単な楽器を演奏したりすることも，園児の様々な音楽にかかわる

活動を豊かにしていくものである。このような活動を通して、園児は想像を巡らし、感じたことを表現し合い、表現を工夫してつくり上げる楽しさを味わうことができるようになる。

このように、音楽にかかわる活動を十分に経験することが将来の音楽を楽しむ生活につながっていくのである。

(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。

園児は、生活の中で体験したことや思ったことをかいたり、様々なものをつくったり、それを遊びに使ったり、飾ったりして楽しんでいる。園児の場合、必ずしも、初めにはっきりとした必要性があって、かいたり、つくったりしているのではない。身近な素材に触れて、その心地よさに浸っていることも多い。やがて線がかけることや形が組み合わされて何かに見立て、遊びのイメージを持ち、それに沿ってかき加えたり、作り直したりする場合もある。また、自分でかいたり、つくったりすることそのことを楽しみながら、次第に遊びのイメージを広げたりする場合もある。いずれの場合においても、その園児なりの楽しみや願い、遊びのイメージを大切にして、表現意欲を満足させていくことが重要である。

また、園児が遊びの中で、かいたり、つくったりするものは、色や形にこだわらない素朴なものもあるが、その園児なりの思いや願いが込められている。特に3歳頃の園児は、例えば、単に広告紙を巻いて棒をつくり、それを手に持って遊んでいるという姿は、その園児なりの見立てやイメージの世界を楽しんでいる姿である。保育教諭等が、園児の視点に立ち、その園児がそれらに託しているイメージを受け止めることが大切である。

さらに、友達と共通の目的を持って遊びを楽しむことができるようになってくると、遊びの中での必要性から、園児自らが色や形にこだわり、工夫して、かいたり、つくったりする姿も見られるようになる。例えば、店屋ごっこでは、いろいろな品物を工夫してつくる姿が見られる。それは、遊びの中での必要性から生まれてきたものであり、園児の思いや願いを実現する行為であるとともに、色や形の変化や組合せを楽しむ行為でもある。園児は、かいたり、つくったりすることを楽しみながら、同時に、自分の思いを表したり、伝えたりして遊んでいる。

このように、それぞれの遊びの中で、園児が自己表現をしようとする気持ちを捉え、必要な素材や用具を用意したり、援助したりしながら、園児の表現意欲を満足させ、表現する喜びを十分に味わわせることが必要である。

(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

園児は、家庭や園生活の中で体験を通して、心の中に様々なイメージを思い描いている。そして、身近な環境から刺激を受け、その心の内にあるイメージを様々な表現している。例えば、ままごとの道具を見ることから家庭生活を思い起こし、そのイメージに沿って母親や父親の役になってままごとを楽しんだり、あるいは物語を聞いてその登場人物に対する憧れの気持ちからごっこ遊びを楽しんだり、自分たちの物語をつかって演じたりする。

入園当初の園児は、一人一人がそれぞれの見立てを楽しんだり、自分が物語の登場人物になって振る舞うことによって一人で満足したりする姿が多く見られる。同じ場にいながらも、あるいは同じものに触れながらも、そこからイメージすることは一人一人異なっている。特に、3歳

頃の園児は一人一人の世界を楽しんでいることが多く、何かのつもりになってごっこ遊びをするというよりは、1本の棒を持っただけで何かになりきることさえできる。

園児が安心して自分なりのイメージを表現できるように、保育教諭等は、一人一人の発想や素朴な表現を共感を持って受け止めることが大切である。共感する保育教諭等や他の園児がそばにいることにより、園児は安心し、その園児自身の動きや言葉で表現することを楽しむようになる。

園児は、幼保連携型認定こども園の中で一緒に生活を重ね、共通の経験や感動を伝え合う中で、次第にイメージを共有し合い、そして、相手と一緒に見立てをし、役割を相互に決めて、それらしく動くことを楽しむようになる。ときにはそれが断片的な遊びから、目的やストーリーを持った遊び方へと変化することがある。さらに、それぞれのイメージを相手に分かるように表現し、共有して、共通のストーリーやルールをつくり出し、「〇〇ごっこをしよう」などと遊ぶことができるようになってくる。保育教諭等は、園児の持っているイメージがどのように遊びの中に表現されているかを理解しながら、そのイメージの世界を十分に楽しむことができるように、イメージを表現するための道具や用具、素材を用意し、園児と共に環境を構成していくことが大切である。

なお、どのようなものを園児の周りに配置するかは、多様な見立てや豊かなイメージを引き出すことと密接なかかわりを持つ。それは必ずしも本物らしくなりきることができるものが必要ということではない。むしろ、園児は、一枚の布を身にまといながらいろいろなものになりきって遊ぶ。さらに、園児は、ものに触れてイメージを浮かべ、そのものをいろいろに使うことからイメージの世界を広げるといったように、ものと対話しながら遊んでいる。この意味で、多様なイメージを引き出す道具や用具、素材を工夫し、それらに園児が日常的に触れていく環境を工夫することが、表現する楽しさを味わうことにつながるのである。

[内容の取扱い]

- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の園児や保育教諭等と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。

園児の豊かな感性は、園児が身近な環境と十分にかかわり、そこで心を揺さぶられ、何かを感じ、考えさせられるようなものに出会って、感動を得て、その感動を友達や保育教諭等と共有し、感じたことを様々に表現することによって一層磨かれていく。そのためには、園児が興味や関心を抱き、主体的にかかわることができるような環境が大切である。このような環境としては、園児一人一人の感動を引き出せる自然から、絵本、物語などのような園児にとって身近な文化財、さらに、心を弾ませたり、和ませたりするような絵や音楽がある生活環境など幅広く考えられる。

園児は、あるものに出会い、心が揺さぶられて感動すると、感じていることをそのまま表そうとする。その表れを保育教諭等が受け止め、認めることによって、園児は自分の感動の意味を明確にすることができる。また、自分と同じ思いを持っている園児に出会うと自分の感性に自信を持ち、違う思いを持っている園児に出会うと違う感性を知ることになり、結果としていろいろな感性があることに気付く。このような友達との感動の共有が、園児一人一人の豊かな感性を養っていくことになるのである。

(2) 乳幼児期における自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育教諭等はそのような表現を受容し、園児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、園児が生活の中で乳幼児期らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。

園児の自己表現は、内容の面でも、方法の面でも、大人からは素朴に見える形で行われることが多い。園児は、園児なりに周囲の物事に興味や関心を抱く。大人からするとささいなことと思えるものでも、しばしば、すごいこと、大切なこととして受け止めている。また、園児は、自分の気持ちを自分の声や表情、身体の動きそのもので表現することも多い。特に3歳頃の園児では、自分の気持ちを表現するというより、自分の気持ちがそのまま声や表情、身体の動きになって表れることが多い。独り言をつぶやいたり、一人で何かになりきっていたりする姿もよく見掛ける。

そのような園児の表現は、率直であり、直接的である。大人が考えるような形式を整えた表現にはならない場合や表現される内容が明快でない場合も多いが、保育教諭等は、そのような表現を園児らしい表現として受け止めることが大切である。はっきりとした表現としては受け止められない園児の言葉や行為でさえも、保育教諭等はそれを表現として受け止め共感することにより、園児は様々な表現を楽しむことができるようになっていく。

このように受け止めることによって、保育教諭等と園児の間にコミュニケーションが図られ、信頼関係が一層確かなものになる。このことは、園児同士が表現し、相互で受け止め合う場合についても言える。他の園児の表現を受け止め、理解しようとする態度は、乳幼児期においては、その発達にふさわしい形で培われなければならない。園児は、自分の素

朴な表現が保育教諭等や他の園児などから受け止められる体験の中で、表現する喜びを感じ、表現への意欲を高めていく。

その際、園児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切にするためには、特定の表現活動のための技能を身に付けさせるための偏った指導が行われることのないように配慮する必要がある。

(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の園児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫をすること。

園児は、生活の中で感じたことや考えたことを様々に表現しようとする。その姿は、その園児がこれまで家庭や園生活の中で体験したことを再現して楽しんだり、友達や保育教諭等に伝えようとしたり、さらに、工夫を重ねてイメージを広げたりするもので、その園児の生活経験によって様々である。また、同時に、その表現は、園児の発達に応じて、その園児なりの素朴なものから、友達と相談しながら相互に役割を決めて楽しむものなどまで幅広く展開する。

そのような園児の表現する楽しみや意欲を十分に発揮させるためには、特定の表現活動に偏るのではなく、園児が園生活の中で喜んで表現する場面を捉え、表現を豊かにする環境としての遊具や用具などを指導の見通しを持って準備したり、他の園児の表現に触れられるようにしたりするなどの配慮をすることが大切である。

それぞれの遊具や用具などの特性により、園児の表現の仕方や楽しみ方が異なるので、材質、形態、使いやすさなどを考慮し、園児の発達、興味や関心に応じて様々な表現を楽しむことができるように整備するこ

とが重要である。さらに、園児が心を感じていることは、それを表現する姿を通して他の園児にも伝わり、他の園児の心に響き、園児同士の中で広がっていく。このように、園児同士の表現が影響し合い、園児の表現は一層豊かなものとなっていく。保育教諭等は、園児が互いの活動を見たり、聞いたりして相手の表現を感じ取ることができるように、場や物の配置に配慮したり、保育教諭等も一緒にやってみたりして、相互に響き合う環境を工夫することが大切である。

このように、園児は、遊具や用具にかかわり、他の園児の表現などに触れて、心を動かされ、その感動を表現するようになる。保育教諭等は、園児が表現する過程を楽しみ、それを重ねていき、その園児なりの自己表現が豊かになっていくように、園児の心に寄り添いながら適切な援助をすることが大切である。

第3節 保育の実施上の配慮事項

1 乳児期の園児の保育に関する配慮事項

(1) 保健的な対応の実施

(1) 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、園児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

抵抗力が弱く、感染症などの病気にかかりやすい園児の保育の環境については、最大限の注意を払うことが必要である。特に、産休明けから入園する園児については、生命の保持と情緒の安定に配慮した細やかな保育が必要である。

園児の生活や遊びの場が清潔で衛生面に十分留意した環境になるよ

う、日々整えることが求められる。また、衣類、布団、おむつ等身の回りのものについても、清潔であることや、その素材などにも十分配慮し、心地よく過ごすことができるようにすることが必要である。さらに、保育教諭等は、手洗い等を励行し、服装や身支度などにも配慮し、自らの健康と清潔を常に心掛けることが必要である。

園児は、食中毒に対しても、抵抗力が弱く重篤になりやすいため、食品やミルクの取扱いなどには清潔な環境での準備等、細心の注意を要することが必要である。

SIDS（乳幼児突然死症候群）については、寝かせ始めにあおむけ寝にすることが重要である。なお、睡眠時にチェック表を利用して園児の様子を把握するなど、十分な配慮が必要である。特に、入園して間もない頃の保育は複数の職員のみによる観察と注意が必要である。

園児一人一人の発育及び発達の状態をよく把握した上で、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常は早く発見し、速やかに適切な対応を行うことが必要である。観察に当たっては、機嫌、顔色、皮膚の状態、体温、泣き声、全身症状など様々な視点から、複数の職員のみで行うことも大切である。

(2) 保育教諭等の応答的なかかわり

(2) 園児一人一人の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的にかかわるように努めること。

生育歴には、その園児の誕生時の状態を始め、今日までの生活の全てが含まれる。園児の状態には、実際にそれまでどのような生活を送ってきたかに加えて、保護者の心身の状態や家庭の状況など、生活環境の全てが影響する。このような生育歴の違いは、欲求や行動などの違いとな

って現れる。

保育教諭等は、生育歴の違いを踏まえ、園児一人一人の現在のありのままの状態を理解することが大切である。そして、園児がその声や仕草や動きなどを介して発する欲求を察知し、タイミングよく応えていくことが大切である。特に園児の泣き声に対しては、優しく応え、その心の声を保育教諭等が言葉で表しながらかかわることが大切である。こうした特定の保育教諭等による園児の心に寄り添った丁寧なかかわりを通して、気持ちの交流が園児の中に芽生えていくのである。

園児が成長する上で、最も重要なことは、人との継続的かつ応答的なかかわりである。特定の保育教諭等が愛情豊かに優しく語り掛けながら世話をすることにより、園児は、顔を見て、表情を変え、声に反応し、手足を動かし、その園児なりに自分の気持ちを表現していく。保育教諭等が、あやしたり、抱いたり、優しく揺すったりして、園児が人に触れられて心地よいと感じるかかわりを持つことが大切である。園児は、安心できる人との相互的なかかわりの中で、心身の健康が培われ、情緒が安定し、言葉の発達が促されていくものである。信頼感など園児が人として生きていく基盤がつけられることの重要性を十分に認識しながら保育していくことが求められる。

(3) 専門性を生かした乳児期の園児の保育への対応

(3) 乳児期の園児の保育に関する職員間の連携や学校医との連携を図り、第1章の第3の5に示す園児の健康及び安全に関する配慮事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等、養護教諭や看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

教育・保育要領第1章の第3の5に示されているように、園児の健康

及び安全に関する事項は、保育をする上での基本である。特に、乳児期の園児は、大人が手厚く守り育てていかなければ、生命の保持や情緒の安定を図ることができないことから、健康及び安全の事項は重要である。

乳児期の園児の保育では、学校医との連携を図るとともに、保育教諭等、栄養教諭や栄養士等、養護教諭や看護師等がそれぞれの専門性を生かしながら職員間の連携を図り、園全体で園児の健康及び安全を守ることが大切である。園児の健康な生活の基本となる授乳や離乳食、睡眠やおむつ替えなどについては、職員間で共通理解を図り、園児一人一人の状態に応じて丁寧に行うことが必要である。

授乳については、清潔に留意して行い、しっかりと抱いて顔を見ながら飲ませ、飲み終わった後の排気や姿勢に留意する。離乳は、健康状態などを見ながら、園児一人一人の咀嚼^{そしやく}や嚥下^{えん}の状態に合わせて進めていく。また、園児の機嫌がよく、眠くならない状況の中で食事ができるようにすることが必要である。〔「授乳・離乳の支援ガイド」（平成19年3月厚生労働省）参照〕

睡眠は、園児が安心して眠ることができるよう、場所、気温、湿度、明るさ、風通し、衣類、布団などの状態に留意する必要がある。寝かせ方への配慮も重要であり、月齢が低い場合は、寝かせ始めにあおむけ寝にすることが重要である。眠いときに眠り、自ら目覚めるようにしながら、徐々に睡眠と覚醒のリズムを整え、昼間起きている時間を長くすることが大切である。

おむつは汚れたら手際よく替え、優しく言葉を掛けつつ、おむつを替えてもらうことの心地よさや清潔感を伝えるようにすることが必要である。また、園児が動きやすいように配慮することが必要である。

健康の増進が図られるよう、体を動かす遊びを積極的に取り入れ、気温や天候などの状況や園児の体調に留意しながら外気浴することも必要である。また、園児の生活や遊びの中で、窒息・誤飲・転倒・転落・脱臼等、予想される危険や事故に対し、様々な配慮や確認が必要である。

さらに十分に水分を補給し，脱水状態を回避しなければならない。

(4) 保護者支援

(4) 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに，保護者からの相談に応じ，保護者への支援に努めていくこと。

乳児期の保育においては，特に保護者との密接な連携が重要である。成長や発達が著しい園児の様子や日々の保育について，温かい視点で詳しく伝えるとともに，家庭での食事や排泄^{せつ}，睡眠等の様子を丁寧に聴き取っていくことが必要である。保護者の就労や子育てを支え，保護者の気持ちに配慮して対応し，送迎時には気持ちよい挨拶や励ましの言葉掛けを行う。

子育てを始めた当初，育児に不安を抱き，悩みを抱えるなど，保護者一人一人の置かれている状況は様々である。教育・保育要領第1章の第3の6の保護者に対する子育ての支援に係る事項を踏まえ，保護者と信頼関係を築きながら，園児の成長や発達の喜びを共に味わっていくことが大切である。

(5) 職員間の協力

(5) 担当の保育教諭等が替わる場合には，園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し，職員間で協力して対応すること。

年度替わりあるいは年度途中で，担当の保育教諭等が替わる場合，特に乳児期の園児の保育では特定の保育教諭等との密接なかかわりが重要であることから，園児が安定して過ごすことができるための配慮が大切

である。生育歴や発達の過程等における個人差だけでなく、それまでの生活や遊びの中での園児の様子についても丁寧に引き継いでいくようにすることが必要である。園児一人一人への働き掛けや対応が急激に変わることのないよう、職員間で協力し、園児の気持ちに沿った対応が必要である。

周囲の職員は園児と新しい担当の保育教諭等との信頼関係が築くことができるよう配慮するとともに、園児がそれまでの経験の中で培ってきた人とかかわる力を信じることも大切である。担当の保育教諭等を安全基地として、様々な人とかかわり、多くの人の温かいまなざしの中で園児が成長していくことを全職員で見守っていくことが大切である。

2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項

(1) 保健的な対応の実施

(1) 特に感染症にかかりやすい時期であるため、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

この時期の園児の保育では、不機嫌な状態や食欲不振、急な発熱^{おう}や嘔吐など、わずかな様子や異常な変化に注意を払い、感染症の早期発見に努めなければならない。ふだんと比べ、過度に水分を欲しがり、だるそうに生あくびが出る場合は、注意が必要である。症状により必要があれば他の園児から離し、学校医や養護教諭や看護師等の指導の下で、保護者と連携を取りながら対応策を考える必要がある。

保育教諭等は、ふだんから、室内の気温や湿度及び換気に注意を払い、手洗い消毒等、衛生面にも十分に注意を払わなければならない。また、感染症に関する知識を習得し、流行状態を把握しておくことも大切であ

る。

(2) 基本的な生活習慣

(2) 食事、排泄^{せつ}、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、園児一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。

基本的な習慣については、安心できる保育教諭等との関係の下で、園児一人一人の発達過程に合わせ、無理なく行うことが大切である。食事は、楽しい雰囲気の中で、スプーンや箸などを使い、自分で食事をしようとする気持ちを大切にし、嫌いなものでも少しずつ食べられるように言葉を掛けていくことが大切である。

排泄^{せつ}は、便所の環境に配慮し、園児がゆったりとした気持ちで自分から便器に座り、排泄^{せつ}できるよう時間にゆとりを持ち、丁寧に見守ることが必要である。優しく声を掛けるとともに、園児一人一人の排泄^{せつ}の間隔や発達過程等に応じて対応していくことが大切である。

睡眠については、園児一人一人が安心して休息をとることができるよう、園児の生活のリズムを踏まえ、その日の状態に応じて環境を整えることが必要である。休息をとるための空間や雰囲気などの環境を確保し、職員間で協力しながら対応することが大切である。

衣類の着脱に当たっては、丁寧にやり方を伝えながら自分でしようとする気持ちになるよう励まし、徐々に自分でやれるようにすることが大切である。園児が自分で着やすい服や心地よい素材などにも配慮し、保護者に伝えていくことが必要である。

清潔の習慣を園児が身に付けていくことも大切であり、保育教諭等が

一緒にかかわり、食事の前後や排泄^{せつ}の後の手洗いなどを行う必要がある。
いずれの習慣も、家庭との連携を継続的に図っていくことが大切である。

(3) 活動しやすい環境の整備

(3) 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

歩行の獲得に伴い園児の行動範囲が広がり、探索活動が活発になる。また、予測できない行動も多くなる。そのため、保育教諭等は、安全な環境や活動の状態、園児相互のかかわりなどに十分注意を払い、事故防止に努めなければならない。

園児の手が届く範囲の物はその安全性などを点検し、危険な物は取り除き、安全な環境を確保するとともに、歩行や遊びの障害にならないようにしていく必要がある。また、十分に全身を動かして活動できるよう、園児の動きやすい服装を保護者に準備してもらうことも大切である。

(4) 友達とのかかわり

(4) 園児の自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育教諭等が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達とのかかわり方を丁寧に伝えていくこと。

2歳頃になると、「自分で」と言ったり、「いや」と拒否したりするなど、自己主張が強くなる傾向が見られる。これは、自我が順調に育って

いる証拠であり，保育教諭等はそのような園児の気持ちをしっかりと受け止めることが必要である。自我の育ちとともに，保育教諭等の手を借りずに何でも自分で意欲的にやってみようとするが，現実には思いどおりにいかず，多くの場合，保育教諭等の援助が必要である。園児の意欲や自分でやりたい気持ちを尊重しながら，さりげなく手を貸していくことが大切である。

また，園児同士のかかわりが多くなるが，まだ言葉の発達が十分ではなく，自分の欲求が伝わらないと手が出てしまったり，泣いて訴えたりする姿が見られる。友達とのいざこざやけんかの場面では，保育教諭等が互いの気持ちを受容し，その気持ちを分かりやすく伝えながら，かかわりの仲立ちをしていくことが必要である。保育教諭等は園児の遊び，心の動きなどに十分配慮し，いざこざなどが悪化しないよう見通しも持って対応することが大切である。

(5) 自発的な活動の促進

(5) 情緒の安定を図りながら，園児の自発的な活動を促していくこと。

自我が育つと，自分の思いどおりにいかないことや周囲の人に自分の気持ちが伝わらないことに対し，反抗的な態度を示すことがある。園児にとって，幼保連携型認定こども園が安心して自分の気持ちを表すことができる場であることは重要である。保育教諭等は園児の気持ちを十分に受け止め，触れ合いや語り掛けを多くし，情緒の安定を図ることが必要である。そして，園児が適切な方法で自己主張できるように，その主体性を尊重しつつ，言葉を補いながら伝えていくことが大切である。

園児は気持ちが安定すると，好奇心が広がり，新たに気付いたことや，

自分で成し遂げたことを伝えるために、保育教諭等に働き掛けることがある。このような園児の姿を十分に認め、共感していくことが、園児の自発的な活動を支えることになる。園児が安心感、安定感を得て、身近な環境に自ら働き掛け、好きな遊びに熱中し、やりたいことを繰り返し行うことは、主体的に生きていく基盤である。

(6) 職員間の協力

(6) 担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

進級などで担当の保育教諭等が替わる場合には、園児が不安にならないよう、職員間で園児一人一人のそれまでの経験や発達の状態などに関する情報を共有し、かかわり方が大きく変わらないように注意することが大切である。発達の過程における個人差が大きな時期であり、特に配慮を必要とするかかわりについては、十分に話し合うことが必要である。また、担当が替わることを保護者にも伝え、互いの情報を交換することで、保護者に安心してもらうことができるよう配慮することが大切である。

園児が、それまでの保育を通して育ってきた自我や人への信頼感などを基盤に人とかかわる力を発揮しながら、新しい担当の保育教諭等との関係を築くことができるよう、全職員で配慮することが大切である。

3 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

(1) 基本的な生活習慣

(1) 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを

理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。

園児は、生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付け、自分でできるという達成感と満足感を味わいながら、自分の生活をつくり出していくものである。園児は友達がすることや大人の姿を確認しつつ、生活に必要な習慣や態度を身に付けていく。特に保育教諭等の存在は、園児にとって重要なモデルとなることを自覚して、自らの生活を常に省みることが必要である。

園児は、生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることで、自ら心身の健康を保持し、快適に過ごすことができるようになるものである。そしてその中で、自分に自信を持ち、自分を好ましい存在として受け入れていくことができるようになる。こうした心身の健康と自己肯定感は、園児が自ら安心して環境に働き掛け、自分を発揮していくための基盤となるものである。

園児が生活の様々な場面で自分なりに考え、理解し、判断しながら適切な行動を選択できるように援助していくことが大切である。

(2) 自己発揮

(2) 園児の情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮すること。

園児は、保育教諭等や数人の友達との安定した関係を基盤に、活動の範囲を広げ、やがて数人のグループや仲間と共に活動に取り組むようになる。また、徐々に、意図や目標を持ち、自分なりの見通しを持って活動するとともに、友達と一緒に楽しみ、遊びを持続させるために工夫す

るようになる。

園児が、十分に自己を発揮して遊びを楽しみ、自分の力でやり遂げる経験を重ねていくことができるように、保育教諭等は園児同士のかかわりを見守り、園児の考えや気づきを十分に認めていくことが必要である。そして、園児が主体的な活動を通して、満足感や充実感とともに自分への自信を高め、自己肯定感を育んでいくことができるよう援助することが大切である。自分の存在を大事にすることは、友達や周囲の人たちを大切にしようとする気持ちにつながっていくものである。

(3) 戸外の活動

(3) 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。

近年、戸外で体を動かす経験が減少している。幼保連携型認定こども園では、園児が十分に体を動かし、戸外で伸び伸びと遊ぶことができるよう計画を立て、園庭などの環境の構成に配慮することが重要である。

戸外でもままごとなどのごっこ遊びを楽しみ、季節の草花や昆虫など身近な自然とかかわることができるようにし、園児の興味や関心に即して園庭の環境を構成していく必要がある。また、様々な運動用具や遊具を用意して、園児が体を動かして十分遊ぶことができるようにすることが大切である。思い切り体を動かし、息を切らし、汗をかいて遊んだり、活動したりする経験は、園児の身体機能を高めるだけでなく、園児の達成感や充実感につながるものである。

満3歳以上の園児が、園庭で活発に遊ぶ場合には、低年齢の園児が遊ぶ場所と区分し、時間を変えるなど、行動の実態を考慮して、安全上の配慮をすることが必要である。

また、園児が動植物を始めとする様々な自然に触れ、季節感を味わうことができるよう、公園や野原など、園外へ出掛けて活動する機会を持つことも大切である。そのような場合には、保育教諭等は常に園児の安全及び衛生に配慮することが欠かせない。

(4) 相互理解

(4) けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。

園児は、集団での活動や遊びを通して、けんかなど葛藤を経験するようになる。そして、互いの主張をどのように調整したらよいのかを考えるようになるものである。相手の立場に立って、相手の気持ちを理解し、自分の気持ちをコントロールするのは難しいことではあるが、保育教諭等は園児同士のやり取りを見守りながら、必要に応じて相手の気持ちを知らせ、心の安定に配慮して援助することが大切である。

園児は、葛藤を乗り越えていく力を持っている。また、友達の気持ちを察しながら、交渉したり、合意したり、様々なやり取りを通して問題を解決しようとする。さらに、役割分担をしながら一緒に遊びを展開していく中で、互いの存在が必要であることを感じていく。

保育教諭等はそれぞれの園児のよいところや得意なことを積極的に認め、他の園児に伝えていくことが大切である。園児一人一人がかけがえのない存在であるという保育教諭等の園児への思いは生活の様々な場面で園児に伝わっていくものである。

(5) きまりの大切さ

(5) 生活や遊びを通して、きまりがあることの大切さに気づき、自

ら判断して行動できるよう配慮すること。

教育・保育要領第2章の第1の領域「人間関係」などで示されているように、幼保連携型認定こども園には、生活や遊びに関する様々なきまりごとがある。園児は、ルールのある遊びを楽しみ、約束を守り遊ぶ中で、遊びが継続し、友達と一緒により楽しむことができることを実感するものである。

また、園児は、自分たちでルールをつくり出し、それを共有することで遊びを深めていくとともに、同じ遊びを一緒に楽しむ仲間とのつながりを深めていくものである。保育教諭等は、園児がきまりを守り、自分たちできまりをつくったり、変えたりする経験を大切にし、園児が友達とのかかわりの中で、自分自身で考え、判断して行動する力を培っていくことができるようにしていくことが重要である。

(6) 自然とのかかわり

(6) 自然と触れ合う中で、園児の豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。

教育・保育要領第2章の第1の領域「環境」などで示されているように、園児は、自然の不思議さに心を躍らせ、自然に触れることを喜び、さらに探究しようとする意欲を持っている。

こうした園児の意欲や感情は、身近な保育教諭等が自然に寄せる心情や自然とかかわる姿などに影響を受けるものである。園児の豊かな感性や自然との積極的なかかわりは、園児と保育教諭等が共に自然との触れ合いを楽しみ、それらを生活や遊びに取り入れることにより深められる

ものである。保育教諭等は、花壇での草花の栽培、菜園作り、小動物の飼育等、幼保連携型認定こども園の様々な自然環境を工夫することで、園児が楽しんで自然とかかわっていくことができることが大切である。

園児は自然と触れ合う中で心を落ち着け、好奇心や探究心を高めていくものである。動植物や昆虫など身近な自然とのかかわりの中で、園児が気づき、様々に試し、じっくりと考える経験を重ねていくことができるよう、環境の構成に配慮し、働き掛けていくことが大切である。

また、園児が自然とかかわった際の感動や喜びを、言葉や音楽、絵画や造形などによって表現することができるよう、様々な素材や用具などを準備し、創造的な活動の展開を援助することが大切である。

(7) 言葉による伝え合い

(7) 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、園児の話し掛けに応じるよう心掛けること。また、園児が仲間と伝え合ったり、話し合ったりすることの楽しさが味わえるようにすること。

教育・保育要領第2章の第1の領域「言葉」などで示されているように、言葉は、身近な人との応答的なかかわりの中で、次第に獲得されていくものである。

園児は、温かい雰囲気の中で、保育教諭等や友達と言葉を交わし、自分の気持ちを伝え、相手を理解することに喜びを感じるものである。こうした体験を積み重ねることで、さらに自分の気持ちを言葉で伝えようとする意欲が高まるものである。

保育教諭等は、言葉で表現する園児の姿や話の内容を十分に認めるとともに、適切な言葉で応えながら、分かりやすく話すことができるよう

援助していくことが大切である。また、園児が友達との会話を楽しみ、伝え合うことや理解し合うことの喜びを味わっていくことができるよう、生活や遊びの様々な場면을捉え、適切に援助することが必要である。

また、グループごとに話し合ったり、自分たちで活動していくための取決めをしたりすることを取り入れながら、友達と言葉を交わしていく体験や、意見を言い合い調整するなどの経験を重ねていくことも大切である。

(8) 自由な表現

(8) 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意すること。

教育・保育要領第2章の第1の領域「表現」などで示されているように、園児は、自分の生活体験の中で感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、再現し、保育教諭等や友達に伝えようとし、さらにイメージを広げようと工夫を凝らしながら様々な手段で表現するものである。

保育教諭等は、園児が喜んで表現する姿を日々の保育の中で見だし、園児の表現がさらに豊かなものになるように、見通しを持ちながら、十分な遊具や用具、素材を、園児が自由に使える場所に準備しておくことが大切である。その際には、園児の発達の過程、興味や関心に応じて、ものの材質や形態にも配慮することが大切である。また、じっくりと取り組むことができるスペースやコーナーなどの環境に配慮するとともに、時間を掛けて継続的に取り組むことができるようにすることも大切である。そして、園児が表現していく過程を大切にし、自由な自己表現を十分に楽しむことができることが大切である。

園児の創作意欲や自由な発想に触れることで、保育教諭等の表現力や

創意工夫が促されていくこともある。園児と表現活動を楽しみながら、自らの感性や感覚を磨いていくことが大切である。

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1節 指導計画の考え方

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

1 園児の主体性と指導の計画性

幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、乳幼児期の発達の特徴から、園児が自ら周囲の環境とかかわり、活動を展開する充実感を十分に味わいながら、発達に必要な体験を積み重ねていくようにすることが大切である。また、園児が周囲の様々な環境とかかわり、主体性を発揮して営む生活は、生きる力の基礎を培う上で極めて重要な意義を持っている。

しかし、周囲の環境が発達に応じたものでなかったり、活動に対して適切な指導が行われなかったりすれば、園児の興味や関心が引き起こされず、活動を通しての経験も発達を促すものとはならない。すなわち、園児が主体的に環境とかかわることを通して自らの発達に必要な体験を積み重ねるためには、園生活が計画性を持ったものでなければならない。

言い換えれば、園生活を通して、個々の園児が幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標を達成していくためには、まず、保育教諭等が、それぞれの発達の時期にどのような体験が必要かなどを長期的

に見通して、指導の内容や方法を予想して指導計画を立てることが必要である。さらに、具体的な指導においては、あらかじめ立てた計画を念頭に置きながらそれぞれの実情に応じた柔軟な指導をすることが求められる。

このようなことを踏まえ、計画的に指導を行うためには、次の2点が重要である。一つは、発達の見通しや活動の予想に基づいて環境を構成することであり、もう一つは、園児一人一人の発達を見通して援助することである。この2点を重視することによって、計画性のある指導が行われ、園児一人一人の発達が促されていく。

このような指導を展開するに当たっては、園庭の自然環境、テーブルや整理棚など生活に必要な物や遊具、園全体の職員の協力関係など、園全体の物的・人的環境が乳幼児期の発達を踏まえて教育及び保育の環境として十分に配慮されていることが大切である。

2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画と指導計画

幼保連携型認定こども園において実際に指導を行うためには、それぞれの幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づいて園児の発達の実情に照らし合わせながら、園児一人一人が生活を通して発達に必要な体験が得られるような具体的な指導計画を作成する必要がある。

教育及び保育の内容に関する全体的な計画は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全体を見通したものであり、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標に向かってどのような筋道をたどっていくかを明らかにしたものである。その実施に当たっては園児の生活する姿を考慮して、それぞれの発達の時期にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする必要がある。

また、教育及び保育の内容に関する全体的な計画は幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全体を見通し、どの時期にどのようなねらいや内容、配慮事項を持ってどのような指導を行ったらよいかを全体として明らかになるように、具体的なねらいや内容、配慮事項を組織したものとするのが大切である。

指導計画では、この教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づいてさらに具体的なねらいや内容、配慮事項、環境の構成、保育教諭等の援助などといった指導の内容や方法を明らかにする必要がある。指導計画は、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を具体化したものであり、具体化する際には、一般に長期的な見通しを持った年、月あるいは発達時期などの計画とそれと関連してより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期的な計画の両方を考えることになる。

指導計画は一つの仮説であって、実際に展開される生活に応じて常に改善されるものであるから、そのような実践の積み重ねの中で、教育及び保育の内容に関する全体的な計画も改善されていく必要がある。

3 指導計画と具体的な指導

指導計画は、園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開して発達に必要な体験を積み重ねていくように、あらかじめ考えた仮説であることに留意して指導を行うことが大切である。幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本は環境を通して行うものであり、環境に園児がかかわって生まれる活動は一樣ではない。ときには、保育教諭等の予想とは異なった展開も見られる。実際に指導を行う場合には、園児の発想や活動の展開の仕方を大切にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容、配慮事項を修正したり、それに向けて環境を再構成したり、必要な援助をしたりするなど、保育教諭等が適切に指導していく必要がある。

このように、具体的な指導は指導計画によって方向性を明確に持ちながらも、園児の生活に応じて柔軟に行うものであり、指導計画は園児の生活に応じて常に変えていくものである。

また、指導計画を作成する際には、一般に園児一人一人の発達の実情を踏まえながらも、その共通する部分や全体的な様相を手掛かりにして作成されることが多い。しかし、具体的な指導においては、園児一人一人が発達に必要な体験を積み重ねられるようにするために、個々の園児の発達や内面の動きなどを的確に把握して、それぞれの園児の興味や欲求を十分満足させるようにしなければならない。

第2節 一般的な配慮事項

1 指導計画の作成

1 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。また、指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。

指導計画の作成では、園児一人一人の発達の実情を捉え、それに沿って園生活を見通すことが基本となる。園児一人一人の発達の実情を捉えるためには、園児の発達をどのように理解するかが問題となる。

発達を理解するということは、年齢ごとの平均的な発達像と比較してその差異を理解することのように受け止められることがあるが、必ずしもそれだけではない。発達に関する平均や類型は、園児一人一人の発達

を理解する際の参考にすぎない。真の意味で発達を理解することは、それぞれの園児がどのようなことに興味や関心を持ってきたか、興味や関心を持ったものに向かって自分の持てる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、園児一人一人の発達の実情を理解することである。

また、指導計画の作成においては、例えば、学級や学年の園児がどのような時期にどのような道筋で発達しているかという発達の過程を理解することも必要になる。その際、乳幼児期は生活経験により、発達の過程の違いが大きい時期であることに留意しなければならない。特に、園児一人一人の発達の特性としてこのような違いを踏まえて、指導計画に位置付けていくことが必要である。園児が環境とのかかわりを通して望ましい発達を遂げるためには、その環境の下で展開される生活が乳幼児期の特性に照らし、ふさわしいものでなければならない。なぜならば、園児の発達は、日々の生活での具体的な事物や人々とのかかわりを通して促されるものだからである。そのためには、生活や遊びを通して園児一人一人の発達する姿を理解することが重要であり、それに基づいて園生活を見通した具体的な計画を作成することが必要である。

(1) 具体的なねらい及び内容の設定

(1) 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

各幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を実施するために、園児の生活に即して具体的に指導計画

を作成することが必要である。教育及び保育の内容に関する全体的な計画で設定しているそれぞれの発達の時期のねらいや内容は、園生活の全体を見通して考えたものである。このようなねらいや内容が、園生活を通してどう実際に具現化していくかについては、指導計画を作成することによって具体的に考えていかなければならない。

具体的なねらいや内容を設定する際には、その幼保連携型認定こども園の園児の発達の過程を参考にして、その時期の園児の発達する姿に見通しを持つことやその前の時期の指導計画のねらいや内容がどのように達成されつつあるかその実態を捉えること、さらに、その次の時期の園生活の流れや遊びの展開を見通すことなどが大切である。

このような生活の実態を理解する視点としては、園児の興味や関心、生活や遊びへの取り組み方の変化、保育教諭等や友達との人間関係の変化、さらには、自然や季節の変化など、様々なものが考えられる。

また、このような生活の実態を理解するだけでなく、生活が無理なく継続して展開されていくように、その連続性を重視することが大切である。この連続性については、日々の教育及び保育の連続性ととともに、園生活で経験したことが家庭や地域の生活でも実現したり、逆に、家庭や地域の生活で経験したことが園生活でも実現したりできるなど、園児の生活全体として連続性を持って展開されるようにすることが大切である。

具体的なねらいや内容の設定に当たっては、保育教諭等は園児と共に生活しながら、その時期に園児のどのような育ちを期待しているか、そのためにどのような経験をする必要があるかなどを園児の生活する姿に即して具体的に理解することが大切である。

(2) 適切な環境の構成

(2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなる

ように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

指導計画を作成し、具体的なねらいや内容として取り上げられた事柄を園児が実際の教育及び保育の中で体験することができるように、適切な環境をつくり出していくことが重要である。

環境を構成する意味や視点については、教育・保育要領解説第1章において詳しく述べている。指導計画の作成において環境の構成を考える際には、場や空間、人や物、身の回りに起こる事象、時間などを関連付けて、園児が具体的なねらいを身に付けるために必要な体験が得られるような状況をどのようにつくり出していくかを考えることが中心となる。その際、園児の生活する姿に即してその生活が充実したものとなるように考えることが大切である。

具体的には、指導計画においては、園児が主体的に活動できる場や空間、適切な物や友達との出会い、さらに、園児が十分に活動できる時間やその流れなどを考えることが必要となる。その際、いつも保育教諭等が環境をつくり出すのではなく、園児もその中であって必要な状況を生み出すことを踏まえることが大切である。すなわち、園児の気付きや発想を大切にしたり、また、園児のつくり出した場や物の見立て、工夫などを取り上げたりして、それらをどのように生活の中に組み込んでいくかを考えることが重要となる。

また、環境の構成では、保育教諭等の果たす役割が大きな意味を持つものであることを考慮して、計画の中に位置付けていくことが大切である。同じ環境であっても、環境にかかわって生み出す活動は園児一人一人異なることから、園児の環境との出会いや活動の展開を予想しながら必要な援助を考えていくことが大切である。

(3) 活動の展開と保育教諭等の援助

(3) 園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

園児は、具体的なねらいや内容に基づいて構成された環境にかかわって、興味や関心を抱きながら様々な活動を生み出していく。しかし、このようにして生み出した活動が全て充実して展開されるとは限らない。ときにはやりたいことが十分できなかつたり、途中で挫折してしまったり、友達との葛藤などにより中断してしまったりすることもある。このような場合に、その状況を放置することで、園児が自信を失ったり、自己実現を諦めたりすることがないように、その活動のどのような点で行き詰まっているのかを理解し、保育教諭等が必要な援助をすることが重要である。

園児の発想や環境の変化、あるいは他の園児がかかわることによって、予想を超えた展開になる場合もある。このような場合には、その活動の展開の面白さを大切にしつつ、そこで園児がどのような体験を積み重ねているのかを読み取りながら必要な援助をしなければならない。

園児の活動を理解するということは、活動が適当か、保育教諭等の期待した方向に向かっているかを捉えるということだけではない。むしろその活動を通して、そこにかかわる園児一人一人がどのような体験を積み重ねているのか、その体験が園児一人一人にとって充実していて発達を促すことにつながっているのかを把握することが重要である。保育教諭等はそれに基づいて必要な援助を重ねることが求められる。その際、園児の活動の展開に応じて柔軟に考えていくことが大切であり、保育教

諭等には状況に応じた多様なかわりが求められるのである。

(4) 反省・評価と指導計画の改善

その際、園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

幼保連携型認定こども園における指導は、乳幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。指導計画は、このような循環の中に位置し、常に指導の過程について実践を通して反省や評価を行い、改善が図られなければならない。

教育及び保育における反省や評価は、このような指導の過程の全体に対して行われるものである。この場合の反省や評価は園児の発達の理解と保育教諭等の指導の改善という両面から行うことが大切である。乳幼児理解に関しては、園児の生活の実態や発達の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切である。指導に関しては、指導計画で設定した具体的なねらいや内容、配慮事項が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、園児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを重視しなければならない。さらに、これらの反省や評価を生かして指導計画を改善していくことは、充実した生活をつくり出す上で重要である。

また、このような反省や評価を保育教諭等が一人だけで行うことが難しい場合も少なくない。そのような場合には、他の保育教諭等に実践や記録を見てもらい、それに基づいて話し合うことによって、それまでは

気付かなかった園児の姿や自分の指導の課題などを多角的に反省や評価していくことも必要である。

このようにして、保育教諭等は園児一人一人に対する理解や指導についての考え方を深めることが大切であり、そのためには、互いの指導事例を持ち寄り、話し合うなどの園内研修の充実を図ることが必要である。

なお、保育教諭等が指導の過程について反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っていくためには、記録が不可欠である。また、記録すること自体が、乳幼児理解、指導を読み解くことになるとともに、今後の指導の方向性を探る際の基礎資料にもなる。

記録を通じて反省や評価を行うことによって日々の実践の質を高めることが可能になる。

2 入園から修了までの生活

2 園児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや保育教諭等との触れ合いを通して幼保連携型認定こども園の生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的を持って幼保連携型認定こども園の生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々な経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。また、園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。

指導計画の作成においては、入園から修了まで園児の生活する姿がどのように変容するかという発達の過程を捉え、発達の見通しを持つこと

が大切である。乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、園児一人一人の心身の発達の個人差が大きく、様々な道筋があることは言うまでもないが、おおむね同じような道筋をたどるものである。

入園から修了までの発達の過程を大きく捉えてみると、次のようにまとめられるであろう。入園当初においては、園児一人一人が思い思いに遊んだり、保育教諭等と触れ合ったりしながら、園生活に親しみ、安定へと向かう。安定した生活が得られると次第に周囲の人やものへの興味や関心が広がり、生活の仕方やきまりが分かり、自分でいろいろな遊びに興味を持って取り組むようになる。さらに、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知り、友達からの刺激を受けて遊びを広げていくようになる。このような過程を経て、友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活するようになり、友達同士で目的に向かって活動を展開しながら、友達を思いやったり、自己を抑制しようとしたりする気持ちが生まれるようになる。

このような入園から修了までの園児の生活する姿は、実態によって様々であり、それぞれの幼保連携型認定こども園においてその実態に即した方法で捉えることが大切である。

また、発達はそれぞれの時期にふさわしい生活が展開されることによって促されるものである。例えば、入園当初において、大人との基本的な信頼感を心のよりどころとして、自分の好きなものにかかわって過ごすことによって新しい生活の中で安定感を持つようになる。さらに、その安定感を持つことによって、周囲の環境に対して興味や関心を持ってかかわるようになり、いろいろな遊びを知っていく。必要な体験を積み重ねることによって初めて望ましい発達が促されていくので、先を急ぎ過ぎたり、園児にとって意味ある体験となることを見逃してしまったりすることのないようにすることが大切である。

入園当初において園児によっては、心のよりどころとなる保護者から

も、慣れ親しんだ家庭からも離れ、見知らぬ保育教諭等や他の園児と共に慣れない場所で生活することになり、園生活がこれまでの生活と大きく異なる場合がある。こうした生活の中で特定の保育教諭等が園児の不安な思いを受け止めかかわることや、家庭との連携を緊密にすることによって、保育教諭等は、個々の園児の気持ちや欲求、生活に理解を深め、園児が安心して園生活を送ることができるよう配慮することが必要である。このため、例えば、家庭のように安心できる雰囲気のある保育室の環境をつくることなどが考えられる。園児一人一人のその園児らしい姿を保育教諭等が受け止め、きめ細かくかかわることによって、園児は安心して自分を表出できるようになり、次第に周りにいる他の園児の存在に気付き、かかわりを持つことができるようになっていき、園児は充実した園生活を送ることができるようになっていく。したがって、園児の行動や内面を理解する保育教諭等の役割は極めて重要であり、園児が幼保連携型認定こども園の環境にかかわりながら自分の居場所を見だし、好きな遊具で遊ぶなど、環境にじっくりとかかわることができるよう積極的に援助することが大切である。

また、園児によっては、幼稚園、保育所等に在籍し集団での生活を過ごすなど、家庭から幼保連携型認定こども園に入園する園児とは異なった生活経験をしている場合があり、幼保連携型認定こども園入園後は、このような生活経験を生かした活動を展開することが大切である。しかし、例えば、生活のリズム、集団の大きさなど、幼保連携型認定こども園入園前後での生活が異なる点もあり、その変化を十分に把握しつつ、園児の実情に応じた園生活を送ることができるように配慮することも必要である。

これらの点に配慮して園生活を展開するためには、園内の保育教諭等の連携を図ることが大切である。また、家庭から幼保連携型認定こども園に入園する園児と他の施設から幼保連携型認定こども園に入園する園児が、家庭や地域での生活の経験や集団生活の経験などが異なることを

踏まえて、園児一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して幼保連携型認定こども園の一日の生活の流れや環境を工夫するなど、園児一人一人に応じたきめ細かな指導が必要である。また、既に在園している園児にとっても、他の園児との出会いは不安や動揺、期待などが入り混じり、自分と保育教諭等と他の園児との関係に敏感になることもある。保育教諭等は、既に在園している園児と入園してきた園児の双方とかわりながら、園児同士が安定した関係を築くことができるよう援助していくことが必要である。

さらに、国際化の進展に伴い、幼保連携型認定こども園では外国人や海外から帰国した園児の受入れが多くなっている。これらの園児の多くは、日本以外の国での生活経験などを通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣などを身に付けているが、その実情は園児によって異なっている。このため、これらの園児の受入れに当たっては、保育教諭等自身が、当該園児が暮らしていた国の生活などに関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、園児一人一人の実情を把握し、その園児が安心して自己を十分に発揮することができるよう配慮することが大切である。また、保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語や日本の生活習慣に触れることができるように配慮することも大切である。さらに、園児が、日本の生活や園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切である。

3 体験の多様性と関連性

3 園児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するよ

うにすること。

園児が心身ともに調和のとれた発達をするためには、園生活を通して、発達の様々な側面にかかわる多様な体験を積み重ねることが必要である。体験は人が周囲の環境とかかわることを通してなされるものであることから、園児がかかわる環境が豊かである必要がある。すなわち、様々な人とかかわり、自然とかかわり、ものとかかわり、生き物とかかわりなど、様々な環境とかかわることができるように、環境を構成する必要がある。このような様々な環境とかかわることを通して、園児は発達に必要な多様な体験を積み重ねていく。

多様な体験が大切であるということは、園児に様々な活動を提供すればよいということではない。園児が自分で考え、判断し、納得し、行動することを通して生きる力の基礎を身に付けていくためには、むしろ園児の活動は精選されなければならない。その際、特に重要なことは、体験の質である。あることを体験することにより、それが園児自身の内面の成長につながっていくことこそが大切なのである。このようなことが生じるのは、園児が心を動かされることによる。心を動かされるというのは、驚いたり、不思議に思ったり、うれしくなったり、怒ったり、悲しくなったり、楽しくなったり、面白いと思ったりなど、様々な情動や心情が湧いてくることである。このような情動や心情を伴う体験は、園児が環境に心を引き付けられ、そのかかわりに没頭することにより得られる。そして、そのような体験は園児の心に染み込み、園児を内面から変える。また、園児を内発的に動機付ける。すなわち、その体験から園児自身が何かを学び、そして新たな興味や関心が湧いてくるのである。

このように、心を動かされる体験は園児自身の中に定着する。そして、次の活動への動機付けにもなり、また、一定期間経た後に、新たな活動の中に生きてくることもある。すなわち、一つの体験がその後の体験につながりを持つというように、体験と体験が関連してくるのである。そ

れは、体験の深まりであり、広がりである。例えば、5歳頃の園児が遊具を使ってアスレチックコースを作って遊ぶ中で、3歳頃の園児も挑戦し、5歳頃の園児に励まされながら、真剣な表情でコースを渡ることがある。これは3歳頃の園児にとっては、難しいことに挑戦した体験になるだろう。この体験から、3歳頃の園児は大きな積み木を自分たちでつないでアスレチックコースを作り、遊ぶかもしれない。アスレチックコースで遊ぶことでは同じであるが、今度の活動では、3歳頃の園児は自分たちでコースを作るという点で、体験の質は前とは異なったものとなる。しかしながら、二つの体験は関連したものである。また、秋に3歳頃の園児が園庭の落ち葉や木の実を拾って遊んだ体験が、翌年の秋にはさらに発展した遊びとして生まれることもあるだろう。

このように、一つ一つの体験は独立したものではなく、他の体験と関連性を持つことにより、体験が深まり、その結果、園生活が充実したものとなるのである。園児の体験が関連性を持つものになっていくためには、保育教諭等は次のことを念頭に置く必要がある。

第1は、園児一人一人の体験を理解しようと努めることである。そもそも園児の体験を理解しなければ、体験を次につなげることは不可能である。このとき留意しなければならないことは、体験は園児一人一人の意識の中であつてつくられるということである。したがって、同じ活動に参加したからといって、必ずしも全員が同じ体験をするとは限らないので、保育教諭等は園児一人一人の体験に目を向けることが大切である。

第2は、園児の体験を保育教諭等が共有するように努め、共感することである。心を動かされる体験が重要であるが、それがより強く次の活動への動機付けとなるためには、それを誰かと共有することが大切である。体験を共有し、共感し合うことにより、新たな意欲を抱くものであり、保育教諭等が園児の体験に共感するよう努めることが大切なのである。

第3は、ある体験からどのような興味や関心が園児の心に生じてきた

かを理解することである。そして、その興味や関心を園児が追究できるように環境の構成に配慮し、適切な援助をすることが大切である。

第4は、ある体験から園児が何を学んだのかを理解することである。園児の場合、学ぶとは概念的な認識のみを意味するわけではない。言語化されていない諸感覚を通して感じ取ったことも含まれる。保育教諭等がそれらの学びを読み取り、園児がその学びをさらに深めたり、発展させたりすることができるように、環境に配慮することも大切である。

第5は、入園から修了までの園生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えることである。時間的な隔たりを持って園児の体験の関連性を捉えることは、園児の学びをより豊かに理解することになる。

以上のような事柄に留意することで、園児の体験がつながりを持ち、学びがより豊かになるように援助することができる。

4 長期の指導計画と短期の指導計画

4 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

指導計画には、年、学期、月あるいは発達の時期を単位とした長期の指導計画と、週あるいは一日を単位とした短期の指導計画とがある。長期の指導計画は、それぞれの幼保連携型認定こども園の教育及び保育の

内容に関する全体的な計画に沿って園児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法を大筋で捉えたものである。長期の指導計画は、これまでの実践の反省や評価、累積された記録などを生かして、それぞれの時期にふさわしい生活が展開されるように作成することが大切である。その際、季節などの周囲の環境の変化や行事なども、園児の発達や生活を十分に考慮して位置付けることが必要である。

短期の指導計画は、具体的な園児の生活する姿から園児一人一人の興味や関心、発達などを捉え、長期の指導計画と関連させながら、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の園児の姿に直結して具体的に作成するものである。実際には、園児の生活の自然な流れや生活のリズム、環境の構成を始めとする保育教諭等の援助の具体的なイメージ、生活の流れに応じた柔軟な対応などを計画することとなる。

その際、特に園児の生活のリズムについては、一日の生活の中にも、ゆったりとした時間を過ごしたり、心身が活動的で充実感が得られる時間を過ごしたりして、メリハリのある生活を営むことができるようにすることが大切である。また、園児が環境にかかわって展開する活動は、一つ一つが単独で存在するのではなく、互いに関連し合って生活の充実感を得られるものである。園児の興味や欲求に応じて、活動と休息、日常性と変化、個人とグループや学級全体などについて生活の自然な流れの中で考えていく必要がある。

このようなことから、長期の指導計画は、園生活の全体を視野に入れて、学年や学級の中の連携を十分図りながら作成する必要がある。全職員の協力の下に作成するのが一般的である。これに対して、短期の指導計画は、各学級等の生活に応じた計画であることから、学級担任又は担当が自分の学級について原則として作成するものである。しかし、園児の生活する姿を的確に捉えるためには、多くの他の保育教諭等の見方を参考にすることが必要であり、保育教諭等が互いに情報や意見を交換することが大切である。また、指導計画の作成の手順や形式には一定のも

のではないことから、指導計画が園児の生活に即した教育及び保育を展開する際によりどころとなるように、各幼保連携型認定こども園において作成の手順や形式を工夫することが大切である。

5 指導上の工夫

5 園児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼保連携型認定こども園全体の職員による協力体制をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

幼保連携型認定こども園は、同年代の園児が共に集団生活を営む場である。特に、社会状況の変化に伴い、家庭や地域で園児同士が遊ぶ機会が減少している今日、幼保連携型認定こども園の果たす役割は大きい。

集団生活の中で園児の行う活動は、個人での活動、グループでの活動、学級全体での活動など多様な形態で展開されることが必要である。特に、幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、園児一人一人に応じることが大切にされているが、このことは必ずしも個人の活動のみを重視しているということではない。それは、グループや学級全体などいずれの活動においても園児一人一人が生かされることが必要であることを意味している。そのためには、集団が園児一人一人にとって、安心して自己を発揮できる場になっていることが大切であり、保育教諭等と園児、さらに、園児同士の心のつながりのある集団とならなければならない。

このような指導の充実を図るためには、満3歳以上の園児も学級を基本としながらも、その枠を超えた柔軟な指導方法をとることも必要である。そのためには、幼保連携型認定こども園の全職員による協力体制を

築き、職員の誰もが、園児全員の顔や性格などが分かるように努めることが大切である。そして、園児や保護者とのコミュニケーションを図り、園児一人一人に常に適切な援助ができるようにすることが重要である。

このような幼保連携型認定こども園全体の協力体制を高め、きめ細かな指導の工夫を図るために、教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行うことなどが考えられる。保育教諭等は常に並行して展開する個人あるいはグループの活動を全体として把握することを求められるが、実際には、ある園児やグループの活動にかかわっていると他の園児の動きを十分に把握できず、適切な援助を行うことができないこともある。このようなことから、教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行い、また、乳幼児理解や教育及び保育の展開について情報や意見を交換することによって、園児一人一人の様子を広い視野から捉え、きめ細かい援助を行うことが可能になる。

教育及び保育を複数の保育教諭等が共同して行うことは、教育及び保育の展開、学級編制、職員組織などの実態に応じて工夫するとともに、それぞれの保育教諭等の持ち味を生かしながら行っていくことが大切である。このように指導方法を工夫することは、園児が人とのかかわりや体験を一層豊かにしたり、深めたりして、園児一人一人の特性に応じた指導の充実を図る上で重要である。

6 保育教諭等の役割

6 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにする

こと。

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、保育教諭等の担う役割は極めて重要である。保育教諭等は、園児の発達の過程を見通し、具体的なねらい及び内容を設定し、あるいは配慮事項を踏まえながら、意図を持って環境を構成し、教育及び保育を展開しなければならない。その際、園児の主体性を重視する余り、「園児をただ遊ばせている」だけでは、教育及び保育は成り立たないということに留意すべきである。保育教諭等は、主体的な活動を通して園児一人一人が着実な発達を遂げていくために、園児の活動の場面に応じて次のような様々な役割を果たさなければならない。

まず、園児が行っている活動の理解者としての役割である。例えば、集団における園児の活動がどのような意味を持っているのかを捉えるには、時間の流れと空間の広がりを理解することが大切である。時間の流れとは、園児一人一人がこれまでの生活や遊びの中でどのような経験をしているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのかということである。これらを理解するには、園生活だけではなく、家庭との連携を図り、入園までの生活経験や毎日の降園後や登園までの家庭での様子などを把握することが大切である。また、空間的な広がりとは、例えば、自分の学級の園児がどこで誰と何をしているのかという集団の動きのことであり、これらを理解するには、園児一人一人の動きを総合的に重ね合わせ、それを念頭に置くことが大切である。

また、園児との共同作業、園児と共鳴する者としての役割も大切である。園児は自分の思いを言葉で表現するだけではなく、全身で表現する。園児に合わせて同じように動いてみたり、同じ目線に立ってものを見つめたり、共に同じものに向かってみたりすることによって、園児の心の動きや行動が理解できる。このことにより、園児の活動が活性化し、

保育教諭等と一緒にできる楽しさからさらに活動への集中を生むことへとつながっていく。

さらに、憧れを形成するモデルとしての役割や遊びの援助者としての役割も大切である。保育教諭等がある活動を楽しみ、集中して取り組む姿は、園児を引き付けるものとなる。「先生のようにやってみたい」という園児の思いが、事物との新たな出会いを生み出したり、工夫して遊びに取り組んだりすることを促す。園児は、保育教諭等の日々の言葉や行動する姿をモデルとして多くのことを学んでいく。善悪の判断、いたりや思いやりなど道徳性を培う上でも、保育教諭等はその一つのモデルとしての大きな役割を果たしている。このようなことから、保育教諭等は自らの言動が園児の言動に大きく影響することを認識しておくことが大切である。是非善悪を理解させたり、生活上のきまりに気付かせ、それを守らせたりすることについては、園児一人一人の発達に応じ、体験などを通して理解させ、進んで守ろうとする気持ちを持たせることが大切である。

さらに、園児の遊びが深まっていかなかったり、課題を抱えたりしているときには、保育教諭等は援助を行う必要がある。しかし、このような場合でも、いつどのような援助を行うかは状況に応じて判断することが重要である。保育教諭等がすぐに援助することによって園児が自ら工夫してやろうとしたり、友達と助け合ったりする機会がなくなることもある。また、援助の仕方も、保育教諭等が全てを手伝ってしまうのか、ヒントを与えるだけでよいのか、また、いつまで援助するのかなどを考えなければならない。園児一人一人の発達に応じた援助のタイミングや援助の仕方を考えることが、自立心を養い、ひいては園児の生きる力を育てていくことになる。

このような役割を果たすためには、保育教諭等は園児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要である。幼保連携型認定こども園は、園児にとって保護者から離れ、集団生活を営む場である。幼保連

携型認定こども園で安定し、落ち着いた心を持つことが、主体的な活動の基盤である。この安定感をもたらす信頼の絆は、保育教諭等が園児のありのままを受け入れて、その園児のよさを認め、一人一人に心を砕くことによって生まれる。その時々^{きずな}の園児の心情、喜びや楽しさ、悲しみ、怒りなどに共感し、応えることにより、園児は保育教諭等を信頼し、心を開くようになる。

実際の保育教諭等のかかわりの場面では、これらの役割が相互に関連するものであり、状況に応じた柔軟な対応をすることが大切である。そのためには、保育教諭等は多角的な視点から園児の姿を捉えることが必要である。園児と生活を共にしながら、園児との対話を通して一人一人の特性や発達^{きずな}の課題を把握し、目前で起こっている出来事からそのことが園児にとってどのような意味を持つかを捉える力を養うことが大切である。保育教諭等は園児とかかわる中で、園児の感動や努力、工夫などを温かく受け止め、励ましたり、手助けしたり、相談相手になったりするなどして心を通わせながら、望ましい方向に向かって園児自らが活動を選択していくことができるよう、きめ細かな対応をしていくことが大切である。

また、幼保連携型認定こども園では外国籍の園児や様々な文化を持った園児が共に生活している場合があり、保育教諭等はそれぞれの持つ文化の多様性を尊重し、多文化共生の教育及び保育を進めていくことが求められる。

例えば、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりするなど、園児が異なる文化に触れる機会を通して文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、園児同士のかかわりを見守りながら、適切に援助していくことが大切である。

外国籍の園児の文化を尊重することだけでなく、宗教や生活習慣など、どの家庭にもあるそれぞれの文化を尊重し、十分に認識することが必要

である。保育教諭等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、園児や家庭の多様性を積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことが大切である。

幼保連携型認定こども園における性別や個人差への配慮については、固定的なイメージに基づいて園児の性別などにより対応を変えたり、固定的な意識を植え付けたりすることがないようにしなければならない。園児の性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、園児一人一人の行動を狭めたり、園児が差別感を味わったりすることがないように十分な配慮が必要である。園児が将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持ったりすることがないように、人権に配慮した教育及び保育を心掛け、保育教諭等自らが自己の価値観や言動を省みて考えていくことが必要である。

男女共同参画社会の推進とともに、園児も、職員も、保護者も、一人一人の可能性を伸ばし、自己実現を図っていくことが求められる。

7 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うものであり、それが小学校以降の生活や学習の基盤ともなる。小学校においても、生活科や総合的な学習の時間が設けられており、総合的な指導の重要性が認識されていると言える。

園児は、幼保連携型認定こども園から小学校に移行していく中で、突

然違った存在になるわけではない。発達や学びは連続しており、幼保連携型認定こども園から小学校への移行を円滑にする必要がある。しかし、それは、小学校教育の先取りをすることではなく、小学校就学前までの乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことが最も肝心なことである。つまり、園児が遊び、生活が充実し、発展することを援助していくことである。

小学校以降において生きる力を育成することを踏まえ、幼保連携型認定こども園においては、園児の生きる力の基礎を育成するものである。特に、園児なりに好奇心や探究心を持ち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になる。園児を取り巻く環境は様々なものがあり、そこでいろいろな出会いが可能となる。その出会いを通して、さらに園児の興味や関心が広がり、疑問を持ってそれを解決しようと試みる。園児は、その園児なりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみること、その過程自体を楽しみ、その過程を通して友達や保育教諭等とかかわっていく中に園児の学びがある。このようなことが幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本として大切であり、小学校以降の教育の基盤となる。幼保連携型認定こども園は、このような基盤を充実させることによって、小学校以降の教育との接続を確かなものとすることができる。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育において、園児が小学校に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。創造的な思考の基礎として重要なことは、園児が出会ういろいろな事柄に対して、自分のしたいことが広がっていきながら、たとえうまくできなくても、そのまま諦めてしまうのではなく、さらに考え工夫していくことである。うまくできない経験から、「もっとこうしてみよう」といった新たな思いが生まれ、さらに工夫し自分の発

想を実現できるようにしていく。主体的な態度の基本は、物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができることである。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれることである。それらの基礎が育ってきているか、さらに、それが小学校の生活や学習の基盤へと結び付く方向に向かおうとしているかを捉える必要がある。また、小学校への入学を念頭に、修了が近い時期には、皆と一緒に保育教諭等の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことも大切である。さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、乳幼児期の教育及び保育から見られるものであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、園生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切である。

一方、幼保連携型認定こども園のみならず、小学校においても、幼保連携型認定こども園から小学校への移行を円滑にすることが求められる。特に、低学年においては、具体的な体験を重視した活動が行われる。また、生活科と他の教科との合科的な指導も行われている。

このように、幼保連携型認定こども園と小学校がそれぞれ指導方法を工夫し、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続が図られることが大切である。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続のためには、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成や指導方法の工夫、保育教諭等同士が互いの教育及び保育の内容について相互に理解すること、園児と児童の交流など、幼保連携型認定こども園と小学校が組織的に連携することが大切である。

(第3章 第3節 10小学校教育との円滑な接続 282ページを参照)

第3節 特に配慮すべき事項

1 発達の過程に応じた教育及び保育

1 園児の発達の個人差，入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差，家庭環境等を踏まえ，園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については，大人への依存度が極めて高い等の特性があることから，個別的な対応を図ること。また，園児の集団生活への円滑な接続について，家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

幼保連携型認定こども園においては，入園までの集団生活の経験年数や，生育歴，家庭環境等も多様である。したがって，指導計画の作成に当たっては，園児一人一人の発達の特性や発達の個人差に十分配慮し，発達の課題を丁寧に理解しつつ，園児の発達を中心とした計画を立てることが重要である。特に，満3歳未満の園児は，身体的発達や言語能力，自己表出の仕方が未熟であり，情緒的安定なども含め大人への依存度が高い等の特性があることから，保護者とも十分に連携を図り，食事，睡眠，排泄^{せつ}などについて，生活全体を通して保育教諭等の細やかな配慮と保護が必要である。その上で，指導計画においても，個別的な対応を前提として作成することが大切である。また，園児の一日の生活全体の連続性を考慮して，保護者の様々な思いを受け止め，尊重しながら，緊密な連携を図り，指導計画に反映させることが必要である。特に，入園当初は，家庭と連携，協力の下，園児が新しい環境や生活のリズムに慣れるよう配慮していくことが重要である。

2 発達の連続性を考慮した教育及び保育

2 園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には，

次の事項に留意すること。

- (1) 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
- (2) 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
- (3) 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮すること。

幼保連携型認定こども園は、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を行うことから、そのための環境は、園児の発達の特性を踏まえた工夫が必要である。

満3歳未満の園児は、出生時や授乳の状況、入園までの育児の状況やアレルギーなど身体的なものに含まれる部分と、家庭における保護者と園児の関係の確立につながる精神的なものを含め園児が生育歴から影響を受けるものへの配慮が必要である。心身の発育・発達が顕著な時期であると同時に、その個人差も大きいことから、その成長過程や生活状況、活動等の実態や成長の度合いを細かく観察し、園児一人一人の発達が途切れることなく連続性を持つとともに、園児一人一人に即した保育が展開できるよう個別の指導計画が必要である。歩行の確立や言葉の獲得、自我の芽生えなど諸側面の発達が著しいため、保健及び安全面のきめ細やかな配慮が必要である。その際、保育教諭等を始めとして、栄養教諭や栄養士・調理員・養護教諭や看護師等の職員間の緊密な協力体制を構築することが必要である。

また、満3歳未満の園児は、身近な大人との間に安定した絆きずなを形成することで、情緒が安定し発達が促される。したがって、柔軟な形での担当制を設け、特定の保育教諭等と園児がゆったりとかかわり、情緒的な絆きずなを深めることができるような指導計画を作成することが大切であ

る。

指導計画は、月ごとに個別の計画を立てることを基本として、園児の状態や季節の変化などにより、月ごとの区分にも幅を持たせ、ゆったりとした保育を心掛けることが大切である。

満3歳以上の園児では、学級やグループなどの集団生活での計画が中心となるが、集団の枠組みに園児を当てはめようとするのではなく、個人を尊重すると同時に園児相互のかかわりや集団の中で学び合う経験と環境を準備することが必要である。園児一人一人の持ち味やよさが活かされる集団を形成するようにすることが大切である。園児一人一人の主体性が重視されてこそ集団の育ちがあるという点を十分に認識して計画を立てることが重要である。園児一人一人を大切にす保育を基盤として、集団の中で安心して自己を発揮し、他の園児との様々なかかわりを持ち、一緒に活動する楽しさを味わい、互いのよさに気付き、協同して活動を展開することを通して仲間意識を高めていくように、指導計画を立てることが必要である。

幼保連携型認定こども園では、0歳から小学校就学前までの年齢の園児が共に生活する特性を生かし、異年齢編制のグループ活動等、自分より年上、年下の園児との交流によって、同一年齢の園児に対する教育及び保育では得られない様々な育ち合いが期待される。例えば、自分より年下の園児へのいたわりや思いやりの気持ちや態度を身に付けたり、自分より年上の園児に活動のモデルとしての憧れを持ったりするなどの育ち合いが期待される。また、異年齢の園児がかかわり合うことで、日々の教育及び保育における遊びや活動の展開の仕方がより多様なものとなる。

異年齢編制の教育及び保育では、園児の発達に差があることから、園児一人一人の状態を把握した上で、教育及び保育のねらいや内容を明確に持った適切な環境構成や援助が必要である。なお、保育教諭等の意図性が強くなると、年齢によっていつも役割分担が固定化したり、年齢や

発達の違い園児のグループに同じテーマで同じ結果を求める活動をしたりはすることは、園児が充実感を味わうことにはならない。したがって、日々の教育及び保育の中で自然な形で異年齢の園児が自らかかわり合い、遊びを展開していくことができるように十分配慮することが重要である。

3 一日の生活のリズムへの配慮

3 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

幼保連携型認定こども園では、在園時間が異なる園児が共に過ごすことから、一日の時間の移り変わりに伴い、共に過ごす集団の規模や質、場が変わったり、かかわる保育教諭等も替わったりするなど、その園児を取り巻く人や物、場所といった環境の変化が生まれる。こうしたことを踏まえ、園児一人一人の一日の生活のリズムを整えることが重要になる。園児がどのような園生活をしているのか、職員同士の連携を図りながら、園児一人一人の園生活を見通した上で、園児の活動や休息、緊張感や解放感等の調和を図っていく必要がある。

例えば、教育課程に係る時間の前後には、早朝の保育や夜までの延長保育などを利用する園児もいる。早朝の受入れでは、園児によっては保護者とのかかわりを求めて保護者と離れにくいことなどから、保育教諭等のきめ細かい配慮が求められる。

また、教育課程に係る教育時間の終了時においても、園児一人一人に丁寧な配慮が求められる。この時間は、家庭に帰る園児がいる中、一時預かり事業を利用する園児、保育の必要な園児もいる。そのため、園児

を迎えに来た保護者の姿を見て、園に残る園児が不安になったり、寂しさを感じたりすることも起こりやすい。例えば、学級の半数以上の園児が教育時間を終了し降園する場合、人数の少なくなった保育室で次の活動に移るより、保育の必要な園児も活動場所を移動し、他の学級や異年齢の園児と共におやつを食べるなどの工夫が必要である。園児の教育課程に係る教育時間終了後の生活は、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で過ごすことができるよう環境にも配慮する必要がある。家庭と同じように座って過ごすことができるような敷物や低い座卓を配して、くつろぐことができる空間を構成していくなどの工夫が大切である。保育教諭等同士の間を密にしながら、こうした園児の生活の場を工夫することが必要である。

夕方から夜間の保育時間においても、各園児のおおよその迎えの時間を把握し、よい生活のリズムで保護者に園児を引き渡すことができるように遊びや活動の流れをつくることが求められる。また、その保護者への引渡しに保育教諭等の意識や時間がとられてしまうと、保育室に残っている園児が不安になることもある。環境の変化や保育教諭等のかかわり方が、園児の生活に大きく影響することへの配慮が必要である。

また、逆に短時間で友達と別れ、降園していく園児にとっても、自分たちが帰った後どのような遊びをするのだろうかと思いを巡らせることもある。学級全体に知らせる必要がある活動の内容は、発達の段階に応じて午睡の前の学級全体での活動の際に漏らさず知らせておく必要がある。特に、5歳頃の園児において、同じ学級の友達がそれぞれ違う園生活の流れで過ごすことが分かるようになれば、教育課程に係る教育時間の活動と関連した保育における活動の流れや内容の見通しについて、先に降園する園児にも具体的に伝えることが大切である。こうしたことを園児同士が自らの言葉で伝え合うことができるような援助を重ねていくことで、やがて「この後は、僕たちが続きをやっておくから」「じゃあ、頼むね。僕は、家で〇〇になる材料を探して明日、持ってくるよ」など

の言葉のやり取りが生まれ、今日から明日への遊びや活動の連続性が生まれるようになっていく。

このように、一日の生活環境の変化が園児に過度の不安や動揺を与えることがないようにしなければならないが、その時々、園児の興味や関心、生活や遊びへの取り組み方、保育教諭等や友達との人間関係の変化、自然や季節の変化などに応じて、毎日の生活の型が一律とならないように配慮することも求められる。

4 午睡

4 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

午睡は、自然と眠くなる昼間に眠り体力を回復したり、脳を休ませたりするものであり、乳幼児期の発達の段階や一日の活動の程度等において必要なことである。在園時間が相対的に長くなる保育を必要とする子どもに該当するおおむね4歳までの園児にとっては、午睡のある生活のリズムが望ましい。

そのため、満3歳以降の在園時間の異なる園児が共に生活する幼保連携型認定こども園においては、午睡を必要とする園児と必要としない園児が混在することになる。そのため、どちらの園児にとっても、安心して眠ったり、活動したりできるように配慮する必要がある。

午睡を必要とする園児には、落ち着いた環境の下で眠ることができる場を確保することが必要である。午睡をしない他の園児の声が気になってよく眠ることができないこと等にも配慮して、園全体の間取りや位置

関係も視野に入れ、午睡をする園児がいる時間の環境について全職員で検討する必要がある。例えば、4歳の園児の保育室が2学級ある場合、午睡の時間は2学級を混合にして、片方の保育室を午睡の部屋として、もう一方を活動する園児の過ごす部屋として使う場合がある。しかし、隣に位置する保育室であると友達の声が聞こえて眠りにつけない園児が多い場合があり、多目的室など、園内の別の場所を一時的に午睡に適した環境に整え、活用するなどの工夫も必要である。

同様に午睡をしない園児の活動の場にも配慮する必要がある。午睡をしている園児が起きないように、ただ静かにさせるのではなく、この園児にとっても伸び伸び遊ぶことができる充実した環境や体制を整えておくことが求められる。保育を必要とする子どもに該当する園児であっても、保護者の希望や園児の心身の健康の状況に配慮して、午睡の時間を短くしたり、起きて遊ぶ環境にも配慮したりして、園児一人一人に合った園での生活のリズムを形成していくことが重要である。例えば、4歳の園児の遊ぶ場の環境構成として、静かに体を休めながら遊ぶことのできるように、低いテーブルや敷物を置き、適度な高さの間仕切りやカーテン等を設定してスペースをつくるなど、午睡をする生活から活動する生活へと円滑に移行できるような環境の構成を工夫していくことも大切である。

なお、例えば、暑い時期、思う存分水遊びなどを行った場合、4、5歳の園児でも午後はゆったり過ごしたり、午睡をしたりした方がよい場合もある。また、体調がよくない園児や前日の疲れが残っている園児など個別に午睡が必要となる場合もある。園児一人一人の体調等を見極めて、園児の午睡の有無を判断していく必要がある。

さらに、5歳頃の園児に関しては、就学後の生活も見通し一日の生活のリズムを形成していく観点から、保護者と連携を取りつつ、一年間の流れの中で園児の心身の健康の状況と合わせて考えながら、徐々に午睡のない生活に慣れていくことが大切である。園児一人一人の成長に合わ

せて、その日の体調なども考慮した上、保護者とも相談しながら、午睡を一律にさせるのではなく、発達の段階に合わせて、園児一人一人が自分で生活のリズムを整えていくようにしていくことが望ましい。

夜間の睡眠との関係や園児一人一人の成長や発達の状況、在園時間等の状況をよく見極めて、家庭と連携を密に取りながら園での対応を柔軟にしていくことが重要である。

5 長時間にわたる保育

5 長時間にわたる保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

長時間にわたる保育については、特に園児の心身の健やかな発達を保障できるよう様々な配慮が必要である。指導計画の作成に当たっては、園児一人一人の発達の過程、一日の園生活の流れを見通した園児一人一人の生活のリズムやそこでの心身の状態に十分に配慮したかかわりが求められる。

延長保育や夜間保育の場合は特に、家庭的でゆったりとくつろぐことができる環境や保育教諭等の個別的なかかわりなど、園児が負担なく落ち着いて過ごすことができるよう心掛けることが重要である。また、通常の時間帯における保育との関連やバランスを視野に入れ、一日の中で気持ちを切り替えられるよう配慮することも大切である。さらに、夕方以降の時間帯においては、一日の疲れや保護者を待ちわびる気持ちを受け止め、保育教諭等が温かくかかわることが求められる。

長時間にわたる保育においては、とりわけ家庭との密接な連携が必要となる。保護者の状況を理解し心身の状態に配慮しながら、園児の生活の様子や育ちの姿を伝え合い、園児の思いや一日の全体像について理解

を共有することが重要である。また、延長保育や夜間保育で食事や補食を提供する場合には、園児の生活のリズムを視野に入れながら、一日の食事の時間や量、内容などについて保護者と情報を交換することが必要である。

園児が安心して充実した毎日を過ごすことができることは、保護者にとって大きな支えとなり、幼保連携型認定こども園に対する信頼感へとつながる。

長時間にわたる保育では、職員の勤務体制により一日の中で複数の職員が担当することになる。引継ぎの際には職員間での正確な情報の伝達を心掛け、全職員が協力して、園児や保護者が不安を抱くことのないよう十分に配慮しながらかかわっていくことが必要である。

また、指導計画の作成とその実践においても、各々の保育教諭等が一日の教育及び保育の流れを把握した上で、それぞれの担当する時間や園児にふさわしい対応ができるよう、教育及び保育のねらいや内容等について理解を共有して取り組むことが重要である。

6 障害のある園児の教育及び保育

6 障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

認定こども園法第 26 条では、幼保連携型認定こども園において、障害のある園児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育及び保育を行うこととなっている。特別支援教育は、障害のある園児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、園児一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うものである。さらに、特別支援教育を推進することは、障害のある園児への指導にとどまらず、障害のない園児への指導の充実にも資するものである。

これらを踏まえ、幼保連携型認定こども園において障害のある園児を指導する場合には、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の機能を十分生かして、園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その園児の発達を全体的に促していくことが大切である。そのため、幼保連携型認定こども園では、園児の障害の種類や程度などを的確に把握し、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容・指導方法の工夫について検討し、適切な指導を行う必要がある。その際、保育教諭等は、ありのままの園児の姿を受け止め、園児が安心し、ゆとりを持って周囲の環境と十分にかかわり、発達していくようにすることが大切である。例えば、弱視の園児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫をしたり、難聴の園児に絵本を読むときには保育教諭等が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにしたり、肢体不自由の園児が興味や関心を持って進んで体を動かそうとする気持ちが持てるように工夫したりするなど、その園児の障害の種類や程度に応じた配慮をする必要がある。また、障害のある園児とない園児が一緒に遊ぶときには、園児同士がかかわりながら、それぞれの園児が遊びを楽しめるように適切な援助をする必要がある。

また、「特別支援学校」は、認定こども園法第 26 条により、幼保連携型認定こども園などの要請に応じて、幼保連携型認定こども園に在籍す

る障害のある園児などに関し必要な助言又は援助を行うよう努めることとなっている。このことを踏まえ、幼保連携型認定こども園は、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある園児の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切である。

例えば、障害のある園児一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある園児については、園生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。これらのことは特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの幼保連携型認定こども園や園児の実態に応じた指導方法を工夫することが大切である。

障害のある園児の指導に当たっては、何よりも幼保連携型認定こども園の保育教諭等が障害のある園児に対する理解を深め、その教育及び保育についての知識と経験を豊かにすることが大切である。そのためには、例えば、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、幼保連携型認定こども園の全職員の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが重要である。同時に、その園児の日常生活に支障がないように、あるいは安全を確保する観点から、施設や設備の整備、学級編制や職員の配置への配慮をすることも大切である。

また、障害のある園児の発達の状態は、家庭での生活とも深くかかわっている。そのため、保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要である。保育教諭等は、園児への指導と併せて、保護者が我が子の障害を受容できるようにしたり、将来の見通しについての不安を取り除く

ようにしたり，自然な形で園児とのかかわりができるようにしたりするなど，保護者の思いを受け止めて精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努めることが大切である。

なお，児童福祉法の改正により，障害児が身近な地域で支援が受けられるよう，通所・入所の利用形態の別により，障害児通所支援・障害児入所支援に一元化した。

障害児通所支援については，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援により構成されている。また，障害児入所支援については，福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設により構成されている。

これらの事業のうち，例えば，保育所等訪問支援は，訪問支援員（障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士，機能訓練担当職員等）が保育所等を定期的に訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援を行うものである。障害児本人に対する支援（集団生活適応のための必要な訓練等），訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）を通じ，専門的な支援が行われるものである。訪問先として，保育所，幼稚園，認定こども園などが対象である。この事業などの活用を通して，障害のある園児に対する支援を行うことも可能である。

このように，障害児の支援の強化を図るため，各地域においては，多様な施策が展開されており，各幼保連携型認定こども園においては，事業の内容や支援策などの把握に努め，市町村を始めとした関係機関との連携を通じて，障害のある園児の指導を行うことも求められる。

7 障害のある園児と共に活動する機会

7 園児の社会性や豊かな人間性を育むため，地域や幼保連携型認定こども園の実態等により，特別支援学校などの障害のある子どもと

の活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

障害のある園児については、障害の状態などに応じた適切な指導を行うとともに、様々な体験を通して、園児が達成感や成就感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を早期から身に付けることができるようにすることが重要である。このため、特別支援学校の幼稚部においては、幼児が積極的に幼保連携型認定こども園の園児などと活動を共にする機会を設け、様々な触れ合いや出会いの体験を豊かにすることが望まれる。

また、幼保連携型認定こども園にとっても、障害のある園児と活動を共にすることを通して、仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このことは、園児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことである。

障害のある園児と障害のない園児が活動を共にすることは、全ての園児にとって意義のある活動であり、今後一層の充実を図ることが大切である。

このような活動が、それぞれの園児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼保連携型認定こども園の保育教諭等と特別支援学校の幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。

なお、特別支援学校の幼稚部だけでなく、日常の教育及び保育において様々な機会を通じ、幼保連携型認定こども園の園児が園内外の障害のある幼児及び児童などと触れ合うことができるよう配慮することも大切である。

8 特別に配慮を要する園児への対応

8 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する園児について、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

乳幼児の集団生活の場となる幼保連携型認定こども園では、園児の状態を的確に把握し、園児一人一人の必要に応じて園生活の中で特別な配慮をする必要がある。例えば、病気の始まりや病気の回復期などの体調不良の園児、先天性疾患や慢性疾患等の健康状態から特別に配慮を要する園児、また、精神運動機能の全般的な発達の遅れや言葉、対人関係の発達に偏りが見られるなどの発達の状況から特別に配慮を要する園児など、園生活の中で特別に配慮を要する園児がいる。

健康状態について特別に配慮を要する園児については、日々、保育教諭等が園生活の中で心身の状態を把握し、保護者からも園児の健康状態についての情報提供を受けて的確に健康状態の把握に努めるようにするとともに、栄養教諭や栄養士、養護教諭や看護師等と連携し学校医と相談しながら適切な支援ができるよう配慮する必要がある。

こうした園児が集団の中で自己肯定感を持って楽しんだり、満足感を味わったりできるように、他の園児と同じ活動を同じようにすることのみを願うのではなく、その園児なりに自己発揮したり、挑戦したりする気持ちが味わえるような教育・保育の内容や教材等を工夫したり、環境の構成を考えたりすることが大切である。また、保育教諭等の温かいかわりをモデルにして、他の園児から学級の一員として大事に受け入れられるような雰囲気づくりをする必要がある。対象となる園児への対応が特別なものにならないように配慮し、他の園児や保護者に対しても病

気等について正しく理解できるような配慮が必要である。

特別に配慮を要する園児については、園児一人一人の状況が異なることから、保護者や学校医等との連絡を密にすることが大切である。必要に応じて、市町村、医療機関や障害児支援関係機関等の助言を受けるなど、園児一人一人の状況を踏まえて、保育教諭等は適切な対応を行っていく必要がある。また、担任や担当の保育教諭等だけで対応を行うのではなく、必要に応じて、園児への対応等について全職員で情報の共有を図るなど、園全体で話し合っ適切に対応を行っていくことが求められる。また、その際には、知り得た情報の守秘義務についても十分配慮する必要がある。

9 行事の指導

9 行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事については教育的及び保育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにすること。

行事は、園児の自然な生活の流れに変化や潤いを与えるものであり、園児は、行事に参加し、それを楽しみ、いつもの園生活とは異なる体験をすることができる。

また、園児は、行事に至るまでに様々な体験をするが、その体験が園児の活動意欲を高めたり、園児同士の交流を広げたり、深めたりするとともに、園児が自分や友達が思わぬ力を発揮することに気付いたり、生活や遊びに新たな展開が生まれたりする。

それゆえ行事を選択するに当たっては、長期の指導計画を念頭に置いて、園児の生活に即して必要な体験が得られるように、また生活や遊びがさらに意欲的になるよう、行事が終わった後の園生活をも考慮することが大切である。

また、その指導に当たっては、園児が行事に期待感を持ち、主体的に取り組んで、喜びや感動、さらには、達成感を味わうことができるように配慮する必要がある。

なお、園生活に行事を過度に取り入れたり、結果や出来映えに過重な期待をしたりすることは、園児の負担になるばかりでなく、ときには園生活の楽しさが失われることにも配慮し、園児の発達の過程や生活の流れから見て適切なものに精選することが大切である。また、家庭や地域社会で行われる行事があることにも留意し、地域社会や家庭との連携の下で、園児の生活を変化と潤いのあるものとするのが大切である。

(第2章 第2節 3身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」[内容] (3) 183ページを参照)

10 小学校教育との円滑な接続

10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。

幼保連携型認定こども園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、園児一人一人に応じた総合的な指導を行っている。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習している。このように、幼保連携型認定こども園

と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なる。このような生活の変化に子どもが対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、保育教諭等と小学校の教師は適切な指導を行うことが必要である。しかし、生活の変化が大き過ぎると、子どもはその生活の変化にうまく適応できないこともある。子どもは小学校入学と同時に突然違った存在になるのではなく、子どもの発達や学びは連続していることから、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続のため、指導計画において配慮するとともに連携を図るようにすることが大切である。

具体的な活動に当たっては、例えば、園児と児童の交流、小学校の教師との意見交換や合同の研究などが挙げられる。園児と児童が交流することによって、園児は、児童に憧れの気持ちを持ったり、小学校生活に期待を寄せたりすることができる。実際に交流を行う中で、児童と「一緒に遊ぶ」「一緒に生活する」という体験を通じて、園児は自分の近い未来を見通すことができるようになる。さらに、園児が、近隣の小学校へ出掛ける場合には、小学校の校舎や校庭、学校生活の流れの一端を知るよい機会になり、小学校生活に安心感と期待感を持つことにもつながる。一方で児童は、年下の園児と接することで、自分の成長に気付いたり、思いやりの心を育んだりすることができる。これらのことから、園児と児童にとって意義のある交流活動とするには、相互のねらいや方法などを踏まえ、継続的・計画的に取り組むことが大切である。例えば、実施に当たって年間計画を作成したり、交流活動について事前の打合せをしたり、交流活動後に互いの意見や情報を十分に交換したりするなど、相互の連携を図りながら取り組むことが大切である。

また、子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、幼保連携型認定こども園の保育教諭等と、小学校の教師が共に乳幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。すなわち、幼保連携型認定こども園の保育教諭等と、小学校の教師が共に、子どもの発達を長期

的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切である。このため、意見交換、合同の研究会や研修会、参観、事例を持ち寄り話し合うことなどが考えられる。その際には、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育はその指導方法の違いのみでなく、共通点について理解することも大切である。例えば、小学校教育でも、各教科において、教師が教えるだけでなく、自分で調べるなどの主体的な学習などを重視している。さらに、総合的な学習の時間では、体験活動を通し、自分たちで課題を見付け探究していくことを大切にしている。また、生活科においては、他教科などとの関連を積極的に図り、生活科を中心とした合科的な指導も行われている。

また、幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、小学校の生活や学習を見通した上で、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うことが大切である。**(第3章 第2節 7小学校以降の生活や学習の基盤の育成 264ページを参照)** そのためには、組織的、計画的な保育教諭等と小学校教師との交流の中で、小学校教育について理解を深めるとともに、中学校、そしてその先の学校教育の中で幼保連携型認定こども園が果たすべき役割について理解を深めることも必要である。さらに、認定こども園法施行規則において、幼保連携型認定こども園の園長は、園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校の校長に送付しなければならないこととなっている。このような関係法令も踏まえ、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続を図る必要がある。

なお、近年、幼稚園・保育所などと小学校の連携のみならず、認定こども園も加えた連携が求められている。保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の合同研修、保育教諭・保育士・幼稚園教師・小学校教師等の交流、保育所・幼稚園・認定こども園の園児と小学校の児童との交流などの連携を進め、乳幼児期の教育及び保育の成果が小学校につながるようにすることも大切である。

1 1 家庭や地域社会との連携

11 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫をすること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮すること。

園児の生活は、家庭、地域社会、そして、幼保連携型認定こども園と連続的に営まれている。園児の家庭や地域社会での生活経験が幼保連携型認定こども園において保育教諭等や他の園児と生活する中で、さらに豊かなものとなり、園生活で培われたものが、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で園児の望ましい発達が図られていく。

したがって、指導計画を作成し、指導を行う際には、家庭や地域社会を含め、園児の生活全体を視野に入れ、園児の興味や関心の方向や必要な経験などを捉え、適切な環境を構成して、その生活が充実したものとなるようにすることが重要である。このためには、家庭との連携を十分にとって、園児一人一人の生活についての理解を深め、幼保連携型認定こども園での生活の様子などを家庭に伝えるなどして、幼保連携型認定こども園と家庭が互いに園児の望ましい発達を促すための生活を実現していく必要がある。また、園児が幼保連携型認定こども園において自己を発揮し、生き生きと生活するためには、幼保連携型認定こども園が安

心して過ごすことができる場になっていることが大切である。園児は、保護者の感情や生活態度に影響されることが大きく、保護者が幼保連携型認定こども園や保育教諭等に信頼感を持っていれば、園児も安心して過ごすことができるようになってくる。

さらに、最近の園児は、情報化社会の中で多くの間接情報に囲まれて生活しているが、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子どもと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者を始め幅広い世代と交流したりするなどの直接的、具体的な体験が不足している。このことから、地域の資源を活用し、園児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けていく必要がある。

特に、自然の中で園児が豊かな生活体験をすることが大切であり、家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園や自然の中にある宿泊施設の活用なども考えていくことが必要である。このような園外の活動は、園児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要がある。保護者の参加なども考え、安全に配慮して実施することが必要である。豊かな自然の中で、保育教諭等や友達と共に宿泊したり、様々な活動をしたりすることは、自立心を育て、人とかかわる力を養い、園児の記憶の中に楽しい思い出として残るであろう。

各地域には、それぞれ永年にわたって培われ、伝えられた文化や伝統がある。これらに触れる中で、園児が、日本やその地域が長い歴史の中で育んできた伝統や文化の豊かさに気付くこともあろう。また、地域の祭りや行事に参加するなどして、自分たちの住む地域に一層親しみを感じたりすることもあろう。このように、園児が行事などを通して地域の文化や伝統に十分触れて、豊かな体験をすることも大切である。

家庭との連携に当たっては、保護者が乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるようにすることも必要である。そのためには、情報交換の機会や教育及び保育への参加などを通じた保護者と園児との活動の機会の設置などが考えられる。情報交換は保護者会などの場を活用するだ

けでなく、降園時の機会や連絡帳を活用するなど、日々の中で園児の様子や園児の成長の姿を伝え合うことが大切である。また、教育及び保育への参加などを通じて、保護者が園生活そのものを体験することは、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を具体的に理解することができるとともに、保護者が園児と体験や感動を共有することで、園児の気持ちや言動の意味に気付いたり、園児の発達の様子を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、保育教諭等の園児へのかかわり方を間近で見ることで、園児へのかかわり方を学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに、教育及び保育への参加終了後などに、保育教諭等との情報交換の機会を設け、園児の状況を踏まえた保育教諭等のかかわりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育や園児へのかかわり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼保連携型認定こども園と家庭との連携が深まり、園児がより豊かな生活を送ることができるようになることが大切である。

そのため、幼保連携型認定こども園は、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼保連携型認定こども園における教育及び保育や園児の発達の道筋、園児とのかかわり方への理解が深まるように配慮することが大切である。

(参考1) 認定こども園法 (平成18年法律第77号)

(定義)

第2条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校 (第9条において単に「学校」という。) において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

10～12 (略)

(参考2) 教育基本法 (平成18年法律第120号)

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 (略)

(参考3) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

(事業)

第6条の3 (略)

2～6（略）

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

（幼保連携型認定こども園）

第39条の2 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

2（略）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説作成協力者

(50音順)

(職名は平成26年4月1日現在)

秋田	喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
阿部	宏行	北海道教育大学准教授
網野	武博	東京家政大学特任教授
岩田	純一	京都教育大学名誉教授
岩立	京子	東京学芸大学教授兼東京学芸大学附属幼稚園長
榎沢	良彦	東京家政大学家政学部教授
大方	美香	大阪総合保育大学児童保育学部教授
大川	美紀子	千代田区立麴町幼稚園主任教諭
岡上	直子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
岡村	宣	認定こども園ポプラの木園長
岡本	拡子	高崎健康福祉大学人間発達学部教授
柏女	霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
加藤	篤彦	武蔵野東第一・第二幼稚園長
椛沢	幸苗	中居林保育園理事長
神長	美津子	國學院大學人間開発学部教授
上林	千秋	高崎市立城東小学校教諭
河邊	貴子	聖心女子大学文学部教授
吉川	由基子	小奴可保育所所長
木戸	啓子	倉敷市立短期大学保育学科准教授
小枝	達也	鳥取大学地域学部教授
酒井	治子	東京家政学院大学現代生活学部准教授
佐々木	晃	鳴門教育大学附属幼稚園園長
汐見	稔幸	白梅学園大学・白梅学園短期大学学長
志民	一成	静岡大学教育学部教授
柴崎	正行	大妻女子大学家政学部教授
ト田	真一郎	常磐会短期大学幼児教育科教授
杉原	隆	財団法人田中教育研究所所長
鈴木	みゆき	和洋女子大学人文学群教授
砂上	史子	千葉大学教育学部准教授
高櫻	綾子	日本女子大学家政学部専任講師
高山	静子	東洋大学ライフデザイン学部准教授
竹内	京子	品川区立南ゆたか保育園園長
田中	雅道	光明幼稚園長
民秋	言	白梅学園大学名誉教授
千葉	武夫	関西学院聖和短期大学教授
鶴	宏史	武庫川女子大学文学部准教授

寺田清美	東京成徳短期大学幼児教育科教授
友定啓子	山口大学教育学部教授
奈須正裕	上智大学総合人間科学部教授
野本茂夫	國學院大學人間開発学部准教授
橋本真紀	関西学院大学教育学部教授
福嶋義信	合志中部保育園園長
藤城富美子	杉並区立浜田山保育園看護師
帆足英一	世田谷子どもクリニック院長
掘越紀香	奈良教育大学教育学部准教授
増田まゆみ	東京家政大学家政学部教授
三代川紀子	浦安市立東野保育園副園長
無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
矢藤誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授
横山真貴子	奈良教育大学教育学部教授
吉田伊津美	東京学芸大学准教授
渡邊郁美	新宿区立あいじつ子ども園長
渡邊英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長

なお、内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、次の者が本書の編集に当たった。

長田浩志	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（少子化対策担当）
角田リサ	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（少子化対策担当）付企画官
淵上孝之	文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
蝦名喜之	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長 （前初等中等教育局幼児教育課長）
林俊宏	文部科学省幼児教育課幼児教育企画官
朝川知昭	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
橋本泰宏	厚生労働省大臣官房会計課長 （前雇用均等・児童家庭局保育課長）
南新平	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 幼保連携推進室長
津金美智子	文部科学省幼児教育課教科調査官
湯川秀樹	文部科学省幼児教育課幼児教育調査官
馬場耕一郎	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 保育指導専門官